自己点検・評価報告書

平成 29 年度版

國學院大學

自己点検・評価報告書の刊行に寄せて

國學院大學は、明治 15(1885)年に開学し、創立以来、前身となる皇典講究所の開黌式にあたって有栖川宮幟仁親王が述べられた「告諭」を建学の精神として、国史・国文・国法を中心に、研究と教育の両面で多くの実績を積み上げ、よりよき国家・社会の形成に貢献する人材を各分野に送り出すよう努めてきた。

本学では、創立 120 周年を迎えた平成 14（2002）年に、5 ヶ年の中期計画として「21 世紀研究教育計画」を策定し、以降、3 期 15 年に亘って取り組んでいる。平成 29（2017）年には、第 4 次となる計画を策定・公表した。第 4 次計画では、大学の将来像を「人文・社会科学系の「標」となる」と定め、「主体性を持ち、自立した「大人」の育成」を教育目標として、研究、教育、人材育成、管理運営の各方面で取り組みを進めているところである。教職員に対しては、毎年度の期初に第 4 次計画に基づいて学長の基本方針を示し、目的の達成に向けた取り組みを求めているが、その基本方針の中で、「自己点検・評価を基軸とした教学マネジメント」による内部質保証の実現を明示している。大学が自らの行動を自律的に点検・評価し、その結果に基づく改善・改革を、大学改革のエンジンとすることが、何よりも重要であると考えるからである。

平成 27 年度に受審した認証評価では、本学の内部質保証に対して一部形骸化が見られるとの指摘がなされた。この指摘を踏まえ、大学の自己点検・評価体制の見直しを行った。新たな体制では、各事業の実行主体である現場においては、各部局の長が責任をもって点検・評価を行うこと、その結果に基づき学長は全学的な視点での点検・評価を行うことを規程に定め、学長のリーダーシップによる内部質保証機能の充実と、質の確保を改めて闡明にした。今般、刊行した自己点検・評価報告書は、のような認証評価の指摘に対する改善・改革を含めて、「自己点検・評価規程」に基づき平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間における本学の取り組みを点検・評価し、その結果についてまとめたものである。本学の改善・改革に向けた慮いを汲み取っていただければ幸甚である。AI やロボット等の技術が進展した「Society5.0」が到来すると言われる中で、大学が果たすべき役割はこれまで以上に多様化すると考えられるが、そのような中で本学は、理想的かつ個性的で、社会からの負託に応えられる大学を目指して今後とも精進し、発展して行きたいと心から願っている。

最後に、本報告書の作成に携わった自己点検・評価委員会の委員をはじめ、関係者に深甚なる謝意を表する。

平 成　３０　年　７　月

國　學　院　大　學

学長　赤井　益久

目　　次

序章・・・1

第１章　理念・目的

●点検・評価項目・・3
大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。
●現状の説明（全学）
●点検・評価及び改善点
●長所

●点検・評価項目・・7
大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか。
●現状の説明（全学）
●点検・評価及び改善点
●長所

●点検・評価項目・・10
大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。
●現状の説明（全学）
●点検・評価及び改善点
●長所

●根拠資料・・11

第２章　教育研究組織

●点検・評価項目・・13
大学の学部・学科・研究科・専攻及び付置研究所・センター等の教育研究組織は、
理念・目的に照らし適切なものであるか。
●現状の説明（全学）
●点検・評価及び改善点
●長所

●点検・評価項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。
●現状の説明（全学）
●点検・評価及び改善点
●長所

●根拠資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

第３章　教員・教員組織

●点検・評価項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
大学として求める教員像及び教員組織の編成方針を明確に定めているか。
●現状の説明（全学）
●点検・評価及び改善点
●長所

●点検・評価項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか
●現状の説明（全学）
●点検・評価及び改善点
●長所

●点検・評価項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。
●現状の説明（全学）
●点検・評価及び改善点
●長所

●点検・評価項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。
●現状の説明（全学）
●点検・評価及び改善点
●長所

●根拠資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

第４章　教育内容・方法・成果

基準 4-1　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

●点検・評価項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

●現状の説明（全学）

●点検・評価及び改善点

●長所

●点検・評価項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

●現状の説明（全学）

●点検・評価及び改善点

●長所

●点検・評価項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成･実施方針が、大学構成員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表されているか。

●現状の説明（全学）

●点検・評価及び改善点

●長所

●点検・評価項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成･実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

●現状の説明（全学）

●点検・評価及び改善点

●長所

基準 4-2　教育課程・教育内容

●点検・評価項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

教育課程の編成･実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

●現状の説明（全学）

●点検・評価及び改善点

●長所

●点検・評価項目・・29
教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。
●現状の説明（全学）
●点検・評価及び改善点
●長所

基準 4-3　教育方法
●点検・評価項目・・31
教育方法及び学習指導は適切か。
●現状の説明（全学）
●点検・評価及び改善点
●長所

●点検・評価項目・・33
シラバスに基づいて授業が展開されているか。
●現状の説明（全学）
●点検・評価及び改善点
●長所

●点検・評価項目・・34
成績評価と単位認定は適切に行われているか。
●現状の説明（全学）
●点検・評価及び改善点
●長所

●点検・評価項目・・35
教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。
●現状の説明（全学）
●点検・評価及び改善点
●長所

基準 4-4　成果
●点検・評価項目・・37
教育目標に沿った成果が上がっているか。
●現状の説明（全学）
●点検・評価及び改善点
●長所

●点検・評価項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
学位授与（卒業・終了認定）は適切に行われているか。
●現状の説明（全学）
●点検・評価及び改善点
●長所

●根拠資料・・・39

第５章　学生の受け入れ

●点検・評価項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
学生の受け入れ方針を明示しているか
●現状の説明（全学）
●点検・評価及び改善点
●長所

●点検・評価項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか。
●現状の説明（全学）
●点検・評価及び改善点
●長所

●点検・評価項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。
●現状の説明（全学）
●点検・評価及び改善点
●長所

●点検・評価項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
学生募集及び入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。
●現状の説明（全学）
●点検・評価及び改善点
●長所

●根拠資料・・・48

第６章　学生支援

●点検・評価項目・・49
学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。
●現状の説明（全学）
●点検・評価及び改善点
●長所

●点検・評価項目・・50
学生への修学支援は適切に行われているか。
●現状の説明（全学）
●点検・評価及び改善点
●長所

●点検・評価項目・・53
学生の生活支援は適切に行われているか。
●現状の説明（全学）
●点検・評価及び改善点
●長所

●点検・評価項目・・55
学生の進路支援は適切に行われているか。
●現状の説明（全学）
●点検・評価及び改善点
●長所
●根拠資料・・・56

第７章　教育研究等環境

●点検・評価項目・・・

第 8 章　社会連携・社会貢献

●点検・評価項目・・67
社会との連携・協力に関する方針を定めているか。
●現状の説明（全学）
●点検・評価及び改善点
●長所

●点検・評価項目・・68
教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。
●現状の説明（全学）
●点検・評価及び改善点
●長所

●根拠資料・・70

第 9 章　管理運営

●点検・評価項目・・71
大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。
●現状の説明（全学）
●点検・評価及び改善点
●長所

●点検・評価項目・・72
明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。
●現状の説明（全学）
●点検・評価及び改善点
●長所

●点検・評価項目・・74
大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。
●現状の説明（全学）
●点検・評価及び改善点
●長所

財務
●点検・評価項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・76
教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。
●現状の説明（全学）
●点検・評価及び改善点
●長所

●点検・評価項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・77
予算編成及び予算執行は適切に行っているか。
●現状の説明（全学）
●点検・評価及び改善点
●長所

●根拠資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・79

第 10 章　内部質保証

●点検・評価項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・81
大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。
●現状の説明（全学）
●点検・評価及び改善点
●長所

●点検・評価項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・81
内部質保証に関するシステムを整備しているか。
●現状の説明（全学）
●点検・評価及び改善点
●長所

●点検・評価項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・82
内部質保証システムを適切に機能させているか。
●現状の説明（全学）
●点検・評価及び改善点
●長所

●根拠資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・85

終章・・・87
大学基礎データ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・89

序　章

序章

「國學院大學自己点検・評価規程」（以下、「評価規程」という）第 7 条第 2 項「自己点検・評価委員会は、自己点検・評価の結果について、3 年ごとに報告書を作成する。」に基づき、『平成 29 年度版　自己点検・評価報告書』を作成した。本報告書は、「評価規程」第 2 条に掲げた第 1 号から第 10 号までの事項について、全学的な視点で点検・評価した結果を、第 1 章「理念・目的」から第 10 章「内部質保証」としてまとめた。

１．自己点検・評価の目的と体制

本学は、学則第 1 条に、「神道精神に基づき人格を陶冶し、諸学の理論並びに応用を攻究教授し、有用な人材を育成することを目的とする」とある。これを達成するために「國學院大學学則」第 1 条第 2 項に「本学は教育研究水準の向上を図り、前条の目的と社会的使命を達成するため、教育研究活動などの状況について自ら点検及び評価を行うものとする。」とある。あらためて、大学の理念・目的の達成のために　自己点検・評価をふまえた教学マネジメントが必要不可欠な要件であると認識したい。

自己点検・評価の実施体制は、各学部・大学院・事務局等（以下、「各学部等」という）から選出される委員で構成される自己点検・評価委員会と、各学部等を母体として組織される 20 の自己点検・評価実施委員会（以下、「実施委員会」という）によって構成されている。自己点検・評価委員会及び各実施委員会は、所謂トップダウン型の点検・評価組織ではなく、大学全体、各部局の取り組みについて、第三者的な視点で点検・評価を行った。

具体的な点検・評価計画や、点検・評価項目は、「評価規程」第 3 条第 3 項に「自己点検・評価の項目の細目については、自己点検・評価委員会が各実施委員会と協議の上、別に定める。」とあり、各実施委員会は、自己点検・評価委員会との協議をふまえて、所定の様式を用いて毎年度の点検・評価を行ってきた。自己点検・評価委員会では、各実施委員会が行った点検・評価の内容をもとに、全学的な視点で点検・評価を行い、「評価規程」第 8 条「自己点検・評価の結果は、自己点検・評価委員会が 3 年ごとに作成し、学長がこれを公表する。」に基づいて、平成 10 年度、13 年度、16 年度、19 年度、22 年度に『自己点検・評価報告書』を作成し、公表してきた。なお、規程によれば、平成 25 年度版を作成すべきであったが、「評価規程」第 7 条第 1 項に、本学は、点検及び成果の結果について、「政令で定める期間ごとに文部科学大臣の認証を受けた評価機関による検証を受けるものとする。」に基づき、平成 27 年度に公益財団法人大学基準協会の認証評価を受審するにあたって、１年遅れて、『平成 26 年度版　自己点検・評価報告書』を作成し、これをもって、検証を受けた。

学校法人國學院大學は、創立１２０周年を契機として、平成 14 年度以降、「２１世紀研究教育計画」を策定し、その後、１期 5 年、第 3 次まで経過した。平成 29 年度からは、第 3 次で定めた「『國學院』ブランドの確立と強化」という目標をふまえて、第 4 次の「２１世紀研究教育計画」をとりまとめている。その中で、赤井益久学長が、「人文・社科学系分野を牽引する大学へ」と題して、「國學院大學の将来像は、「人文社会学系の標（しるべ）となる」と定めました。「標」には、人文社会学系における指標や目標となるという思いを込めています。今次の計画では、創立以来 135 年にわたる実績を礎に、強みをさらに伸ばし、ともすれば実学に偏重しがちな昨今の日本の教育の中で、本質を究める大学を目指します。教

育目標は、「主体性を持ち、自立した『大人』の養成」とし、本学での学びによって、豊かな知と実践力を養い、多様化する社会を生き抜き、動かすことのできる人材を育成してまいります。」という目標を掲げている。

本自己点検・評価報告書の結果が、國學院大學の課題、目標に、どのように具体的に資しているのかを、不断に検証し、改善をはからなければならない。

２．認証評価機関による認証評価の結果を受けて講じた改善・改革活動の概要等

本学は、平成 20 年度と平成 27 年度に公益財団法人大学基準協会の認証評価を受審し、いずれも大学基準に適合していると認定された。平成 27 年度に受審した認証評価における認定の期間は、2023 年 3 月までである。評価結果は、「努力課題」として 8 項目について指摘がなされた。これらの指摘事項については、自己点検・評価委員長が学長に報告し、学長によって常務理事会、学部長会等の意思決定にかかわる会議体で共有された。現在は、学長のリーダーシップの下、該当部局において改善に向けた取り組みを行っている。取り組みの経過は、本報告書の中で具体的に記述した。これをふまえて、8 項目の「努力課題」の改善についてとりまとめて、2019 年 7 月に大学基準協会に対して「改善報告書」として提出することとしたい。

また、平成 27 年度の認証評価では、本学の自己点検・評価体制について、一部で仕組みの形骸化が見られ、「評価規程」に記されている通りの運用がなされていないと、「努力課題」として指摘がなされた。これを受けて、平成 28 年度から自己点検・評価体制の見直しに着手し、平成 29 年度には、平成 30 年度以降の自己点検・評価体制が全学教授会で承認された。新たな体制では、実施委員会制度を廃し、各部局の長が責任をもって部局の点検・評価を行うこととするとともに、学長のリーダーシップによる点検・評価であることを明確化した。

３．今回の自己点検・評価にあたって

今回の報告書は、平成 30 年度から始まる、公益財団法人大学基準協会の第 3 期認証評価の基準に沿った構成とした。各項目とも、全学的な視点での記述を原則とし、一部の章における例示を除けば、部局単位の取り組みを詳述することを避けている。また、記述にあたっては、できうる限り根拠資料を明確にし、具体的なエビデンス・ベーストの点検・評価となるようにした。

前項で述べたとおり、平成 30 年度以降は、新たな体制による自己点検・評価が実施される。新体制では、学長のもと、各学部等の点検・評価は、各部局の長の責任において行われる。このことにより、本学教職員一人ひとりが、それぞれの課題について問題意識を持ち、目的の達成に対する認識も深めて、教育研究の質の向上をはかり、大学の更なる発展につながるものとしたい。

第１章

理念･目的

基準１　理念・目的

●点検・評価項目

大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

●國學院大學自己点検・評価チェックリスト（観点）

（ア）本学/学部/研究科の理念・目的を明確に定めていますか。設定理由・背景等も含めて説明してください。

（イ）上記の理念・目的は適切なものとなっていますか。本学の実績や資源、今日の社会状況をふまえて説明してください。

●現状の説明（全学）

國學院大學（以下「本学」という）の理念・目的は、建学の精神に基づくものとして明確に設定されている。以下では、その設定理由・背景等を踏まえ説明する（資料 1‐1～9）。

本学の出発点は明治 15 年（1882)、神道事務局生徒寮（神道界における神官教導職の養成機関）を抜本的に改め、宮内省より下賜された御手許金や全国の神社からの寄附金などを経済的基盤として神道・国学の研究・教育機関「皇典講究所」（後に財団法人化）が創立されたことにある。同所開黌式における総裁・有栖川宮幟仁親王の「告諭」には、「凡ソ学問ノ道ハ本ヲ立ツルヨリ大ナルハ莫シ、故ニ国体ヲ講明シテ以テ立国ノ基礎ヲ鞏クシ、徳性ヲ涵養シテ以テ人生ノ本分ヲ尽スハ百世易フベカラザル典則ナリ」として示されている。つまり、学問（国学）を研究・教授するには、自国の根本（本義、本つ教）を確立することが肝要であり、自国の「国体」（国柄、歴史・文化）を知り日本および日本人とは何かを自ら問う姿勢が必要不可欠であるとともに、かかる学問的営みを通して、国家・社会のより良き形勢に寄与しうる自立した道徳性豊かな人格を育成するという理念・目的が謳われている。

明治 23 年には、皇典講究所を経営母体として高等教育機関である「國學院」を設立した。皇典講究所の理念・目的を敷衍する形でその設立理念・目的が示された「國學院設立趣意書」には、中核分野の「国史・国文・国法」に留まらず、「海外百科ノ学」を「網羅兼修」すべきと明記されているように、本学では当初から、主体的な我が国の学問を軸としつつも、海外の事情や学問方法を知らずして自国文化の意義などは解明できないと考えられていた。要するに、國學院の「国学」とは、古典研究に基づく神道や日本の歴史、文学、法制、経済のみを対象とするものではない。漢学や洋学などを含む日本・東洋・西洋を問わないあらゆるアプローチ（学術分野）による総合的な研究・教育活動を通して自由闊達に議論した上で日本の国柄（歴史、文化）を究明し、日本の伝統文化を闡明・体得しつつ国家や地域社会、国際社会の発展に寄与することのできる自立した人材の育成を目的としてきたのである。

明治 36 年に専門学校令による認可を得た國學院（旧制専門学校）は、同 39 年に「私立國學院大學」と改称し（大正 8 年〔1919〕には「國學院大學」と改称)、大正 9 年には大学令大学に昇格した（日本における戦前の私立大学は 28 校)。同 12 年には飯田町から渋谷に校舎を移したが、同 13 年に発表された本学の校歌（作曲・本居長世）は当時の学長・芳賀矢一が作詞し、「古へ今の書明らめて　國の基を究むるところ」（１番）と古今の文献を対象として自国の根本（本義）を研究する「国学」の高等教育機関であることを謳うとともに、「いかで忘れむもとつ教は　いよゝみがかむもとつ心は」（２番）と日本最古の書物である『古事記』にも「神道」と同義で用いられ、近世以降「国学」の別名としても使用されてき

た語の「本教」を想起させ、さらには、「學のちまた　そのやちまたに」即ち学術研究分野が細分化する状況下において、総合的学問「国学」の姿勢を保持する学府としての「國學院」の名を高らかに宣言している（3番)。本学の校歌は、皇典講究所創立時の「告諭」並びに「國學院設立趣意書」で示されてきた内容を明確に継承し、分かり易く謳い上げている。

昭和初年以降、特に昭和7年の皇典講究所50周年頃から、本学では「建学の精神」という語やその類似表現を積極的に使用し始める。それは、「皇典講究所寄附行為」や「皇典講究所規則」、歴代総裁宮の令旨、さらには『皇典講究所五十年史』や『我が國學院大學』などの出版物において折に触れて出てくるが、本学における創立理念・目的としての「建学の精神」は「国体の講明」「道義の発揚」「惟神の大道の宣揚」であると認識されていた。もちろん、これらは皇典講究所創立時における「告諭」の内容を基盤とする表現であった。

そして先の大戦後の昭和21年（1946)、経営母体である皇典講究所の解散（神社本庁への合流）に伴って、本学は新たに財団法人國學院大學（同26年に学校法人となる）が経営する「國學院大學」として再出発する。同年に決議された「國學院大學寄附行為」第3条には、「本財団ハ古典ヲ講究シ、神道ヲ闡明シテ日本文化ノ神髄ヲ顕揚シ」と記された。また、「國學院中興の祖」とも言われる石川岩吉学長が当事者の言として述べたように、皇典講究所創立時の「告諭」は「本学建学の精神であり、本学の生命」であるから、新制大学の発足に伴い昭和24年に改められた「國學院大學学則」第1条においては「設立の目的使命を明かにし、神道精神によって人格を陶冶し、文化の興隆に貢献すること」を特筆したのである。本学の校史である昭和45年発行の『國學院大學八十五年史』には、「本大学が拠つて立つ建学の精神には聊かも揺ぎがなく、古典を講究し、神道を闡明して日本文化の神髄を顕揚し、以て世界の文化と人類の福祉に寄与する有用の人為を養成する事は、本学の使命」と明記され、平成6年（1994）発行の『國學院大學百年史』下巻にも「改正学則の第一条に更めてこれを規定し、建学の精神を宣言したのである」と述べられている。戦後の再出発時におけるこれらの表現は現在にまで継承され、「学校法人國學院大學寄附行為」第3条第1項に「古典を講じ神道を究め汎く人文に関する諸学の理論及び応用を研究教授し、以て有用な人材を育成し文化の進展に寄与する」、「國學院大學学則」第1条（以下「学則」という。）に「本学は神道精神に基づき人格を陶冶し、諸学の理論並びに応用を攻究教授し、有用な人材を育成することを目的とする」と規定し、明確かつ適切に反映されている（資料1-10、11)。

創立120周年を迎えた平成14年には、学内の議論を踏まえ、建学の精神である「神道精神」の現代的解釈を行い、そこに「日本人の主体性を保持した寛容性と謙虚さの精神」を見出している。ただ、ここでいう「神道」は、単なる「一宗教」という狭い意味の概念ではなく、日本文化の基層・基盤となる多種多様な精神・生活文化という幅広い意義が含まれている。そのことは平成12年、本学全学教授会審議で承認された「神道文化学部」設置に関する件において提示された資料「新学部設置の趣旨と構想の概要」において明確に示されており、その内容は平成十年代における本学の各自己点検・評価報告書にも反映されている。

以上の歴史的展開を踏まえ、本学では、平成20年4月1日に制定した「研究教育開発推進に関する指針」の〔研究教育開発推進に関する宣言〕において、「國學院大學は、建学の精神である「神道精神」に基づく研究教育を更に創造的に発展させ、主体性、独自性を保持しつつ、国際社会での協調・共生体制を構築し、学術研究及び教育を通して日本社会の発展と世界の平和に貢献する」とした上で、「本学は、「伝統と創造」「個性と共生」「地域性と国

際性」の調和を研究教育における基本方針と定め、日本人としての自覚と教養を身につけ、自立した個性を有し、より良き日本社会と世界の形成に尽力できる意思と能力を持つ人材を育成することを目標とする」と、その理念・目的を明確に謳い、現在もなおその方針を継続している（資料 1 - 12)。また、学校法人國學院大學では創立 120 周年を機に、理念・目的を具現化するものとして､5 年ごとに中期計画となる｢國學院大學 21 世紀研究教育計画」（以下「21 世紀計画」という。）を策定し、建学の精神に基づく「伝統と創造」「個性と共生」「地域性と国際性」を「3 つの慮い」と表現し、異なる二つの概念の調和を目指すことを大学の使命として明示した上で、学校法人の目標として「國學院ブランドの確立と強化」を掲げ、平成 29 年度に策定した第 4 次計画では、大学の将来像として「人文・社会科学系の「標」となる」、その教育目標としては「主体性を持ち、自立した「大人」の育成」という「5 年ストーリー」を描き、これに即した具体的な 8 つの戦略を描いている。

●点検・評価及び改善点

大学の創立理念・目的、即ち建学の精神は不変のものであり、決して時節に応じて変わるものであってはならない。しかし、時代の変化と社会の要請に応じた現代的解釈は不可避であり、これまでも幾度となく試みられてきた問い直しによって重層的に形成されてきた建学の精神に対する正確な歴史的理解のもと、その具現化がなされているか、またその理念や目的を実現するための体制が敷かれているかについては弛みない検証が必要である。

本学の建学の精神である創立時の「告諭」を基底とする「神道精神」（主体性を保持した寛容性と謙虚さの精神）は、本学の理念・目的そのものであり、大学名に冠された総合的学問の名称である「国学」も、「神道精神」の表出に対する独自の学問方法とされてきた。この本学の歴史に根差した明確な理念・目的は、大学・学部・研究科等の大前提として明確に位置付け直された上で、各セクション独自の研究・教育の目的も適切に設定されている。

例えば､「人間力の育成」という社会的要請を受けて、それまで社会的に「教職の國學院」とも評されてきた本学の教員（指導者）養成事業の実績をより一層発展させるため、本学で最も新しい学部・学科として平成 21 年に設置された人間開発学部（初等教育学科・健康体育学科)、さらには同 25 年に同学部の中に新設された子ども支援学科の設置趣旨においても、「本学の建学の精神である「神道精神」（主体性を保持した寛容性と謙虚さ)」に基づくことが明記されており、その建学の精神である「神道精神」を源泉としつつ、発展的に「人間開発」という、教育（初等教育、幼児教育・保育）や身体文化（健康、体育、スポーツ）などの人文・社会科学のみならず自然科学をも含む多種多様な諸分野を包含する文理融合の新たな学部の理念・目的や各学科の理念・目的が設定されている（資料 1 - 13、14)。

同学部では、毎年開催しているブラッシュアップ委員会において外部委員を含めた学部独自の自己点検・評価と外部評価を行うとともに、関連学会である「國學院大學人間開発学会」の年次大会や学部教授会、学部執行部会、学部独自のＦＤ協議会、各学科連絡会、学科内諸委員会などにおいても、本学・同学部の理念・目的の確認、それに基づく具体的な事業計画の策定、実行、検証、改善を日々繰り返している。このように、建学の精神である「神道精神」は、本学全体を貫く学部・学科等の前提として明確に位置付けられた上で、学部・学科等の理念・目的も適切に設定され、各事業に活かされていることが確認できる。

さらに、大学としての戦略的展開として、「建学の精神である「神道精神」に基づく研究

教育」を謳う「研究教育開発推進に関する指針」に基づき、その理念・目的を具現化するものとして策定された現在進行形の中期計画「21 世紀計画」においても、「伝統と創造」「個性と共生」「地域性と国際性」それぞれの調和を目指すことを大学の使命として明示した上で、中期的将来像と教育目標を具体的に打ち出している。

このように、本学の理念・目的は、創立時以来の建学の精神から積み重ねられてきた歴史が強く意識されつつ重層的に形成されてきたものであるとともに、本学全体を通し、組織の成り立ちを意識的に受け止めて明文化されており、その根拠（学則や「研究教育開発推進に関する指針」など）も明確である。それ故、本学における大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されていると同時に、現状の研究教育計画に反映されているといえる。

ただし、本学は、激動の近現代日本において紆余曲折の展開を示した神社神道と国学の歩みとともに歴史（校史）を歩んできたことから、かなり複雑な経緯を辿っている。それ故、表面的に見ただけでは本学の校史や建学の精神の成り立ちについて理解することは難しい。

一例を挙げれば、皇典講究所創立時の明治 15 年以降、明治中・後期には、「神道」という語は専ら「宗派神道」（教派神道）のことを指し、神社や日本文化の基層・基盤となる多種多様な精神・生活文化という、より広範な意味とは明確に区別される概念であったが（そのため、「告諭」には「神道」という文言は慎重に避けられている）、大正・昭和戦前期になって「神道」概念は拡張化されて神社祭祀や日本国民における生活の基盤となる信念・情操などの意味をも広く含む包容性豊かな概念となり、戦後には専ら天皇・皇室及び神社神道を核とする、日本文化を基礎付ける様々な精神・生活文化のことを含む言葉へと変遷している。

「神道」という言葉一つ取ってもかかる複雑な経緯を有するが故に、学外者からは俄かには理解が難しい面もあり、聊かの誤解や疑念が生じている場合もある（資料 1‐15、16）。例えば、本学ウェブサイトなどの記述を見る限りにおいては、創立時の「告諭」と学則上の「神道精神」との関係性が不明瞭であることは否めないように、学外者に本学の理念・目的に対する理解を求める際、本学側の説明の仕方に若干の不備や言説の揺れがあったことが誤解を生んだ一因である。それ故、今後の改善点としては、本学の建学の精神である「告諭」と「神道精神」との関係を有機的に説明することが求められる。創立時における「告諭」を基底とした「神道精神」（主体性を保持した寛容性と謙虚さの精神）という歴史的文脈を十分に踏まえた「建学の精神」理解を再構築した上で発展的な現代的解釈を議論してゆくという努力の必要性を改めて深く認識することが本学の理念・目的に関する大きな課題である。

●長所

本学の校史を鑑みれば、建学の精神に基づく理念・目的の内容は明らかであり、かかる明確かつ独特な理念・目的を有する大学は、我が国において稀有であるといえる。

本学は、他学には類似のものがない特異な学風を保持しているという強みとその学風に基づく広範な学術資産がある。実際に本学の校史を繙けば明らかなように、自らの足元を見つめて日本らしさ（或は本学らしさ）を踏まえつつ、国際的学知や新たな学問的見地をも積極的に吸収して創造的な研究・教育、成果発信をしてきた実績が多々ある。近年、グローバル化した複雑な国際情勢を背景として、学校教育の場を中心に、日本国民としてのアイデンティティ確認と対外的に幅広く活用することが可能である重要な文化資源としての日本の伝統文化に対する深い理解の必要性が日本社会において強く求められている。特に、日本の

伝統文化の核となる天皇・皇室や神社・神道に対する関心は、国内外の識者はもとより、一般レベルにおいても益々高まる一方となっている。「第 32 回オリンピック競技大会」（2020／東京）並びに「東京 2020 パラリンピック競技大会」という国家的一大イベントを控える中で、今日の複雑な社会状況を踏まえても、本学には発展的要素や活用されるべき学術資産・人的資源が豊富にある。それ故、その「強み」を十分に活かせるかどうかは「21 世紀計画（第 4 次）」の適切な遂行にかかっている。

また、本学の理念・目的を端的に表現する建学の精神についても、研究開発推進機構校史・学術資産研究センターにおける本学の校史に対する研究・教育という不断の取り組みや、同センターとの共催で「建学の精神」に関するシンポジウムを幾度も開催してきた教育開発推進機構における真摯な企画など、本学は、建学の精神および本学の理念と目的の今日的意味を追い求め、それが適切な表現となっているかどうかを絶えず検証してきたのである。かかる大学としての姿勢は、一定の評価が下されてよいものと考える。

なお、「建学の精神である「神道精神」に基づく研究」の象徴ともいえる研究開発推進機構は、「21 世紀計画」が定める研究課題の推進や学術資産の継承、研究成果の発信、若手研究者の育成などに当たって大きな成果を上げてきたが、平成 29 年度には創立（改組）10 周年を迎えた。また、平成 28 年度には、学長のリーダーシップのもとで、文部科学省私立大学研究ブランディング事業（タイプＢ：世界展開型）に「「古事記学」の推進拠点形成」が採択され、平成 29 年 3 月、研究開発推進機構に古事記学センターも設置された。これらの事例は、本学の理念・目的に即した、あるいは強みを活かした学術的展開であり、本学の唯一無二の特色を遺憾なく発揮したものであるといえる。

基準１　理念・目的

●点検・評価項目

大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

●國學院大學自己点検・評価チェックリスト（観点）

（ア）学生・教職員に対して、理念・目的の周知をどのように図っていますか。
　　また、それが浸透しているかどうかをどのように検証していますか。

（イ）理念・目的を社会に対してどのように公表していますか。

●現状の説明（全学）

本学の大学全体・学部・研究科等の理念・目的については、大学ウェブサイトで公表しており、関連情報も各種公式ＳＮＳで発信している。

また、受験生に対しては『入学案内』、学生に対しては入学式における学長告辞によって、本学の理念・目的を分かりやすく紹介している（資料 1-17）。

新任教職員に対しては、着任時に実施する研修において、研究開発推進機構校史・学術資産研究センター所属の専任教員や兼担教員などが中心になって、本学の建学の精神として「神道精神」を説明し、それに基づく研究・教育理念と目的、校史に関する講義を実施している。その他、全学教授会や職員全員研修の機会には、大学の理念・目的を具現化するために策定した『21 世紀研究教育計画　第 4 次』という冊子等を配付して説明を行う中で、本

学の理念・目的の再確認を促している。

これらの周知方法による効果については、平成 26 年 7 月に全学部生を対象に実施したアンケート「國學院大學学生リアル調査」（資料 1‐18）において、建学の精神が歌詞に読み込まれた校歌に関する学生の認識を確認する設問を設けて調査を試み、その結果を踏まえ、建学の精神の理解への促進に向け、現在段階的に改善策の実行がなされている。また、「学生リアル調査」は継続的に実施し、理念・目的の浸透度を定点観測できるような項目内容を検討している。

教員には全学教授会で 2 回、職員には全員研修会で 3 回にわたり、「研究教育開発推進に関する指針」で謳った建学の精神である「神道精神」（主体性を保持した寛容性と謙虚さの精神）に基づく「21 世紀計画（第 4 次）」の理念・目的について共通理解を図る機会を設けた。さらに職員には、クレド（心がけるべき信条）を書き込んだものを配付して常に身に着けさせ、本学の理念・目的や具体的目標を達成するための行動指針について意識するように工夫を行った（資料 1‐19）。

さらに、ブランディング広報戦略の一環として、雑誌媒体を中心に「学長メッセージ」（資料 1‐20）として、本学の理念・目的を社会に対して公表した。

また、教育目的・目標などについては、教職員、学生、受験生を含む社会一般の人々を対象とする公的な刊行物が充実しており、社会への公表と外部に対する周知が図られている。

学生に対する周知としては、「共通教育プログラム」の全学的必修科目（専門基礎科目に「神道概説」が設けられている神道文化学部以外）である「神道と文化」において「建学の精神と神道文化」をテーマとする授業が行われており、本学の建学の精神としての「神道」と校史が講義されている（平成 29 年度より一年生のクラス指定を行っている）。この授業で使用されるサブテキスト『國學院大學の 130 年』（平成 30 年度より『國學院大學の歴史』と改題）には、「建学の精神である「神道精神」（日本人としての主体性を保持した寛容性と謙虚さ）に基づき、その学問の基礎を日本の伝統文化を探究する「国学」に求めて、多種多彩な諸学問による研究・教育を行い、様々な分野に多くの有為な人材を送り出してきました」と記されているように、本学では、初年次段階において全学生に建学の精神である「神道精神」について必ず教授し、その周知を図っている（資料 1‐21）。なお、同授業では毎年、このサブテキスト並びに校史に関連した授業アンケートを行っており、その結果を同冊子の編集担当者や各授業担当者が共有の上、検証して授業の改善に繋げている。

これに加え、各学部・学科等では、新入生ガイダンスや必修の初年次教育科目、集団宿泊研修、各種行事、学部・学科の学内関連学会における企画や外部委員をも含む学部単位の自己点検・評価の取り組みなど、折々の機会において、本学の建学の精神に基づく理念・目的と校史についての説明や検討が行われている。

一例を挙げれば、初年次教育として 1 年次前期に行われる人間開発学部の必修科目「導入基礎演習」では、4 月初めの第 1 回授業における学部長講話並びに専任教員が担当する「建学の精神」講義において、「神道精神」（日本人としての主体性を保持した寛容性と謙虚さの精神）を建学の精神であると捉えて校史や同学部の理念・目的について教授しており、新入生に対する周知を図っている。また、この際、専任教員の指導のもと、建学の精神が読み込まれている本学の校歌の練習も行っている。さらに新入生に対して同授業に関するレポート提出を課し、次回以降の同授業において、各専任教員がレポート内容を踏まえつつ、

校歌の歌詞テストなどによって学生たちの理解度の検証を行っている（資料１‐22)。

さらに、これらの授業や國學院大學博物館の常設展・企画展などの中においては、大学・学部の理念・目的の周知度を図るためのアンケートの実施も行われている場合がある。

●点検・評価及び改善点

本学の理念･目的についての大学構成員（教職員および学生）への周知や社会への公表は、大学全体においては「自己点検・評価」の営みそのものがそれに該当し、また、学部・学科単位でもそれぞれ取り組みがなされている。学部によっては、卒業時アンケートなどを通して学生の周知度合を検証している事例もあるが、未だ全学的な取り組みとはいえない。

大学並びに各学部･研究科等として、大学ウェブサイトや各種刊行物等において、さらには外部の各種メディアを活用することを通して、本学の理念･目的について公表する努力はなされている。しかし、かかる公表の努力が、一般社会の本学に対する好意的なイメージや広範な知名度の形成にまで影響を及ぼすに至っているかというと、神道系大学である、日本の文学や歴史、神社に詳しい、古い時代の日本に関する研究をしている、日本の伝統文化の研究・教育については強い、「教職の國學院」などのイメージは一応社会的に定着しているようであるが、一般社会での本学の理念・目的、学風に対する正確な認識は未だ十全とはいえない。

他にほとんど類似の内容が見当たらない、学則に明記された極めてユニークな建学の精神である「神道精神」、大学名に冠された総合的学問「国学」という特色ある学風を保持してきた本学における今後の改善点としては、神道や国史･国文をはじめとする日本の伝統文化研究を軸としつつ、本学全体として多種多様な分野に基づく学問を独自に展開しているという事実について、これらの研究･教育が現在と未来を考えるために必須の営みであるということをもっと強く打ち出すとともに、国内における発信をより一層強化するのみならず、海外にも積極的に発信することによって、さらに広く国内外に周知を図ることが必要である。

また例えば、『古事記』の記述に由来する「稽古照今」や「修理固成」などの語が、十分にそのまま本学独自の建学の精神や研究・教育の特色を示すキャッチフレーズとなり得るように、本学が長年培ってきた独特な研究･教育の成果や学術資産という強み、特質を最大限活かしたワードセンスに基づく広報戦略も今後必要とされるべきであると考えられる。

●長所

本学においては、その大学全体・学部・研究科等の理念・目的について、学内的にも社会的にも、様々な機会を捉え、考えられ得るあらゆる手段を使って極めて旺盛に発信し、周知徹底を図ろうと努力している。その積極性については一定の評価が与えられよう。それぞれの社会への公表や周知に向けた広報活動が有機的に結び付くまでには至っていないため、どのように相互連関させていくかはこれからの課題として残っているものの、今後十分に活用可能な、多数発信できるだけのコンテンツは豊富に揃っているように見受けられる。

基準１　理念・目的

●点検・評価項目

大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

●國學院大學自己点検・評価チェックリスト（観点）

（ア）理念・目的が本学/学部/研究科の現状や社会状況に照らして適切かどうかを
　　どのように定期的に検証していますか？

●現状の説明（全学）

学校法人國學院大學の中期計画「21 世紀計画（第 3 次)」の修訂作業を行う過程で、本学の理念・目的の適切性について検証を行った。第 4 次計画では、本学の建学の精神である「神道精神」に基づき、その理念・目的を十分に踏まえた上で、本学の将来像を「人文・社会科学系の「標」となる」、教育目標を「主体性を持ち、自立した「大人」の育成」と定め、この目標を踏まえた学士課程教育の再構築において、新たな 3 つのポリシー（ディプロマ・カリキュラム・アドミッションの各ポリシー）の策定を行った（資料 1-23)。

各学部においても、学部教授会をはじめ、カリキュラム改訂の際や学部・学科関連学会の大会など、さらには人間開発学部が毎年開催しているブラッシュアップ委員会をはじめとする外部委員を含めた学部独自の取り組み（自己点検・評価と外部評価）においても、それぞれの理念・目的の適切性について、各学部の現状やさらには現代社会の少子高齢化、グローバル化、AI の進展をはじめとする科学技術の発達等、大学を取り巻く環境が大きく変化する状況を踏まえ、検証を行っている。

●点検・評価及び改善点

「21 世紀計画」の推進に当たっては、第 4 次計画と新たな 3 つのポリシーの体系性と整合性の確立が求められるため、不断の検証が求められる。しかし、本学の理念・目的に基づいた具体的目標に対する個別戦略や行動計画における成果検証は、その検証方法が未だ確立されていないこともあり、特に事業報告に必要なデータに偏り、全体としては不十分な結果となっていることが課題である。理念・目的の適切性についての定期的な検証は、大学全体においては「自己点検・評価」の営みそのものもそれに該当し、また、学部単位でもそれぞれ独自の取り組みがなされており（中には外部評価を伴うものもある)、その中で理念・目的の適切性についても定期的に検証が行われていると見て良い。

大学全体では、本学の校史に関する丹念な研究を基盤としつつ、改めて本学の建学の精神や基盤となる学問方法、つまり「神道」や「国学」に対する正確な理解に基づいた根本的な理念・目的の確認を行った上で、現在の社会状況に応じた表現方法を模索する中で周知徹底を図る必要がある。学部・研究科等においては、かかる大学の理念・目的を踏まえた上でそれぞれの理念・目的が設定されているか、不断の見直しが必要である。

また、「神道精神」乃至「神道」や「国学」について、本学の構成員自身が一般に流布されている誤解や一面的見方に影響されて偏狭なイメージを抱き、あまりにも狭い概念として受け取ってしまってはいないかという疑念が少々ある。これらは、本学の理念・目的の核であるとともに、本学に存在する全学部・研究科等の存立根拠としても十分に位置付けられる極めて柔軟性のある包容性豊かな概念である。我が国においても稀少かつ独特な個性が

あるのにも拘らず、その強みがあまり活かされておらず、アピール不足の感は否めない。

●長所

本学の各学部・研究科等では、本学の建学の精神や本学創立以来の歴史（校史）、組織の成り立ちを常に意識してきた。今後はかかる起源を重視しつつ、時代に合わせた理念・目的の解釈や、その解釈に基づいた将来計画を策定していく必要があるため、それぞれが本学の中期計画である「21 世紀計画（第 4 次）」を軸に、大学の理念・目的の具現化と各々の特色をともに活かすべく努力を重ねている。

要するに、この「21 世紀計画（第 4 次）」について適切に推進してゆくことが、学長主導のもと、各学部等の取り組みの結果が、本学の理念・目的の具現化となり得ているかを不断に確認する作業ともなっているのである。

●根拠資料

1‐1　『皇典講究所五十年史』（皇典講究所、昭和 7 年）7、339 頁
1‐2　『皇典講究所概要』（皇典講究所、昭和 9 年）1、2、7 頁
1‐3　『我が國學院大學』（國學院大學、昭和 15 年）1～3 頁
1‐4　石川岩吉「建学の精神について」（『神社新報』第 514 号、昭和 32 年 2 月 23 日）
1‐5　『國學院大學八十五年史』（國學院大學、昭和 45 年）754、755 頁
1‐6　『國學院大學百年史』下巻（学校法人國學院大學、平成 6 年）1037 頁
1‐7　『國學院大學百二十年小史』（学校法人國學院大學、平成 15 年）513～515 頁
1‐8　『國學院大學自己点検・評価報告書平成 19 年度版』（國學院大學、平成 20 年）1、2 頁
1‐9　藤田大誠「國學院大學における建学の精神「神道精神」の基礎的考察」（『國學院大學校史・学術資産研究』第 10 号、平成 30 年）
1‐10「学校法人國學院大學寄附行為」
1‐11「國學院大學学則」
1‐12『21 世紀研究教育計画　第 4 次』（学校法人國學院大學、平成 29 年 4 月 1 日）
1‐13「國學院大學人間開発学部　設置の趣旨等を記載した書類」
1‐14「國學院大學人間開発学部子ども支援学科　設置の趣旨等を記載した書類」
1‐15　平成 27 年度の公益財団法人大学基準協会による「國學院大學に対する大学評価（認証評価）結果」
1‐16　論説「建学の精神としての神道精神」（『神社新報』第 3396 号、平成 30 年 4 月 23 日）
1‐17　学報：入学式における学長告辞
1‐18　國學院大學学生リアル調査
1‐19　クレド
1‐20　学長メッセージ
1‐21　國學院大學研究開発推進機構校史・学術資産研究センター編『國學院大學の 130 年』（國學院大學教育開発推進機構共通教育センター、平成 26 年改訂二版）
1‐22　人間開発学部ウェブサイト「Weekly 通信」平成 29 年 4 月 12 号
1‐23　３つのポリシー（大学全体、共通教育、専門教育、文学部、法学部、経済学部、神道文化学部、人間開発学部）

第２章

教育研究組織

基準２　教育研究組織

●点検・評価項目

大学の学部・学科・研究科・専攻及び付置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らし適切なものであるか。

●國學院大學自己点検・評価チェックリスト（観点）

（ア）現在設置されている教育研究組織は、大学の理念・目的を達成するために相応しいものになっていますか。

（イ）現在設置されている教育研究組織は、今日の社会状況をどのように反映していますか。

●現状の説明（全学）

本学の建学の精神である「神道精神」は、「学校法人國學院大學寄附行為」と「國學院大學学則」に明記され、現在本学は、文学部（哲学科、史学科、日本文学科、中国文学科、外国語文化学科)、経済学部（経済学科、経済ネットワーキング学科、経営学科)、法学部（法律学科)、神道文化学部（神道文化学科)、人間開発学部（初等教育学科、健康体育学科、子ども支援学科)、大学院（文学研究科、法学研究科、経済学研究科)、専門職大学院（法務研究科[法科大学院]）の 5 学部 13 学科・3 研究科・1 専門職大学院を擁する人文・社会科学系の大学となっている。各学部・研究科は、建学の精神である「神道精神」に基づき、教育研究上の目的やディプロマ・ポリシーを定めており、それぞれの教育・研究の指針となっている。

本学では創立 120 周年である平成 14 年に、建学の精神である「神道精神」を具現化し、それを将来にわたって強固なものとするため、「21 世紀計画」を策定した（資料 1 - 12)。本計画に基づき、本学における研究教育活動の重点的推進及びその成果の発信を目的として、それまで重要な研究成果を蓄積してきた私学の人文・社会科学系研究機関として著名な存在で高い評価を受けていた日本文化研究所を前提として、学内諸機関を改組・統合し、平成 19 年度に研究開発推進機構を設置した。また、平成 21 年度には、同計画（第 2 次）に基づき、本学の教育力向上と教養教育に関する調査・研究に取り組むとともに、全学並びに各学部における人材育成の支援を行うことを目的として、教育開発推進機構を設置した。

しかし、社会からの要請に基づき設置した法科大学院は、入学者の確保が困難な状況になり、平成 29 年度末をもって廃止した。

最近では平成 28 年度「私立大学研究ブランディング事業」に「古事記学」の推進拠点形成-世界と次世代に語り継ぐ『古事記』の先端的研究・教育・発信が採択されたことで、本学独自の古事記学を構築する「古事記学研究センター」を設置した。また、平成 23 年に試行し、翌 24 年に設置した教職センターを、平成 28 年度、教育開発推進機構内に移設した。

●点検・評価及び改善点

現存の本学における各教育研究組織においては、大学の理念・目的、つまり本学においては建学の精神である「神道精神」に基づき、各機関において発展的に設定された独自の理念・目的を達成するために相応しいものになっているかどうか、今日の社会状況の反映をも念頭に置き、さらなる主体的な自己点検・評価への取り組み姿勢が求められる。

また、「教育の質保証」を掲げる教育開発推進機構の位置付けを考えれば、高等教育全般について俯瞰されておらず、社会状況を踏まえた組織へと改革が望まれる。

更に、社会状況や社会からの評価を踏まえ、法科大学院の募集停止に至った経緯を再確認し、既設の教育研究組織はその目的を達成するに相応しいのか確認が望まれる。

なお、人間開発学部における研究者養成機関としての大学院は、検討されたことはあるが、社会的ニーズや学部教育の状況、専任教員の負担増など、総合的観点から現実的な事業であるとは判断されず、今のところは設置していない。但し、今後とも情勢を見極めつつ検討する作業は続ける。併せて総体としての教育研究組織のあるべき姿も確認する必要がある。

●長所

現在、本学において設置されている各教育研究組織は、その主となる各研究分野の性格から濃淡はあるにせよ、全体として建学の精神である「神道精神」、即ち大学の理念・目的を前提としつつ、それぞれの組織の理念・目的を捉え直そうという意識を持っている。

基準２　教育研究組織

●点検・評価項目

教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

●國學院大學自己点検・評価チェックリスト（観点）

（ア）現在設置されている教育研究組織が、大学の理念・目的に照らして適切であるかどうかをどのように検証していますか。

●現状の説明（全学）

各教育研究組織の活動について、自己点検・評価を通じて検証しており、その検証過程において、内発的に各組織の存在の適切性についても問うている。また認証評価結果を踏まえた改善に努めている。更に学長主導の下、教員定数や年齢構成の偏り等について、検討委員会を設け検証を行い、随時、学部長との間で協議した上で、学長が見直しを指示している。

●点検・評価及び改善点

各教育研究組織により検証の有無や手段が違っており、大学として検証方法の統一化が望まれる。自己点検・評価で指摘されている事項について真摯に受け止め、学長のリーダーシップの下に、柔軟かつスピードをもった対応で、前述の「大学としての検証方法の統一化」の必要性という指摘についても、その前提となる方針の整備に表示している。恒常的かつ自律的な内部質保証体制の確立に向け、実質的な検証を目的とした「國學院大學自己点検・評価規程」の改正も実施され、次年度の是正された姿に期待したい。

●長所

全学的統一化はなされていないが、各教育研究組織において適切性が検証されている。

●根拠資料

1‐12　『21 世紀研究教育計画　第 4 次』学校法人國學院大學、平成 29 年 4 月 1 日）

第３章

教員･教員組織

基準３　教員・教員組織

●点検・評価項目

大学として求める教員像及び教員組織の編成方針を明確に定めているか。

●國學院大學自己点検・評価チェックリスト（観点）

（ア）学部・研究科等の教育目標を踏まえた教員組織の編成方針がありますか。
ある場合は具体的に説明してください。

（イ）本学/学部/研究科の教員にどのような資質・能力を求めていますか。
なお、その方針が定められていれば示してください。

（ウ）教員の年齢構成について、どのような方針を定めていますか。

●現状の説明（全学）

本学では、大学全体の教員組織の編成方針として、研究能力だけに偏ることなく、教育能力にも留意して教員を採用することとしている。しかし、大学として求める教員像及び教員組織の編成方針についてはいまだ明文化されていない。また、各学部・研究科においても、教員の採用・昇格について「教員資格審査基準」を定めてはいるものの、学部・研究科の求める教員像に関する方針及び教員組織の編成方針は明示されていない。

求める教員像について、文学部では、本学の建学の精神を理解し、学問研究及び学生の教育に情熱を持つ人間性豊かな教員としている。経済学部では、教育目標を共有・理解し、適切な教育研究を実践できる教員としている。法学部は、法学及び政治学に関する高い専門的知識と、学生を現代社会における主体的かつ積極的な活動に動機付けることができるような優れた教育能力を求めている。神道文化学部では、教員には神道や宗教文化の分野に関する高い研究・教育能力を有することを求めている。人間開発学部では、複数の学問分野の学際的・総合的アプローチによる「人間開発」を目指し、多種多様な専門性を有する教員を配置するように努めるとともに、実践力の強化・高度化のため、教育指導に卓越した実務経験者をも採用することとしている。法科大学院では、法理論と法実務の有機的結合を図る教育を行い、法務職に関する高度の専門性と深い学識及び卓越した能力を培った法曹を養成するという目的のために、実務家教員を充実させる形で教員組織を整備している。

なお、教育開発推進機構では、担当任務にあたる上で求められる教員像が異なるため、求める教員像に関する方針及び教員組織の編成方針はなく、個別の専任教員採用に際して、必要となる能力や資格・経験等を明示することとしている。

また、研究科大学院では学部の教員組織に依っており、独自の組織編成方針はない。

●点検・評価及び改善点

本学では、大学全体の教員組織の編成方針として、研究能力だけに偏ることなく、教育能力にも留意して教員を採用することとしているが、大学として求める教員像及び教員組織の編成方針については明文化されていない。この点は、平成 26 年の自己点検・評価報告書において、平成 28 年の作成を目途に検討しているとしているにもかかわらず、いまだ具体化していない。また、各学部・研究科においても学部・研究科の求める教員像に関する方針及び教員組織の編成方針は明示されていない。

以上の点については、まず、全学のレベルにおいて、学則第 1 条に定められた本学の理念・目的（資料 1-1）及び平成 22 年に策定された 3 つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）（資料 1-23）を踏まえ、大学として求める教員像及び教員組織の編成方針を明文化すべきである。それを受けて、各学部、研究科及び各機関はそれぞれ、求める教員像に関する方針及び教員組織の編成方針を明文化すべきである。またその際、年齢構成の方針についても明確化する必要があろう。

●長所

特になし。

基準 3　教員・教員組織

●点検・評価項目

学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

●國學院大學自己点検・評価チェックリスト（観点）

（ア）本学/学部/研究科の教員の資質・能力が求められる水準を満たしているかどうかをどのように検証していますか。

（イ）各授業科目に適合した担当教員が配置されているかどうかをどのように検証していますか。

（ウ）研究科担当教員には、大学院における研究指導に相応しい能力を持った教員が配置されていますか。＜大学院のみ＞

●現状の説明（全学）

本学では、平成 30 年 2 月現在、専任教員数については、大学設置基準及び大学院設置基準上の必要教員数を充たしている。なお、各学部・学科の教員定数（資料：基礎データ参照）は、経営的な観点から理事会において検証し、各学部・学科は、その定数に基づき人事計画案を策定し、学長がこれを承認している。

年齢構成については偏りのないように配慮されているものの、神道文化学部では 60 代の教員が多く、若干の偏りが見られる。そこで、神道文化学部では、平成 27 年 4 月付けで、40 代の専任教員（准教授）1 名と 50 代の特別専任教員（准教授）1 名を新たに採用し年齢構成の適正化を図った。

教員の資質・能力については、採用時及び昇格時の審査によって検証がなされている。それ以外の定期的な検証は行っていない。なお、文学部では、採用・昇格時の教育研究業績審査において、研究業績だけではなく、模擬授業と面接を実施することによって、教育指導能力の確認を行っている。経済学部では、教員の科目担当能力について、採用時は研究業績と模擬授業等で検証し、採用後は昇格時に研究業績の審査及び授業参観等による教育実績の評価を行うことで確認している。

各科目の担当教員の配置の適合性については、文学部では、専任教員の場合、採用及び昇格時の業績審査を参考に検討され、兼任教員の場合、年度ごとの再委嘱確認時に適合性を判断している。経済学部では、毎年、次年度の開講講座を確定する際、教務委員会を経て教授

会で審議されている。法学部では、所属教員の教育能力について、法学部教務委員会において、教員の成績評価状況、授業評価アンケート結果などを用いて検証を行っている。また、学部 FD 推進事業で作成したティーチング・ポートフォリオに基づき、学部全体、専門分野ごと、科目ごとに検討の場を設け、相互に評価している。人間開発学部では、学部教授会及び各学科単位の連絡会において、開講講座表を基にした審議を行い、各授業科目に適合した担当教員を適切に配置されているかどうかを検証している。

次に、研究科大学院における教員配置は、資格審査委員会又は研究科委員会において適格性を審査し任用内規に則り、博士前期課程・後期課程の担当適否も審議している。また、文学研究科では、『大学院文学研究科紀要』（資料 3-1）に構成員の業績・活動一覧を掲載しており、平成 27 年度以降、内容を増補している。

法科大学院では、専任教員の資質・能力について、5 年以内に 1 度、日弁連法務研究財団による認証評価において教員業績審査を行っていたが、平成 28 年度以降の学生募集を停止（資料 3-2）したことから、平成 29 年度に実施を予定していた日弁連法務研究財団の認証評価は受審していない。

●点検・評価及び改善点

本学では、専任教員数について、大学設置基準及び大学院設置基準上の必要教員数を充たしている。しかし、前項で指摘したとおり、大学として求める教員像及び教員組織の編成方針については明文化されておらず、それに従った教員配置になっているか否かについては今後検証が必要と思われる。

教員の資質・能力については、採用時及び昇格時の審査によって検証がなされている。それ以外の定期的な検証は行っていない。教員の資質・能力の検証は難しい問題であるが、その方法も含めて、全学的な検討が必要である。

授業科目と担当教員の配置の適合性については、各学部において、教務委員会などを中心に検証がなされている。本学のカリキュラム・ポリシーに則った教員配置になっているかという点について不断の検証が必要であろう。

●長所

法学部では、所属教員の教育能力について、法学部教務委員会において、教員の成績評価状況、授業評価アンケート結果などを用いて検証を行っている。また、学部 FD 推進事業で作成したティーチング・ポートフォリオに基づき、学部全体、専門分野ごと、科目ごとに検討の場を設け、相互に評価している。

基準３　教員・教員組織

●点検・評価項目

教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

●國學院大學自己点検・評価チェックリスト（観点）

（ア）教員の募集・採用に関する手続きを説明してください。

（イ）教員の昇格に関する手続きを説明してください。

●現状の説明（全学）

各学部及び教育開発推進機構の教員の採用は、各学部・機構ごとに「教員資格審査基準」を定め、これに従って実施されている。教員の募集は、原則的に公募制がとられている。各学部は、「教員資格審査委員会に関する規程」などに基づき、学部の教員資格審査委員会で最終候補者を選考した後、学部教授会で審議を行う。その後、学部長会の審議を経て、全学教授会で報告され、常務理事会、理事会による承認を経て正式採用に至る。

なお、研究開発推進機構は、國學院大學 21 世紀計画委員会の下にあるため、國學院大學研究開発推進機構運営委員会において承認された後、21 世紀研究教育委員会の議を経て常務理事会に上程されることとなる。また、研究科大学院については、学部所属の教員が担当していることもあり、独自の専任教員の採用は行っていない。

採用の適切性に関して、文学部では、採用時の教育研究業績審査において、研究業績だけではなく、模擬授業と面接を実施することによって、教育指導能力の確認を行っている。また、経済学部では、採用に際して、研究業績の審査だけではなく、模擬授業とシラバスの説明を課すことで教育能力を評価している。神道文化学部では、研究者の少ない学問領域であることから、原則として教員の募集は専任教員の推薦制をとってきたが、平成 27 年度の募集では公募制を採用した。

研究科大学院においては、大学院として独自に専任教員を採用することはない。新規構成員の任用に関しては、各研究科において「授業担当並びに研究指導の教員の任用に関する内規」に基づき、研究科委員会又は資格審査委員会において審査されている。

次に、教員の昇格について、各学部及び教育開発推進機構において、それぞれ「教員資格審査基準」を設け、これに規定された基準・条件に基づき、各学部又は各学科・研究室が起案した候補者について、教員資格審査委員会、学部教授会で審議をしている。とくに文学部では、昇格時の教育研究業績審査において、研究業績だけではなく、模擬授業と面接を実施することによって、教育指導能力の確認を行っている。経済学部では、昇格に際して同僚の評価を踏まえた教育方法の審査を加味することを明文化し、実践している。

●点検・評価及び改善点

各学部及び教育開発推進機構の教員募集・採用に関する規程及び手続は標準化され、適切に実施されている。教員の昇格に関する規程及び手続も明文化され、適切に実施されている。今後は、大学として求める教員像及び教員組織の編成方針を明確にした上で、國學院大學の

理念に相応しい募集・採用・昇進となっているかという観点からの検証も必要であろう。

●長所

教員採用の適切性に関して、文学部では、採用時の教育研究業績審査において、研究業績だけではなく、模擬授業と面接を実施することによって、教育指導能力の確認を行っている。また、経済学部では、採用に際して、研究業績の審査だけではなく、模擬授業とシラバスの説明を課すことで教育能力を評価している。

また、教員の昇格においても、文学部では、研究業績だけではなく、模擬授業と面接を実施することによって、教育指導能力の確認を行っている。経済学部では、昇格に際して同僚の評価を踏まえた教育方法の審査を加味することを明文化している。

基準 3　教員・教員組織

●点検・評価項目

教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

●國學院大學自己点検・評価チェックリスト（観点）

（ア）各教員の教育研究活動の活性化を目的とした、本学/学部/研究科等の取り組みを説明してください。

（イ）各教員の資質向上を図るための研修等を恒常的に実施していますか。
また、その研修等によってどのような成果が上がっていますか。

●現状の説明（全学）

教育開発推進機構では、各学部における教育活動の活性化及び学部教員の教育力向上の取り組みを支援するため、平成 24 年度から、「学部 FD 推進事業」を継続的に実施している。本事業は、各学部から申請のあった学部単位での FD 事業（1 学部 1 件）に対して、1 学部あたり上限 100 万円の予算的支援を行うものである。申請された事業は、例年 1～2 月に開催される教育開発センター委員会において審査が行われ、申請内容についての説明と、前年度事業の予算執行率を参照しつつ、採否及び配分額が決定される。この取り組みに関する「学部 FD 推進事業報告書」は全文が学内公開され、またその概要は大学ウェブサイト上で一般公開されている。平成 29 年 3 月には「平成 28 年度学部ＦＤ推進事業成果報告会」が開催され、各学部実務担当者からの報告及び出席者との質疑応答がなされた。その内容は平成 28 年度の「学部 FD 推進事業報告書」と一括して「成果報告書」に取りまとめられている。これに加えて、教育開発推進機構では、平成 28 年度に、学部・学科の枠を超えた専任教員によるグループ又は個人が計画する教育力向上の取り組みを支援するため、従来教務部委員会で採択していた「國學院大學特色ある教育研究」事業を教育開発推進機構に移管し、「グループによる FD 推進事業」として推進することを決定した。平成 29 年度から「FD 推進助成事業」という大枠の中で、「学部 FD 推進事業」を甲、「グループによる FD 推進事業」を乙としてスタートしている。甲事業は従来の方針を踏襲し、乙事業は総額 540 万円の枠内で、申請された事業について教育開発センター委員会で審査を行い、認められた事業

に対して予算を配分する。平成 29 年度は、甲事業は 5 学部全てを承認し、乙事業は 3 件を採択した。平成 30 年 2 月には「平成 29 年度『FD 推進助成事業（甲・乙)』成果報告会」（資料 3-3）を開催し、甲・乙両事業の成果報告を分科会形式で実施した。次に、各学部の特色ある取り組みを列挙する。

文学部では、平成 2 6 年度、平成 2 7 年度実施の学生リアル調査に基づいた現状分析（資料 3-4）を行い、文学部教員間でディスカッションを行い、問題の共有化をはかった。また、平成 28 年度の FD 研修会では、キャリアデザイン科目を担当している株式会社ベネッセ・コーポレーションからの説明会を実施し、文学部 FD アンケート結果（資料 3-5）を踏まえた検討会を実施した。

経済学部では、毎年 4 月の学部教授会において、前年度における全専任教員の研究業績を公表している。また、平成 28 年度から、 1 年次の「基礎演習Ａ」「基礎演習Ｂ」をアクティブ・ラーニング形式で実施するために、年 2 回の教員研修、担当者会議（資料 3-6）の開催、授業終了後の意見交換会などを実施した。更に、平成 29 年度、アクティブ・ラーニングを主導する教員を新規に採用し、「基礎演習Ａ」「基礎演習Ｂ」教材の改善を図っている。

法学部では、学部共同研究費を用いて、平成 27 年から平成 29 年度、「大学における政治学教育の充実に関する研究」、「法学部改組後における教育の質保証システム構築」、「法理論に関連する専攻分野横断的考察」などに関する研究、（資料 3-7）検討を進めた。これらの研究には、ほぼすべての専任教員が参加している。また、公法部会、刑事法部会、民事法部会が継続的に活動しており、法律専攻の新カリキュラム施行に応じた講義内容や手法の研究（資料 3-8）を重ねている。

神道文化学部では、祭式科目について、担当教員を神社本庁総合研究科主催の「祭式指導者養成研修会」、各都道府県の祭式講師を対象とした「神社庁祭式講師研究会」に参加させている。また、年に一度開催される神社本庁の「神道教学研究大会」には多くの専任教員が参加し、神社神道の現代的な課題についての理解を深める一助としている。また、平成 27 年度末に実施された経済学部のグループワークやアクティブ・ラーニングに関する講習に、基礎演習担当教員及び教務委員会委員を中心に参加した。

人間開発学部では、同学部を母体とする学術団体「國學院大學人間開発学会」の大会のシンポジウムなどで様々なアプローチから「人間開発学」という新たな学問を本格的に構築しようと試みるとともに、機関誌『人間開発学研究』（資料 3-9）を毎年度発行している。また、外部の研究者などを招聘し、学部独自の FD 協議会を開催している。

研究科大学院では、共同研究を対象とした大学院独自の制度である國學院大學大学院特定課題研究助成金制度を活用し、教員の研究活動を活性化している。また、国際交流旅費補助や学部研究調査出張旅費などの海外研究調査を支援する予算を設けている。更に、「大学院国際学術交流事業制度規程」を設けて、外国から短期招聘研究員を招き、研究活動のグローバル化を図るなど、教員の研究活動を支援している。

法科大学院では、ブラッシュアップ委員会を中心に、相互授業見学、学生による授業アンケート（中間アンケート及び最終授業時のアンケート)、修了生による授業アンケート、学生との懇談会、ブラッシュアップ授業検討会などを実施していたが、法科大学院は平成 29

年度に廃止した。

教育開発推進機構の取り組みは先に示したが、その他、本機構教員同士による研鑽・意見交換の場として、平成 27 年度より、機構教員研究会を不定期に開催（資料 3-10）している。また、教授法の基礎的内容を新任教員に学んでもらうために、新任教員研修の内容を平成 28 年度から一部変更し、「マイクロティーチング」（授業の相互ピアレビュー）、「アクティブ・ラーニングとジグソー法」のワークショップを実施することとした。更に、平成 29 年度からは本学が加盟する全国私立大学 FD 連携フォーラム（ＪＰＦＦ）の研修枠組みに準拠した研修内容とするため、これまで全 3 回であったところを全 5 回で実施することにした。

以上の取り組みに加え、大学全体として、教員の教育業績については、「國學院大學教育業績データベース（K-TeaD）」を利用した「教育活動に関する教員自己評価アンケート」を実施している。また、教員の研究業績については、國學院大學のウェブサイト上に「國學院大學研究者データベース（K-ReaD）」を設け、一般に公開している。こうした取り組みは、各教員にとって、自らの教育研究活動を振り返り、検証する機会となっている。

●点検・評価及び改善点

本学では、教育開発推進機構を中心として、全学的なファカルティ・デベロップメントの活動を推進している。とりわけ、各学部における教育活動の活性化及び学部教員の教育力向上の取り組みを支援するため、平成 24 年度から、「学部 FD 推進事業」を実施しているが、これに加えて、平成 28 年度から、学部・学科の枠を超えた専任教員によるグループ又は個人が計画する教育力向上の取り組みを支援するため「グループによる FD 推進事業」を実施している。

各学部もその学部特性に従って、様々な形で教員の資質向上の方策を講じている。とりわけ、経済学部では、授業をアクティブ・ラーニング形式で実施するための研修、授業改善に積極的に取り組んでいる。また、法学部では、平成 27 年から平成 29 年度にかけて、すべての専任教員が参加し、「大学における政治学教育の充実に関する研究」、「法学部改組後における教育の質保証システム構築」、「法理論に関連する専攻分野横断的考察」などに関する研究、検討を進めて、講義内容や手法の研究を重ねている。

なお、教員の教育研究活動の評価については積極的な取り組みは見られない。この点は、教育活動、研究活動をどのように評価するのかという問題も含めて、学内における一層の議論が必要であろう。

●長所

本学では、教育開発推進機構を中心として、平成 24 年度から、「学部 FD 推進事業」を実施し、これに加えて、平成 28 年度から、学部・学科の枠を超えた専任教員によるグループ又は個人が計画する教育力向上の取り組みを支援する「グループによる FD 推進事業」を実施している。

また、教育開発推進機構の取り組みを受け、各学部とも様々な形で FD 活動を実施している。とくに、経済学部では、アクティブ・ラーニング形式の授業について研修、改善を進めている。また、法学部では、ほぼすべての専任教員が参加し、学部共同研究費を用いた、教育及び研究の質向上のための検討を進めている。

●根拠資料

3‐1　大学院文学研究科紀要（平成 29 年度）

3‐2　法科大学院学生募集停止に関する資料

3‐3　平成 29 年度　FD 推進助成事業成果報告書（甲・乙）

3‐4　学生リアル調査に基づいた現状分析（文学部）

3‐5　文学部 FD アンケート結果

3‐6　教員研修、担当者会議資料（経済学部）

3‐7　「大学における政治学教育の充実に関する研究」「法学部改組後における教育の質保証システム構築」「法理論に関連する選考分野横断的考察」などに関する研究資料（法学部）

3‐8　法律選考の新カリキュラム施行に応じた講義内容や手法の研究　資料（法学部）

3‐9　『人間開発学研究』最新版（機関誌）

3‐10　機構教員研究会の開催に係る資料（平成 27～平成 29 年度）

第４章

基準 4-1 教育内容･方法･成果

基準 4-2 教育課程・教育内容

基準 4-3 教育方法

基準 4-4 教育成果

基準 4－1　教育内容・方法・成果（教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針）

●点検・評価項目

教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

●國學院大學自己点検・評価チェックリスト（観点）

（ア）大学全体/各学部/各研究科のディプロマ・ポリシーは、「教育研究上の目的」にどのように対応していますか。　該当部分を引用して説明してください。

（イ）ディプロマ・ポリシーでは「修得すべき学修成果」が具体的に説明されていますか。

●現状の説明（全学）

平成 28 年度に、従来の 3 つのポリシーの見直しに着手し、平成 29 年度に大学全体、各学部、各研究科で新たな 3 つのポリシーを策定し公開（資料 1-23）した。大学全体のディプロマ・ポリシーは、各学部の専門教育を包含し統合することを意識している。また、共通教育科目においては、学部のディプロマ・ポリシーに相当するものとして、「学修成果参照基準」を設定している（資料 4-1）。

各学部及び各研究科が作成したディプロマ・ポリシーは、学則に定める教育研究上の目的と各学部又は各研究科の理念・目的と対応している。学部におけるディプロマ・ポリシーは、原則として学力の 3 要素に分けて記述し、「修得すべき成果」が明示されている。

例えば、経済学部の教育研究上の目的は、「経済学部は、急速に変化する現代経済とグローバル化の中にあって、経済と経済学に関する基礎力と日本経済に関する知見を兼ね備え、社会に貢献する専門的教養人を育成することを目的とする。」であり、これに対して、ディプロマ・ポリシーを以下のとおり定めている。

【経済学部の卒業認定・学位授与方針】
A 知識・技能
（DP-A1）標準的な経済学を理解している。
（DP-A2）日本経済の現状を簡潔に解説できる。
（DP-A3）コンピュータで標準的なアプリケーションを活用できる。
B 思考力・判断力・表現力
（DP-B1）信頼できる情報に基づき意見を述べることができる。
（DP-B2）英語を用いてコミュニケーションをとることができる。
C 主体性を保持しつつ多様な人々と協働して学ぶ態度
（DP-C1）課題に主体的に取り組む態度をもつ。
（DP-C2）チームで協働的に問題を解決できる。
（DP-C3）多様な価値観を受け入れることができる。
経済学部は、國學院大學全体の卒業認定・学位授与方針を踏まえ、上記の能力・態度を身につけるために編成された授業科目を履修して所定の単位を修得した学生に対して、卒業を認定するとともに、学士課程の学位を授与します。

大学院も学部と同様に、各研究科の教育研究上の目的に照らして、3 つのポリシーを策定している。例えば、経済学研究科の教育研究上の目的は、「経済学研究科は、学部教育を基礎とし、経済及び経済学に関する、専門的知識と能力をもつ職業人、及び豊かな学識と創造的な研究能力をもつ研究者を育成することを目的とする。」と示されており、これに対して

ディプロマ・ポリシーは、「博士課程前期（修士）においては、学部教育における経済と経済学に関する基礎力と日本経済に関する知見を踏まえ、経済学、経営学、会計学又は税務に関わる専門分野について十分な学力があると認定された者に対して、修士号を授与する。

博士後期課程（博士）においては、博士課程前期（修士）で求められた最先端の専門的知識に加えて、理論的革新や新しい知見の発見などの独創的研究を行い、今後、専攻分野において研究・教育する能力を身につけたことを示すことができる成果をあげた者に対して、博士号を授与する。」と定めている。平成 29 年に 3 研究科で学位論文審査基準（資料 4-2）が揃った。

●点検・評価及び改善点

大学全体、各学部及び各研究科において、学則に定める教育研究上の目的に沿ったディプロマ・ポリシーが策定されている。

学部において、抽象度の高い教育研究上の目的を、ディプロマ・ポリシーでは、具体的な能力や資質に言い換えている点は、評価できる。しかし、一部の学部において、記述上、特定の要素に偏っているケースも散見される等、学部間、あるいは研究科間で記述内容の精粗が見受けられる。大学として一律の精度とすることが今後の課題である。

各学部のディプロマ・ポリシーにおいて、養成すべき人材像を具体的なロールモデルを示して提示できていない。また、各研究科については、学士課程に比べて抽象度が高くなることは止むを得ないが、いずれの研究科でも「修得すべき学修成果」の記述が不十分であり、今後の改善が必要である。

●長所

特になし。

基準 4－1　教育内容・方法・成果（教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針）

●点検・評価項目

教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

●國學院大學自己点検・評価チェックリスト（観点）

（ア）大学全体/各学部/各研究科のカリキュラム・ポリシーは、「教育研究上の目的」とどのように対応していますか。　該当部分を引用して説明してください。

（イ）カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとどのように対応していますか。該当部分を引用して説明してください。

●現状の説明（全学）

前述したとおり、平成 28 年度に従来の 3 つのポリシーの見直しに着手し、平成 29 年度に大学全体、各学部、各研究科で新たな 3 つのポリシー（資料 1-23）を策定し公開した。

策定したカリキュラム・ポリシーに合わせて各学部とも、科目ナンバリング（資料 4-3）とカリキュラムリスト（資料 4-4）の作成も行われおり、ディプロマ・ポリシーとの対応が図られている。

例えば、経済学部のカリキュラム・ポリシーは、次のとおりである。

経済学部は、学位授与方針が示す教育目標を達成するため、図に示すような教育課程を編成します。

科目群	卒業認定・学位授与方針							
	知識・技能			思考力・判断力・表現力		主体性を保持しつつ多様な人々と協働して学ぶ態度		
	A1	A2	A3	B1	B2	C1	C2	C3
学部共通科目	◎	○		○		◎	○	○
学科基礎科目	◎	○		○				
専門基本科目	○	○		◎				
専門応用科目	○			○		◎	○	○
専門関連科目				○				○

大学院においても、教育目標に基づき、大学院全体及び各研究科の単位で、カリキュラム・ポリシーを定めている。各研究科のカリキュラム・ポリシーについては、例えば、文学研究科では、以下のとおりである。

文学研究科の設置目的を具現化するために研究科内に神道学・宗教学専攻、文学専攻、史学専攻の３専攻を置き、更に各専攻内に専門分野に基づいたコースを設けることによって、学生各個の研究課題を具体化できるようにすることを方針としている。その上で、博士課程前期（修士）と博士課程後期（博士）とを一貫させた教育課程として設けている。前期課程においては、広い視点と学識を涵養するとともに、専攻分野に関する高度な研究能力と専門的業務を担うための能力を培うことを方針として、指導教員による資史料の読解・分析ならびに実地調査などの研究指導を通じて、より高度な専門的かつ多角的な思考力や判断力を修得する専門分野の演習、論文指導実施する。後期課程においては専攻分野に関する自立した研究活動を行う能力と専門的業務を担うためのより高度な能力を培うことを方針として、専門分野の演習と論文指導演習を編成している。

更に博士課程前期ならびに後期においては、文学研究科ならびに各専攻の設置目的を実現するために、必要に応じて実習科目を設け、実地あるいは実務的な研究能力・専門的業務能力が修得できることも編成方針としている。

●点検・評価及び改善点

カリキュラム・ポリシーと教育研究上の目的との対応については、人間開発学部を除いて、明確に言及されていない。全体として、内容の精度を揃える必要があり、今後、検討が必要である。

カリキュラムリスト上で、ディプロマ・ポリシーに定められた修得すべき成果の偏りが見られ、また、体系性にも一部疑問が残る部分がある。

また、一般論ではあるが、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーについての見

直しを行った場合、方針に沿ってカリキュラム改定が行われることが多いと考えられるが、法学部以外は、カリキュラム改定を行っておらず、ディプロマ・ポリシーから導き出されたカリキュラム・ポリシーというよりは、現行カリキュラムから導き出した方針ではないかとの疑義が生じる。新たに作成されたカリキュラム・ポリシーに沿って、カリキュラム全体の点検・評価を行い、必要に応じてカリキュラム改定に着手すべきである。学士課程プログラムの観点にたって、大学全体のカリキュラム・ポリシーと、各学部の方針との整合性について、再度検証を行う必要がある。

カリキュラムリストについては、修得すべき成果の偏りの是正が必要である。また、体系性についても方針を踏まえて検証が必要である。

●長所

特になし。

基準 4－1　教育内容・方法・成果（教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針）

●点検・評価項目

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表されているか。

●國學院大學自己点検・評価チェックリスト（観点）

（ア）「教育研究上の目的」、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについて、学生、教職員等に対してどのような方法で周知を図っていますか。また、それが浸透しているかどうかをどのように検証していますか。

（イ）社会に対してはどのような方法で公表していますか。

●現状の説明（全学）

策定された各方針は、大学ウェブサイトで公表している。教育目標、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーについては、見直しに係る検討の過程で、教員に対して適切に周知がなされている。職員については、教学関連部門以外は、教育目標及び各方針に接する機会が少なく、一律に周知がなされているとは考えられない。学生に対しては、学部ガイドブックや各ガイダンスを利用し、周知を図っている。例えば、人間開発学部では、1 年次生に対しては、オリエンテーション期間中の学部学科ガイダンスの際に、『人間開発学部ガイドブック』を用いて周知を行い、それ以外については「國學院大學人間開発学会」の活動を通じて、理解を深めている。

大学院では、受験生に対しては『大学院生学生募集要項』で、学生に対しては『大学院学生便覧』で、それぞれ周知を図っている。それ以外については、学部と同様、大学ウェブサイトによる公表を主たる手段としている。

学生や教職員への周知がどの程度なされ、どの程度浸透しているかについては、神道文化学部及び人間開発学部は、卒業生アンケートや初年次教育の小レポート等で確認をしているが、それ以外の学部及び各研究科では、特に検証が行われていない。

作成した方針を社会に公表しているかについては、前述のとおり、学部パンフレット（ハ

ンドブック、ガイドブック等）や大学ウェブサイトで公開している。しかし、社会への浸透度について検証を行う仕組みは整備されていない。

●点検・評価及び改善点

学内構成員及び社会に対する周知・公表の状況については、概ね適切である。しかし、各機関における周知方法が多様であり、今後全学的に統一した周知の取り組みも検討すべきである。

ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの浸透度については、一部の学部を除き検証がなされておらず、その方法も含めて今後検討し、適切な検証が行われるべきである。

●長所

特になし。

基準 4－1　教育内容・方法・成果（教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針）

●点検・評価項目

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

●國學院大學自己点検・評価チェックリスト（観点）

（ア）「教育研究上の目的」、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーが適切かどうかをどのように検証していますか。

●現状の説明（全学）

平成 28 年度に、従来の 3 つのポリシーの見直しに着手した。この検証の過程で、現行の各方針については、一定程度の検証が行われた上で策定されたものであると考えることができる。例えば、神道文化学部では、学部長が教務部、入学部、就職部、入学試験委員会の各委員からなるワーキング・グループを組織し、教育研究上の目的との整合性などを検証して原案を作成し、学部教授会で了承を受け、策定した。また、経済学部では、平成 28 年度に実施した 3 つのポリシーの見直し作業に、同学部が実施している外部評価の結果を活用している。

定期的な検証方法については、大学全体では整備されておらず、各学部又は研究科の取り組みに委ねている状況である。また、各学部等による検証については、手続きや指標を含めて規程等で担保されていない。しかしながら、一部の学部においては、継続的に検証が行われ、また、外部評価等（資料 4-5）も積極的に活用されている。

経済学部では、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの適切性を間接的に測る指標として、入学希望者数、卒業率、就職率等を用い、教授会等で検証が行われている。

大学院では、平成２８年度の各研究科委員会において、3 つのポリシーを検証し改定した。それ以降は幹事会において『大学院学生便覧』の改訂に合わせ 3 つのポリシーを検証している。

●点検・評価及び改善点

大学全体としてディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの適切性を検証する仕組みが確立されていない。また、同様に、適切性を測る指標も未確定である。規程等の整備が必要である。

文学部では、定期的な検証が実施されておらず、検証体制を確立させる必要がある。

●長所

法学部においては、(一部科目に限定されるが) 平成 26 年度から継続的に教育内容、ディプロマ・ポリシー等の適切性について検証を行う体制を整備し、取り組みを行っている。

経済学部では、学部独自の考え方に基づき、検証の指標を設定するとともに、検証の手段として外部評価を積極的に活用している。

基準 4－2　教育内容・方法・成果（教育課程・教育内容）

●点検・評価項目

教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

●國學院大學自己点検・評価チェックリスト（観点）

(ア) カリキュラムにおいて、基幹科目と位置付けられている科目を挙げ、その理由を説明してください。

(イ) カリキュラムにおいて、授業科目は順次性を考慮して体系的に配置していますか。例を挙げて説明してください。

(ウ) カリキュラムにおける専門教育、教養教育の位置づけについて説明してください。＜学士課程のみ＞

(エ) コースワークとリサーチワークのバランスのとれたカリキュラムになっていますか。＜大学院のみ＞

●現状の説明（全学）

平成 28 年度にカリキュラム・ポリシーの見直しを行い、平成 29 年度に新たな方針が運用されている。同方針の改正にあたっては、科目ナンバリングやカリキュラムリストの作成も同時に行い、その観点においては、授業科目の適切性や教育課程の体系性についても、一定の検証が行われた上で編成されたものと考えられる。経済学部では、専門教育科目は、学部共通科目、学科基礎科目、専門基本科目、専門応用科目という 4 つの科目群に区分されており、ディプロマ・ポリシーに示している能力や態度を身につけることができるよう、体系的に授業科目が編成されている。

しかしながら、カリキュラム・ポリシーの見直しと科目ナンバリングやカリキュラムリストの作成とカリキュラム改定まで実施した学部学科は一部にとどまっている。また、文学部については、学部としての方針を定めていながら、学部共通の基幹科目を定めておらず、方針に則った科目開設という観点で、課題が残る。

学士課程プログラムという考え方の中では、共通教育と専門教育が相互補完的に接続される必要がある。人間開発学部では、共通教育プログラムに 1 年次の必修科目として「導入基礎演習」を配置し、演習科目に主体的に取り組むことのできる力を養い、専門教育科目に

おける演習・実習の導入としている。また、共通教育プログラムの必修科目である「神道と文化」の発展科目として、専門教育科目に「日本の伝統文化」を配置し、建学の精神に基づく学びの深化を図るなど、共通教育プログラムと専門教育科目の接続を意識した、学士課程プログラムとしての教育課程編成となっている。しかし、人間開発学部以外の各学部における点検・評価では、各学部の専門教育科目のみ言及していることが多く、学部専門教育科目と共通教育科目の接続が十全ではないことが窺える。

大学院においては、コースワークとリサーチワークの適切なバランスについて、具体的な方針はなく、学問分野の特性や、研究者養成か否かを含めて、検討がなされている。

●点検・評価及び改善点

現在の３つのポリシーは、平成 28 年度に実施した３つのポリシーの見直し作業を経て策定されている。しかし、学士課程プログラムの観点にたった共通教育科目と専門教育科目の接続による体系的な教育課程の編成については、根拠を示し具体的な点検・評価が行われていない学部が多いため、大学全体として学士課程プログラムについての認識を改めて共有する必要がある。

大学院においては、コースワークとリサーチワークを適切なバランスで配置することについて、各研究科の目的に沿って、何をもって適切と判断するのか、その基準を明確化する必要がある。

●長所

人間開発学部では、共通教育プログラムに１年次の必修科目として「導入基礎演習」を配置し、演習科目に主体的に取り組むことのできる力を養い、専門教育科目における演習・実習の導入としている。また、共通教育プログラムの必修科目である「神道と文化」の発展科目として、専門教育科目に「日本の伝統文化」を配置し、建学の精神に基づく学びの深化を図るなど、共通教育プログラムと専門教育科目の接続を意識した、学士課程プログラムとしての教育課程編成となっている。

基準 4―2　教育内容・方法・成果（教育課程・教育内容）

●点検・評価項目

教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

●國學院大學自己点検・評価チェックリスト（観点）

（ア）学士課程に相応しい教育内容を提供していますか。＜学部のみ＞
　　専門分野の高度化に対応した教育内容を提供していますか。＜大学院のみ＞
（イ）初年次教育の実施状況を具体的に説明してください。＜学士課程のみ＞

●現状の説明（全学）

学士課程教育に相応しい教育内容が提供されているかということについては、シラバスに記載された授業のテーマ、内容、到達目標、教科書及び参考文献、成績評価の方法、並びにその基準などから、適切な内容と水準を保とうとしている。法学部では、日本学術会議による「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準：法学分野」を参照し、

学士課程に相応しい教育内容を提供している。

初年次教育については、全学的な初年次教育科目は設けられていない。ただし、自校史については、共通教育プログラム「神道と文化」（必修科目）によって全学生が学修する。初年次教育の実践は、各学部に委ねられており、各学部では概ね意識的、意欲的に初年次教育に取り組んでいる。神道文化学部では、必修科目として「神道文化基礎演習」を配置している。当該科目は、少人数演習クラスとし、事前・事後学修の習慣や、基礎的リテラシーを身につけることを目的として実施されている。

各学部が行っている初年次教育の内容や水準については、学部間でばらつきが見られ、一部の学部学科では、初年次教育に特化した内容となっていないなどの問題も抱えている。

大学院における専門分野の高度化に対応した教育内容の提供については、幹事会において全シラバスの内容を確認しており高度化への対応をはかっている。

【認証評価における指摘への対応状況】

指摘内容	法務研究科を除く研究科の博士課程前期において、学部又は専攻科の授業科目のうち、履修が認められたものに関して、修了要件単位として認定しているが、成績評価方法などを課程ごとに明確に区別していないので、教育の質保証の観点から改善が望まれる。
対応状況	他大学大学院における調査結果に鑑み（他大学大学院では、学部履修を認めていないか、認めていたとしても修了要件単位数に算入していない)、平成 29 年度入学者から学部履修により修得した単位は修了要件単位数に算入しない。「履修規程」を改正済み。

●点検・評価及び改善点

大学全体として学士課程教育、学士課程プログラムの認識を再度確認し、共有することが求められる。その上で、各学科による学士課程教育、学士課程プログラムの観点で教育内容を点検・評価すべきである。

各学部で初年次教育を実施し、一定程度の成果を得ていることは評価ができるが、学部単位で実施することにより、学部間のばらつきが生じる結果となっている。各学部のみに委ねるのではなく、「神道と文化」以外にも、大学として一律に学修させるべき内容を定め、大学としての初年次教育を体系的に整備すべきである。

大学院における専門分野の高度化については、大学院全体及び各研究科、それぞれにおける高度化の定義を明確化し、その定義に沿って教育内容を検証すべきである。

●長所

特になし。

基準 4－3　教育内容・方法・成果（教育方法）

●点検・評価項目

教育方法及び学習指導は適切か。

●國學院大學自己点検・評価チェックリスト（観点）

（ア）ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを実現する上で授業形態（講義・演習等）のバランスは適切なものになっていますか。

（イ）学生への履修指導をどのように行っていますか。キャップ制の運用を含めて説明してください。

（ウ）学生の主体的参加を促す授業方法を採用している科目を挙げ、その効果も含めて説明してください。

（エ）研究計画書・指導計画書の提出が義務付けられていますか。また、研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導がどのようになされていますか。＜大学院のみ＞

●現状の説明（全学）

学士課程においては、ディプロマ・ポリシーに定めた内容の達成に向け、カリキュラム・ポリシーを定め、体系的な教育課程を編成している。教育課程の編成にあたっては、知識・技能の修得には講義系科目、あるいは実技系科目を、「思考力・判断力・表現力」を養成するためには演習系科目を軸とし、ディプロマ・ポリシーを達成するためにバランスをとっている。それぞれの学部は、目的が異なるため、個々の目的に沿うように、例えば、人間開発学部であれば、実践力の育成を重要課題として掲げているため、演習・実習系科目の比重を高めるなどの工夫をしている。3 年次の演習及び 4 年次の演習・卒業論文を必修とし、大学における学びの集大成とし位置付けている。更に、「教育インターンシップ」など、指導者としての資質や能力を実践と演習を通じて向上させることを企図した科目を配置している。

履修指導については、新入生に対して教務課を中心として一律に履修指導が行われているが、2 年次生以降については、各学部において専攻・コース、あるいはゼミの説明会の実施時に行ったり、学修支援センター、教務課、たまプラーザ事務課等により随時実施したりする形式を採用している。神道文化学部では、1 年次 4 月のオリエンテーション期間に、全ての専任教員と新入生全員が参加する学部ガイダンス実施し、カリキュラムの特色や編成方針、履修方法等について説明を行っている。

博士課程前期では「研究の計画と要旨」、博士課程後期では「研究計画書」の提出を入学時に義務付けている。

博士課程前期において、2 年次に修士学位申請論文題目届の提出を義務付けるなどし、研究指導に役立てている。博士課程後期、全学年前期に学位論文作成計画・論文要旨と後期に年次研究成果報告書を繰り返し提出させている。更に、博士学位申請者には申請年度の　6 月末に博士学位申請論文中間報告を義務付けている。

学生の主体的参加を促す授業方法、いわゆるアクティブ・ラーニング形式の授業科目については、近年の同科目への需要の高まりを反映し、各学部とも演習系科目を中心に展開している。例えば、経済学部では、「基礎演習 A」及び「基礎演習 B」において、平成 28 年度から全クラスにアクティブ・ラーニングを導入し、グループワーク型授業や PBL 型授業を展開している。特に「基礎演習 B」では、企業等と連携したプレゼンテーション大会を平成 26 年度から継続して実施している。他方、文学部では一部演習系科目にとどまっており、文学

部が行った点検・評価の内容をみても、特にアクティブ・ラーニング科目に注力しているようには見受けられなかった。また、大学院についても、特にアクティブ・ラーニングについて、特徴的な取り組みは見受けられない。

【認証評価における指摘への対応状況】

指摘内容	法学研究科及び経済学研究科の博士課程後期において、研究指導計画の学生への明示が不十分であるので、改善が望まれる。
対応状況	大学院設置基準第 14 条の 2 に関して、既に公表されている文学研究科を参考に検討に入っている。

●点検・評価及び改善点

総体として見れば、教育方法は、適切であると判断できる。しかし、個別に見れば、授業形態の適切性について、何をもって適切と判断するのかを明確に示しているのは法学部のみであり、それ以外の学部では、今後、ディプロマ・ポリシーに照らして、授業形態のバランスの適切性を評価するための基準を改めて検討する必要がある。

初年次における学習指導は適切に実施されていると評価できる。しかし、2 年次生以降の履修指導について、大学全体として一律に実施していないが、その是非についての検証が必要と思われる。現状のまま、個別に対応するとしても、規程等により体制や組織について担保しておくべきである。

文学部については、アクティブ・ラーニング形式の授業科目が、ディプロマ・ポリシーに照らしてどのように位置付けられるのかを検討すべきである。

●長所

法学部では、平成 27 年度から平成 28 年度にかけて、学部 FD 委員会を主体として、法律専攻を中心とする講義手法の検討を進め、平成 29 年度にはアクティブ・ラーニングの手法を取り入れた入門科目の設置や、主要科目におけるスモールステップ型の採用等のカリキュラム改定を行っている。

経済学部においては、「基礎演習 A」及び「基礎演習 B」において、平成 28 年度から全クラスにアクティブ・ラーニングを導入し、グループワーク型授業や PBL 型授業を展開している。特に「基礎演習 B」では、企業等と連携したプレゼンテーション大会を平成 26 年度から継続して実施している。

神道文化学部においては、平成 27 年度からアクティブ・ラーニング科目として「神道文化基礎演習」を必修として配置している。それに加え、同科目の効果を卒業時アンケート等で確認する取り組みを継続的に実施している。

基準 4―3　教育内容・方法・成果（教育方法）

●点検・評価項目

シラバスに基づいて授業が展開されているか。

●國學院大學自己点検・評価チェックリスト（観点）

（ア）シラバスが、教務部が定めた要件を満たした内容になっているかどうかをどのように検証していますか。※大学院の場合、「教務部」を「大学院委員会」に読み替えてください。

（イ）授業がシラバスどおりに行われているかどうかをどのように検証していますか。

●現状の説明（全学）

シラバスの点検は、教務部委員、教務委員を中心に学生への公開前に悉皆調査する体制が整っており、問題があれば当該教員に対して改善を申し入れ、最終的な結果（資料 4-6）については教務部長へ報告されている。大学院では、各研究科幹事により実施されている。

シラバスの内容どおりに授業が実施されているかという点については、全学的に授業評価アンケートに「授業はシラバスにそって行われていたか」を問う設問を設けることで、実施している。学部レベルでは、法学部におけるティーチング・ポートフォリオや、経済学部における「基礎演習」の担当者会議等、内容や実施方法に学部ごとの違いはあるものの、実施されている。

●点検・評価及び改善点

シラバスの点検については、概ね問題なく実施されている。しかし、点検と事前修正が十全でない場合もあり、点検期間と点検の精度について、課題を残している。

授業がシラバスどおりに実施されているかについては、授業評価アンケートをもって点検しているが、授業評価アンケートの回答率が低く、十分な点検・検証になっているとは言い難く改善が必要である。

共通教育プログラムの授業点検の結果、シラバスの記述の不備、シラバスどおりに授業が行われていないとの指摘が複数あり、改善が必要である。

●長所

学士課程における共通教育科目については、各科目マネージャーによる検証結果を『共通教育プログラム総括報告書』としてまとめ、課題については、次年度に向けた改善計画も示されており、PDCA サイクルを適切に回している。

法学部では、学部独自の取り組みとしてティーチング・ポートフォリオを作成し、シラバスと実際の授業との整合性と乖離について、担当教員側の自己評価を確認できるようなっている。

経済学部では、統一シラバスである「基礎演習 A」及び「基礎演習 B」について、学部教授会でシラバスの検証を行っている。また、同科目の担当者会議を年に複数回実施し、授業内容の確認と実施後の検証に取り組んでいる。

基準 4―3　教育内容・方法・成果（教育方法）

●点検・評価項目

成績評価と単位認定は適切に行われているか。

●國學院大學自己点検・評価チェックリスト（観点）

（ア）あらかじめ明示された成績評価基準に基づいた成績評価がなされているかどうかをどのように検証していますか。

（イ）単位制度の趣旨を踏まえ、授業時間外の事前・事後の学修を促す取り組みを行っていますか。具体的に説明してください。

（ウ）他校で修得した単位の認定はどのように行っていますか。

（エ）検定試験、先取り履修、高大連携での単位認定はどのように行っていますか。

●現状の説明（全学）

成績評価基準は、シラバスに明記されている。その評価基準に基づき評価が行われている。成績評価の透明性については、異議申し立て制度によって担保されている。しかし、全学的に個々の教員が行う成績評価の適切性を検証する仕組みは構築されていない。各学部単位では、特定の学部において、仕組みが確立されている。例えば、法学部では、シラバスに記載された成績評価方法と学期末に表示される成績評価方法が合致しているかどうかの検証を、法学部教務委員会で行っている。

単位認定の趣旨を踏まえた事前・事後学修の促進については、シラバスに事前・事後学修の内容及び所要時間を記載することを義務付けている。この取り組みは、全学的なものであるが、学部独自の取り組みとして、例えば神道文化学部では、特定の科目において、シラバスへの事前・事後学修の記載に加えて、基礎知識を問う小テストを複数回実施するなどし、事前・事後学修の定着を図っている。また、法学部では、小テストの実施に加え、チューター及びフェローを配置し、授業時間外の学修を支援する取り組みを行っている。

既修得単位の認定については、協定留学や認定留学、その他、大学間協定に基づく相互単位互換制度によって単位を認定する場合は、学修内容、時間及び成果を把握した上で、読み替え科目や認定科目を設定し行っている。また、原則として、高大連携による単位認定は、行わないこととしている。

●点検・評価及び改善点

成績評価及び単位認定は、規程等に則り適切に行われている。

事前・事後学修の促進については、シラバスに当該項目の記載を義務付けることで、組織的には対応ができている。しかし、学生リアル調査の結果を見れば、学生の事前・事後学修については、未だ改善の余地がある。シラバスへの記載の義務付けから一歩進んだ対策が全学的に求められている。

●長所

法学部においては、シラバスに記載された成績評価方法と学期末に表示される成績評価方法が合致しているかどうかを教務委員会で検証している。また、成績評価後の単位取得率や各評価の比率等についても教務委員会で精査し、問題がある場合は、適切性についての検討が行われている。

法学部においては、事前・事後学修を促進するためにチューター及びフェローを配置し、文献検索や専門知識の面で学修の補助を行っている。

基準 4－3　教育内容・方法・成果（教育方法）

●点検・評価項目

教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

●國學院大學自己点検・評価チェックリスト（観点）

（ア）授業アンケートを授業改善のためにどのように活用していますか。

（イ）授業の相互見学、複数教員担当科目における内容の調整等の工夫について、事例を挙げて説明してください。

（ウ）（イ）以外に組織的な FD を行っている事例があれば説明してください。

●現状の説明（全学）

授業評価アンケートは、学修支援システムを利用し、全ての授業科目において実施されているが、回答率は、30％程度にとどまっている。また、授業科目によっては、回答者が極端に少数であるものもある。

授業評価アンケートの全体的な傾向分析は、教育開発推進機構の教育開発センターで行われ「授業評価アンケート分析報告書」(資料 4-7)が刊行されている他、平成 28 年度後期分からは、結果の概要をリーフレットにし、全学教授会で配付している。

活用については、授業評価アンケートの結果に基づき、「ベスト・ティーチング賞」を実施している。当初は兼任講師のみを対象としていたが、平成 28 年度からは専任教員にも対象を拡大した。各学部においては、教務委員会等で活用していると点検・評価しているが、具体的事例に乏しい。

授業の相互見学については、9 年前に廃止し、その後全学的な仕組みは構築されていない。オムニバス科目の内容調整については、精粗の差はあるものの各学部で実施が確認できる。文学部を除く各学部と、各研究科では、担当者会議や研究会、情報交換等で調整を行っている。経済学部では、「日本の経済」を担当する教員が、年に複数回の担当者会議を開催し、期末試験の成績評価等を踏まえ、次年度のテキスト及び授業の改善に取り組んでいる。

また、経済学部の専門教育科目あるいは共通教育プログラム科目として開講されているコンピュータ系科目では、担当者会議が組織され、メーリングリストの活用や、年に数回の研修会の開催により、その内容の検証を行っている。しかしながら、複数教員が担当する科目の配置は、原則、各学部の判断に委ねられていることもあり、その内容の調整も学部・研究科単位である。

教育開発推進機構では、各学部における教育改善・授業改善の取り組みを促進するために

「学部 FD 推進事業」を実施している。法学部では、平成 24 年度から、情報分析と共有のための学部 FD 研究会の実施、学生アンケートの実施、ティーチング・ポートフォリオの作成と、カリキュラムリストの再構成などの事業を行っている。

平成 29 年度には、学部学科の枠を超え、教育力の向上を支援することを目的とした「グループによる FD 推進事業」もスタートさせた。この他、新任教員研修や全学的な講演会も実施している。

●点検・評価及び改善点

授業評価アンケートについては、全ての授業科目において実施され、教育開発推進機構による分析も行われている。しかし、授業評価アンケートの回答率が高くないため、有効性について課題が残る。回答率向上の取り組みが求められる。

授業評価の活用についても教育開発推進機構主導による表彰制度があり、全学的には総体として評価できるものである。学部単位での活用については、具体的な活用事例に乏しく、積極的な活用を促す仕掛けが必要と思われる。

教育開発推進機構が主導している各学部の FD 推進については、各学部ともに活発であるが、文学部と大学院においては、他に比べて改善の余地も残されていると思われる。一方、全学的な FD については、新任教員研修の参加率は毎年 100%に近いが、全専任教員を対象とした講演会については、全学教授会終了後に実施し、参加率を向上させるなどの工夫は見られるが、結果として低調であり、意識の向上を含め改善が必要である。

●長所

法学部では、学部 FD 推進事業において、学部 FD 研究会の実施、学生アンケートの実施、ティーチング・ポートフォリオの完成とカリキュラムリストの再構成などに継続的に取り組んでいる。

経済学部では、基幹科目である「基礎演習」について、第三者評価を活用し、授業改善と教員の能力向上に取り組んでいる。

神道文化学部では、外部評価を活用し、教育課程・教育内容の改善に取り組み、また、学生アンケートを実施し、その結果を学部教授会で共有し、授業改善に役立てている。

人間開発学部では、第三者を交えたブラッシュアップ委員会、更に学部 FD 推進委員会を組織している。また平成 28 年度には、学部 FD 協議会、学科 FD 協議会を年複数回実施している。

基準 4―4　教育内容・方法・成果（成果）

●点検・評価項目

教育目標に沿った成果が上がっているか。

●國學院大學自己点検・評価チェックリスト（観点）

（ア）大学/学部/研究科として、教育目標に対する学生の学習成果を測定するための基準を持っていますか。

（イ）（ア）の基準に照らして、本学/学部/研究科の教育成果について現状をどう判断していますか。

●現状の説明（全学）

教育目標に対する学生の学修成果を測定するための指標としては、履修率、単位修得率、GPA、留年・中退率等（資料 4-8）を利用している。また、一部の学部では、卒業時アンケートや、総修得単位数、基礎科目の単位修得状況及び成績評価状況等を活用している。例えば、神道文化学部では、新入生アンケートと卒業時アンケートを利用し、両者を比較することで教育目標に沿った成果があげられたかどうかの検証を行っている。

共通教育科目においては、学修成果参照基準（資料 4-9）を策定した（同科目は、平成 29 年度からの開講となるため、具体的評価は行われていない）。

評価指標については、上記のとおりであるが、指標を用いて実際の評価を行う上での評価基準については、人間開発学部では、各科目の到達目標として、学部独自に設定したコア・コンピテンシーを活用し、各科目の単位の修得によって、科目に設定された能力が身についたと判断するという取り組みを行っている。それ以外の学部では、未確定といってよい状態である。そのため、全学的に見て、学修成果が可視化されているとは、言えない状況である。

大学院においては、学位授与をもって、教育目標に沿った学修成果について評価を行っている。

●点検・評価及び改善点

学修成果を測定するための指標については、各学部とも特定されており、それに加えて、一部の学部では、独自の評価指標を設定する等、取り組みが進んでいると評価できる。特に、経済学部、神道文化学部、人間開発学部の 3 学部については、学部としての評価ポリシーが確立されていると判断できる。

一方で、評価指標を用いて評価をするための基準については、ほぼ確立されていない状況であり、学修成果の可視化ができておらず、今後の課題である。また、評価基準が未確立であるため、評価指標の適切性についても検証ができていない点も問題である。

共通教育科目における学修成果参照基準については、具体的な数値化された基準という側面では十全ではないが、今後の学修成果の可視化に向けた検討に資する取り組みであると評価できる。

●長所

経済学部では、就職率や卒業時アンケートの内容をも評価指標として設定している。神道文化学部では、アンケートや基礎知識を問うテストも利用している。

人間開発学部では、シラバスに記載された中核能力獲得の観点、卒業論文やその発表審査会の内容も重要な要素としている。

基準 4－4　教育内容・方法・成果（成果）

●点検・評価項目

学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

●國學院大學自己点検・評価チェックリスト（観点）

（ア）卒業・修了要件を学生に対してどのように示していますか。
※大学院においては、学位論文の評価基準（手続き要件ではなく、内容面での基準）が明示的に定められているかについても説明してください。

（イ）卒業・修了認定の手続きを具体的に説明してください。

（ウ）（イ）で説明された卒業・修了認定手続きの客観性・厳格性をどのように検証していますか。

●現状の説明（全学）

卒業・修了要件については、学部にあっては「國學院大學学位規則」及び「履修要綱」に明示されている。大学院にあっては、履修要綱に大学院学則・学位規則及び、学位論文審査基準が明示されており、学位規則のとおり運用している。

卒業・修了認定については、学則上、8 セメスター在学し、所定の単位を修得した学生は、各年度の 3 月に開催される所属学部教授会の議を経て、卒業が認定される。9 月卒業の場合は、学生及び保証人からの申請に基づき、教授会が卒業を認定している。

卒業・修了の認定は、個々の授業科目の成績評価における客観性と厳格性にもとづいて行われており、シラバスに記載されて成績評価の基準と方法を点検することにより、これを担保している。また、教授会等での意思決定の透明性については、教授会議事録（資料 4 -10）によって確認できる。

【認証評価における指摘への対応状況】

指摘内容	法学研究科を除くすべての研究科において、学位論文審査基準が明文化されていないので、課程ごとに『履修要綱』などに明記するよう、改善が望まれる。
対応状況	文学研究科は策定済み（平成 29 年 2 月 15 日付け第 12 回文学研究科委員会）。当該学位論文審査基準を参考に、法学研究科、経済学研究科も審査基準の策定に着手した（平成 29 年 3 月 1 日付け第 14 回幹事会）。
指摘内容	文学研究科及び経済学研究科において、修業年限内に学位を取得できず、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、在籍関係のない状態で学位論文を提出した者に対し「課程博士」として学位を授与していることは適切ではない。課程博士の取り扱いを見直すとともに、課程制大学院制度の趣旨に留意して修業年限内の学位授与を促進するよう、改善が望まれる。
対応状況	平成 17 年 9 月 5 日付け中央教育審議会答申「新時代の大学院教育」、平成

	23 年 1 月 31 日付け同「グローバル化時代の大学院教育」を確認するとともに、他大学大学院の調査結果を参考にして、「大学院学則」、「学位規則」、「再入学に関する規程」、及び「大学院文学研究科特別研究生内規」を改正した。本件については、平成 29 年度学生便覧により周知している。

●点検・評価及び改善点

卒業・修了要件は、学位規則や履修要綱に明示されている。実際の認定については、各授業科目の成績評価を客観的に、かつ厳格に行うことで適切性を担保している。以上のことから卒業・修了認定については、適切に運用されていると考えられる。

上記のとおり、現状では、各科目における成績評価をベースとして、卒業・修了を認定しているが、全体としてディプロマ・ポリシーに示した内容に基づいて、認定が行われているか、という点については、明確にそれが行われていることを示す根拠に欠ける。平成 29 年度から見直されたディプロマ・ポリシーの運用が開始されているため、その方針に沿った認定が行われるよう検討することが課題である。

●長所

特になし。

●根拠資料

4‐1　学修成果参照基準
4‐2　学位論文審査基準
4‐3　科目ナンバリング
4‐4　カリキュラムリスト
4‐5　外部評価
4‐6　シラバス点検報告書
4‐7　授業評価アンケート分析報告書
4‐8　履修率・単位修得率・GPA・留年・中退率
4‐9　教授会議事録

第５章

学生の受け入れ

基準５　学生の受け入れ

●点検・評価項目

学生の受け入れ方針を明示しているか

●國學院大學自己点検・評価チェックリスト（観点）

（ア）本学/学部/研究科のアドミッション・ポリシーを引用し、それをふまえてどのような学生を求めているかを説明してください。

（イ）アドミッション・ポリシーでは、入学するにあたり修得しておくべき知識等の内容・水準をどのように示していますか。

（ウ）アドミッション・ポリシーは受験生に対してどのように周知されていますか。

（エ）障がいのある学生の受け入れ方針を説明してください。

●現状の説明（全学）

３つのポリシーについては、平成２８年度に改訂作業が進められ、平成２９年４月に新たなポリシーが公表された。

新たに公表した全学的なアドミッション・ポリシーと、当該課程に入学するにあたり修得すべき知識等の内容・水準については、以下のとおりである。

【学士課程】

國學院大學では、以下に掲げる姿勢と能力を培い、高めたいと考える学生を多様な入学試験を通じて、積極的に受け入れます。

1．神道精神と日本文化の理解、継承、発信　～ もっと日本を。もっと世界へ。 ～

國學院大學の教育目的に共感し、日本の文化や歴史を、世界に向けて発信することに意欲がある者。

２．自分を鍛え、社会へ貢献する姿勢　～ 「大人」になる ～

自らの個性を発揮し、目標の実現に向けて不断の努力を重ねるとともに、自らの生きる社会に積極的に参加し、その発展に貢献したいという意欲がある者。

３．グローバル社会の中の「共生」　～ お互いさま、おかげさまの精神 ～

地域社会、あるいは国際社会における交流と相互理解に興味・関心を持ち、協調・共生の環境を生み出していく営みに、主体的に関わっていきたいという意欲がある者。

また、上記の方針に基づき、以下の観点で入学希望者を審査します。

A 知識・技能

（AP-A1）高等学校卒業相当の知識を修得しているか

（AP-A2）高等学校卒業相当の技能を修得しているか

B 思考力・判断力・表現力

（AP-B1）物事の根本・本質にまで思索をめぐらすことができるか

（AP-B2）知識・技能に応じて、必要な選択を行うことができるか

（AP-B3）自らの考えを日本語で正確に表現できる能力を有しているか

C 主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度

（AP-C1）主体的に行動し、共同体に貢献しようとする態度を身につけているか

（AP-C2）主体的に行動し、共同体に貢献しようとする意欲があるか

各学部では、建学の精神、学部の設置理念、及び大学全体の３つのポリシーを踏まえ、学部学科の３つのポリシーを策定している。例えば、法学部のアドミッション・ポリシーは、資料 5-1 のとおりである。

【大学院】

大学院ならびに各研究科設置の目的と合致する、積極的な目的意識や志向性を有するとともに、研究科での学修ならびに研究に必要となる基礎的な知識や能力などを備えていることを受入方針としている。また、学士課程（学部）修了者を対象とする一般入学に加え、学士課程（学部）において優秀な成績を収めている者の大学院への飛び入学や推薦入学、さまざまな経験を有する社会人や外国人留学生を対象とする入学選抜など、多様な入学制度を設けることで、大学院における学修・研究活動の活性化や視点の拡大をはかることを方針としている。

各研究科では、建学の精神、研究科の設置理念、及び大学院全体の３つのポリシーを踏まえ、３つのポリシーを策定している。例えば、法学研究科のアドミッション・ポリシーは、以下のとおりである。

博士課程前期（修士）においては、学部教育における幅広い教養と基礎的な専門教育に基づいて、価値観と利害関係が多様化する現代社会に生起する諸問題を法学又は政治学の観点から総合的に分析・判断し、それらの解決に主体的に関わろうとする積極的な姿勢を持つ者を受け入れる。とりわけ、社会人としての経験を踏まえて具体的な研究課題を見いだしている者を受け入れる。 博士課程後期（博士）においては、博士課程前期（修士）修了程度の能力を有し、加えて専門領域においてさらなる独自の研究計画に基づき継続的研究を志向し、それを遂行するに足る能力と技能を備えた者を受け入れる。

【認証評価における指摘への対応状況】

指摘内容	文学研究科において学生の受け入れ方針が博士課程前期と博士課程後期で区別されていないので、改善が望まれる。
対応状況	平成 28 年度に行った３つのポリシーの見直しにより、博士課程前期と博士課程後期を区別した。

障害のある学生の受け入れ方針については特に定めておらず、入学後の学生のための「障がい学生支援に関する基本方針」を準用している。具体的には、同方針に定めている内容に基づき、「大学入学者選抜実施要領」などの趣旨に留意しながら、特別配慮を希望する受験生に対して、必要に応じて申し出を行うよう入試要項等で周知し、その態様に即して個別に対応している。

●点検・評価及び改善点

平成 28 年度に行われた３つのポリシーの改定により、大学全体、学部、大学院全体、各研究科ともに、アドミッション・ポリシーは明確に定められている。また、学士課程のアドミッション・ポリシーでは、学力の３要素に基づき、求める学生に必要な知識等の内容や水準を示している。その周知方法としては、大学ウェブサイトや各種入試要項で行われている。

障害のある学生への受け入れ方針を定めていないが、在学生に対する支援方針を準用しており、運営面で大きな問題はない。しかし、将来にわたって受け入れ方針を定めず、運用で補う方式でよいかについては、議論の余地を残しており、個別対応による負担増や公平性の担保の点では、受け入れ段階での方針を明確に定めておく方が望ましいと考える。

●長所

特になし

基準 5　学生の受け入れ

●点検・評価項目

学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか。

●國學院大學自己点検・評価チェックリスト（観点）

（ア）現行の学生募集方法、入学者選抜方法は、アドミッション・ポリシーをどのように反映していますか。

（イ）入学者選抜に公正性・透明性を確保するための取り組みを説明してください。

●現状の説明（全学）

【現行の学生募集方法、入学者選抜方法へのアドミッション・ポリシーの反映】（資料 5-2）

一般入試（6 制度）、AO 入試など 20 の入試制度と、3 年次からの学士・一般編入制度を通じて学生を受け入れ、基本方針案の審議は入学部委員会で行い、実際の運営は入学試験委員会を中心に行っている。

一般入試は、全学共通問題を使用して実施し、問題選択や科目配点、募集人員配分を各学部・学科で変更することにより、各アドミッション・ポリシーに則った学力のある学生を募集している。AO 入試や推薦入試においては、各学部・学科のアドミッション・ポリシーに合った学生獲得のため、選抜方法を学部・学科ごとに創意を加えて設定している。

【入学者選抜に公正性、透明性を確保するための取り組み】（資料 5-2）

一般入試A日程では、選択科目間での得点差による不公平を解消するため、偏差値換算での判定を行っている。

AO 入試の第 2 次選考に課す面接試験については、既存の法・経済・人間開発学部のマニュアルを参考として、平成 25 年度に面接マニュアルを全学部（文学部は学科ごと）に作成・整備し、内容を入試委員会で共有した。このマニュアル（資料 5-3）に基づいて、平成 26 年度（平成 27 年度入試）より、公平かつ透明性を確保する形で選抜を行っている。

合格者の判定は、まず、各学部で検討した合否基準案を入試判定小委員会で確認する。入試判定小委員会は、各学部から学部長、副学部長、教務部委員、入学試験委員等と、入学担当理事、事務局長、入学課長、入学試験委員長によって構成し、確認の結果、判定原案を作成する。各学部教授会では、この判定原案に基づいて審議を行い、合格者を決定する。その後、学長が合格者の最終決定を行う。このように、審議・確認の機会を増やして慎重を期すとともに、一部の教員ではなく全教員による合格者の選抜を行うことで、選抜の　公正性と透明性の確保を図っている。

平成 28 年 1 月 20 日の全学教授会において「入学試験の運営に関する規程」を改正し、文学部のみに設けられていた入試実施委員会を発展的に解消し、文学部を含む各学部に「学部の入学試験に関する事項を検討するための委員会」を設置できるようにし、現実の運用に合わせた。これと同時に、前項の判定小委員会の構成員であった文学部の「学科代表」についても、現実の運用に合わせ「入試判定委員」と改められた。

入試問題の作成は、専任教員が担当し、入試委員会のもとに設置した入学試験問題作成委員会の管理下で行っている。同委員会には、各学部で選出された校正委員を配置し、問題の体裁・形式及び問題の適切さ、作問上の齟齬などの確認を行っている。

問題作成者は、入試当日の朝に、問題と標準解答との最終確認を行う。また、試験終了後、附属・系列高校に対して、高校の学習指導要領から逸脱した問題がないか、誤問がないかなどの確認を依頼し、合否判定会議の前日までに回答を得ている。

一般入試においては、『入試情報ガイドブック』（資料 5-2）に入試制度ごとの受験科目の得点（又は偏差値）を記載するとともに、大学入試センター試験を利用している V 方式以外の一般入試の不合格者に対しては、合否結果と得点を示し、選考の公正性と透明性を担保している。

一般入試の不合格者に対する成績の開示については、平成 26 年度から平成 29 年度に至るまで継続して行ってきているが、平成 29 年 6 月 28 日の第 9 回入学試験委員会での審議・承認を受けて（資料 5-4）、平成 30 年度入試（平成 30 年 1～3 月実施）から A 日程及び B 日程のウェブサイト上で個別に合否と成績を照会する形式に切り替えた。

法学部は、受験生の基礎学力のほか、主体的な学習姿勢を問うための特別入試として、『法学部特別選考』を設けている。これは、一般入試（V 方式［I 期］及び A 日程）の成績、エントリーシート及び調査書を用いて合否を判定するものである。

大学院においては、平成 24 年 3 月 14 日付文部科学省「大学院設置基準等の一部を改正する省令」に基づき、平成 25 年 2 月 20 日の大学院委員会において「大学院入学試験に関する規程」及び「大学院入学試験に関する規程施行細則」を制定するとともに、3 研究科において改めて入試委員及び入試委員会を設置した。規程及び施行細則において、大学院全体及び各研究科のアドミッション・ポリシーの公表を規定し、それに準じた制度運営を行うこととし、入学試験の公正性、透明性を明らかにするとともに、3 研究科共通の判定基準を設けた。これに加えて、各研究科において、それぞれの実態に即した判定基準を用いて、入学試験を実施している。合否に関しては、各研究科委員会においてすべての得点を開示し、審議している。特に口述試験においては、複数教員での面接を実施し、必要に応じて、判定委員会時に面接内容等を公開している。

●点検・評価及び改善点

【アドミッション・ポリシーと入学者選抜方法の整合】

総体として、改定されたアドミッション・ポリシーは、一定以上の水準は確保されていると考えてよい。（資料 1-23）一方、アドミッション・ポリシーに掲げている「態度」は具体的にどのように測っているのか不明であり、今後の課題と言えよう。現状では、必要となる知識の内容やその水準をマトリックスで表示しているが、見難いケースもあり、より理解しやすい表記方法を検討する必要がある。入学試験制度が多様であることから、改定された

アドミッション・ポリシーで網羅されているかの検証が、今後必要である。

【入学者選抜の公正性、透明性】
入学者選抜の手続きは明確であり、その手続きに則って選抜が行われている。したがって、公正性と透明性は十分に担保されていると考えられる。

●長所
特になし。

基準 5　学生の受け入れ
●点検・評価項目
適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。
●國學院大學自己点検・評価チェックリスト（観点）
（ア）現状の収容定員に対する在籍学生数のデータを引用し、その数値が適正かどうかを述べてください。
（イ）在籍学生数の過剰又は未充足状態への対応状況を説明してください。

●現状の説明（全学）
平成 29 年度時点における収容定員に対する在籍学生数比率は、「学部・学科、大学院研究科、専門職大学院等の学生定員及び在籍学生数（表 4)」に示したとおりである。
学士課程においては、平成 27 年度に受審した認証評価以降、数値的に改善傾向にある。平成 29 年度入試（平成 28 年度実施）からは、入学定員の管理を厳格化し、入学定員 2,210 名のところ、入学者は 2,339 名であり、入学定員に対する入学者比率は 1.06 であった。
大学院においては、博士課程後期の法学研究科、経済学研究科で 0.33 未満となっている。特に法学研究科においては、入学者及び在籍者がいないという状況が改善されていない。
平成 29 年度には、「先取履修」を各研究科委員会及び大学院委員会において、制度化した。
【認証評価における指摘への対応状況】

指摘内容	文学部では、収容定員に対する在籍学生数比率が 1.25 と高く、同中国文学科では、過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率がいずれも 1.25 と高く、同日本文学科、同史学科では収容定員に対する在籍学生数比率が 1.29、1.26 と高いので改善が望まれる。また、神道文化学部において、神道文化学科で収容定員に対する在籍学生数比率が 1.26 と高いので改善が望まれる。更に、経済学研究科博士課程後期において、収容定員に対する在籍学生数比率が 0.20 と低く、法学研究科博士課程後期で入学者・在籍者がいないので改善が望まれる。
対応状況	文学部では、収容定員に対する在籍学生数比率が 1.21 であり、1.25 であった平成 27 年度より改善した。文学部を学科単位でみると、中国文学科では、過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が 1.14、収容定員

	に対する在籍学生数比率が 1.13 であり、それぞれ 1.25 から改善した。日本文学科では、収容定員に対する在籍学生数比率が 1.22 であり、1.29 から改善している。一方、史学科では、同比率が 1.25 であり、1.26 から若干の改善はみられるが、依然として高い。 神道文化学部の収容定員に対する在籍学生比率は、1.26 から 1.18 へと改善している。 経済学研究科博士課程後期の収容定員に対する在籍学生比率は、0.27 であり、0.20 より改善はしているが、更なる対策が必要である。法学研究科博士課程後期で入学者・在学者がいない状況は、平成 29 年度時点で改善できていない。
指摘内容	編入学については、学則において欠員がある場合に許可すると規定し、編入学定員を若干名としている。しかし、収容定員に対する在籍学生数比率が 1.00 を超えているにもかかわらず、編入学学生を多数受け入れている学部・学科が存在していることは、学則との齟齬が認められるため、改善が望まれる。
対応状況	編入学のあり方については、大学が単独で決定できるものではなく、法人全体として検討すべき事項であることから、現在、改善に向けてその方策を検討している段階である。

●点検・評価及び改善点

【収容定員に対する在籍学生数】

学士課程の収容定員に対する在籍学生数比率は、平成 27 年度に受審した認証評価の指摘を踏まえ、入学定員の管理を厳格化する等を実施した結果、改善傾向にある。しかし、入学定員に対する入学者数比率に比べて、収容定員に対する在籍学生比率が高いという状況は、変わっておらず、今後更に数値を改善するためには、留年・卒業延期・編入学の見直しを継続することが必要である。

大学院については、経済学研究科及び法学研究科の博士課程後期における収容定員に対する在籍学生数比率が、経済学研究科 0.27、法学研究科 0.00 と低く、抜本的な対策が必要である。

【収容定員を超過している場合、又は不足している場合の対応】

学士課程においては、入学定員の厳格な管理及び教務部を中心とした留年・卒業延期への対応などを実施することにより、大学全体で 1.22 から 1.18 へと改善している。3 年次編入の学生が一定数いることを踏まえ、その学生に対する 3 つのポリシーの設定や、編入学定員の設定の検討も望まれる。

大学院においては、収容定員未充足の状況が続いており、改善が必要である。特に経済学研究科では、後期課程で 0.27、法学研究科においては、後期課程で 0.00 といずれも 0.33 未満であり、対策が急務である。定員未充足が続いている研究科においては、「飛び入学」「先取履修」「広報強化」等の施策が行われているが、定員の充足には至っておらず、入学定員や、修了後の進路の明確化について検討が必要である。

●長所

神道文化学部においては、平成 26 年度時点で 1.26 であった在籍学生比率が、平成 27 年度 1.21、平成 28 年度 1.21、平成 29 年度 1.18 と段階的に改善している。

基準 5　学生の受け入れ

●点検・評価項目

学生募集及び入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

●國學院大學自己点検・評価チェックリスト（観点）

（ア）学生募集及び入学者選抜がアドミッション・ポリシーに基づき公正かつ適切に実施されているかどうかをどのように検証していますか。

●現状の説明（全学）

全学アドミッション・ポリシーに基づく学生募集及び入学者選抜の実施に関する検証を行う機関として、入試委員会がある。同委員会は、毎週水曜日に定例開催され（年間約 30 回)、中長期的な入試制度を検討する入学部委員会と連携しながら、前年度の入試結果を踏まえて、入試実施について検討し、運営している。重要かつ緊急の事案に関しては、臨時委員会が随時開催される。出題の適正をめぐっては、例年 5 月に開催される全学作問会議において、入試委員及び作問担当者により、前年度出題手続きや内容に関する検証が行われている。

各学部においては、アドミッション・ポリシーに対応した学生募集及び入学者選抜のあり方を検証するために、入試委員・入学部委員・教務部委員を中心に、入学者の入学試験成績、入学後の各種データ、とりわけ推薦系入試入学者及び一般入試入学者ごとの成績・GPA、休学者・退学者数や理由などが総合的に調査・検討されている。加えて、平成 27 年度に改正した「入学試験の運用に関する規程」に基づき、平成 28 年度から学部入試委員会が設置され、円滑な情報の共有と入試の検証体制が強化された。

例えば、法学部では、学部内の恒常的な委員会として、法学部選出の入学試験委員及び入学部委員を構成員に含めた「入試関係委員会」を設置し、学部入試の実施計画の策定、過去の入学試験の問題点の改善計画の策定などを行い、学部教授会に審議事項の提案や報告を行っている。また、学部教授会では、各入学試験における合否判定を、アドミッション・ポリシーに基づき公正かつ適正に実施されているかに留意しつつ、審議・決定している。

大学院においては、各研究科委員会において、全ての筆記試験及び口頭試験の結果を開示し、明確な判定基準により入学者選考を行っている。

●点検・評価及び改善点

入学試験における公正性、適切性については、入学者選抜の各種データを用いて、入学試験委員会や各研究科委員会において検証が行われている。このことにより、学生募集及び入学者選抜の公正性、適切性については、担保されている。

また、入学試験問題の作成にあたっては、毎年 5 月に全学的な会議を行い、前年度の入学試験問題作成プロセスや、作問内容等についての検証が行われており適切である。

一方、入学試験制度がアドミッション・ポリシーにもとづいたものであるか、という点については、平成 28 年度に行った 3 つのポリシーの見直しと連動して、試験制度の見直しが行われていないことから、方針に照らして適切な制度であるかを検証していく必要がある。

●長所

法学部では平成 28 年度以前から一貫して、学部内組織として「入試関係委員会」を設置し、全学入試委員、入学部委員を含めたメンバーにより、学部入試の観点から検討を行っている。

●根拠資料

5‐1　アドミッション・ポリシー（法学部）
5‐2　入試情報ガイドブック
5‐3　面接マニュアル
5‐4　第 9 回入学試験委員会　議事録

第６章

学生支援

基準 6　学生支援

●点検・評価項目

学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

●國學院大學自己点検・評価チェックリスト（観点）

（ア）修学支援の方針をどのように定めていますか。

※「修学支援」の具体的内容については、（２）のチェックリスト項目を参照してください。

（イ）生活支援の方針をどのように定めていますか。

※「生活支援」の具体的内容については、（３）のチェックリスト項目を参照してください。

（ウ）進路支援に関する方針をどのように定めていますか。

※「進路支援」の具体的内容については、（４）のチェックリスト項目を参照してください。

●現状の説明（全学）

建学の理念に基づく人材育成の目的を達成するため、「國學院大學の学生支援に関する基本方針」を定めて学生に明示している。この方針においては、入学から卒業まで、修学支援、学生生活支援、課外活動支援、進路支援を行うことを学生に約束している。

●点検・評価及び改善点

「國學院大學の学生支援に関する基本方針」は平成 27 年 5 月に定めたもので、当初は、法人の中期計画である「21 世紀計画（第 3 次）」を受け、「日本社会の中核を担い、グローバル化する時代に対応できる人材」を人材育成の目標に掲げ、そのための学生支援を念頭においたものであった。平成 29 年度から始まる新たな 5 か年計画「21 世紀計画（第 4 次）」においては、教育目標を「主体性を持ち、自立した「大人」の育成」と定め、学生が「豊かな知（悩む力・考える力・多様性を受け入れ生き抜く力）を身につけている」ことを達成目標とした。これに伴い、平成 29 年 10 月に「國學院大學の学生支援に関する基本方針」を見直し、上記の教育目標及び人材育成の達成目標を学生支援の目的として掲げる改定を行った。

●長所

「國學院大學の学生支援に関する基本方針」自体の長所は、入学から卒業まで切れ目のない学生支援を行うことを明確に宣言している点である。この基本方針を学生生活ハンドブックの冒頭に掲載し、毎年学生に周知することにより、学生の間には、将来への安心感や大学に対する信頼感が醸成されている。

基準 6　学生支援

●点検・評価項目

学生への修学支援は適切に行われているか。

●國學院大學自己点検・評価チェックリスト（観点）

（ア）留年者・休学者・退学者の状況把握・分析をふまえて、どのように対処しているかを説明してください。

（イ）専門領域の学修にあたっての基礎学力養成を目的とした学修支援体制について説明してください。

（ウ）障がいのある学生に対する修学支援をどのように行っていますか。

（エ）奨学金等による経済的支援の概要と、その適切性について説明してください。

●現状の説明（全学）

【留年・卒業延期者、休学者、退学者の状況把握】

本学では、平成 10 年代から全学的に卒業延期者、退学者及び休学者の動向を把握し、その抑止に努めてきた。長年にわたる退学理由の分析結果から、退学防止には、何よりも学業不振の解消が必要であると認識しており、留年・卒業延期者を減少させる支援は、退学の抑制にも高い効果があると考えている。修学の前提となる授業の出席状況に着目し、5 月に出席率が一定数を下回る学生にメールを配信する取組を続けてきた。後述する修学相談の効果とも相俟って、退学率は漸減したが、年間退学率 3%を切った後は、減少が止まっている。また近年は、心身の不調による休学経験者の最終的な卒業率が下がっており、これらの学生をいかに支援し、卒業と就業に結びつけるかが課題である。

【補修・補充教育】

本学は、前述した基本方針に基づいて、修学支援の充実に取組んできた。

入学前には、全学共通の学修として、早期に入学の決まる推薦系入試による入学予定者約 1,000 名に対して国語と英語の入学前学修を課しており、対象者の 70～80%が 1 月から 3 月までおよそ 3 か月間、国語は 6 回の小論文の作成、英語はレベル別の TOEIC 対策講座に取組んでいる。全学共通の入学前学修に加えて、各学部、学科では専門教育に関わる学修を課している。実施形態は多様で、問題集を解くもの、課題図書の内容要約、紹介文又は感想文を書くもの、英文のディクテーションを行うもの、学部卒業生の卒業論文発表会への出席を課すものなど、学部・学科の学問分野の特性に応じた工夫がなされている。

上記の入学前学修は、一般入試による入学者との学力格差が顕著であることから導入した経緯があり、とりわけ全学共通の学修は補修教育の意味合いが強い。ただし、現状ではこれらの学修に取組んでも、入学後に行う学力診断では、一般入試による入学者との学力差がなかなか埋まっていない。初年次英語の授業は、入学時学力診断の結果により、レベル別のクラス編成を行って実施している。また、多くの学科が実施する少人数の初年次教育は、専門分野への導入教育的な内容を含むが、リポートの書き方や文献の調べ方等を含めたアカデミック・スキルの修得に取組んでいる。こうして次第に学力格差は解消し、1 年後の GPA では入学時学力診断ほどの格差は確認できなくなる。

【障がい学生に対する修学支援】

障がいを持つ学生の支援に関しては、「國學院大學障がい学生支援に関する基本方針」を定め、障がいをもつ学生を含む多様な学生が共に学び合える環境づくりに努めるとともに、修学に関わる各機関が連携しつつ、障がいの状況や程度に応じた合理的配慮に基づく支援を行うことを宣言している。オープンキャンパスや入学志願時に障がいのあることを把握できる場合には、予め本学が行うことのできる支援の内容を伝え、入学後の修学に支障が出ないよう努めている。入学手続者には、修学上の配慮が必要な場合には、なるべく入学前に相談窓口へ申し出るよう促し、入学直後から対応できる体制を整備した。支援業務の中心を担うのは、渋谷キャンパスでは学修支援センター、たまプラーザキャンパスではたまプラーザ事務課である。障がい学生からの合理的配慮の願出に基づき、障がいの程度や種類に応じて、合理的な配慮の範囲を特定し、具体的な配慮の依頼を授業担当教員や関係者へ伝えている。また、聴覚障がい者の場合には、希望のあった授業やガイダンス等に学生ノートテイカーを配置する。外部専門機関と連携し、ノートテイカーの募集や研修を実施するのも学修支援センターの業務であり、必要があればたまプラーザキャンパスにもノートテイカーを派遣している。日常的な支援は主に学修支援センターによって行われるが、学生生活の様々な局面における支援や配慮は、例えば試験時には教務課、通学や課外活動に関わる場合は学生生活課、進路選択や就職活動はキャリア・サポート課が行うなど、必要な時に最適な支援が受けられる体制を整備した。なお、学修支援センターには、学修支援センター委員会が置かれ、各学部及び事務局の学生関連部署から委員が参画することにより、障がい学生支援の状況について、全学的な情報共有がなされている。

【留学生への支援】

正規の留学生に対しては、学部生、大学院生ともに一定の条件を満たす場合に授業料の 3 割を減免できる制度があり、平成 29 年度は学部生 30 名、大学院は博士課程前期 29 名、博士課程後期 7 名が減免の対象となった。この減免制度に加え、学部の留学生には、一定の条件を満たす場合に、年間最大 20 万円の支援を受けることができる國學院大學留学生奨学金制度があり、平成 29 年度は、15 名の留学生が支給対象となった。

【留年者や退学希望者への対応】

経済学部においては、2 年次への進級時及び 3 年次への進級時、その他の学部では、3 年次への進級時に一定の進級要件を課し、進級制限を行っている。進級要件として定める単位数は、経済学部 2 年次への進級では 10 単位、3 年次への進級では全学部共通して 34 単位であり、決して高くないハードルであるが、平成 29 年度経済学部 2 年次への進級では、9 名（1.7%）、全学部の 3 年次への進級では、113 名（4.5%）が進級不可となっている。低学年時の進級条件が厳しくないことから、本学では 4 年次に学生が滞留しがちである。平成 29 年度 3 月時点では 2,779 名の 4 年生が在学し、うち 366 名（13.0%）が卒業延期となった。一方、平成 29 年度の退学者数は、238 名であり、半数以上が留年経験者か卒業延期者であった。また、正規の学年に在学していても修得単位数、GPA ともに低い学生が多く、退学者の多くは学業不振者であることがわかる。本学では学業不振者を早期に見出すこと、学業不振に陥った場合でも適切な指導により卒業につなげること目的として、各学期末に

一定の基準を設けて成績不振者を呼び出し、各学部の専任教員による修学面談を実施している。平成 29 年度前期は 645 名が対象となり、354 名が面談に応じ、同年後期は、954 名が対象となり 401 名が面談に応じた。この修学相談は、学修支援センターと各学部及び成績を管理する教務課との連携のもとで実施しており、全学的な支援体制が構築されている。このほか、毎年 5 月には出席不良者に対してメールで警告するとともに学修支援センター相談室へ相談に来るよう促す取組みも行っている。

【授業料減免】

健康上の理由、留学、特段の理由によって休学が認められ、かつ大学の審査（学部生に関する審査は学生部委員会、大学院生に関する審査は大学院委員会が行う。）で承認された場合には、授業料等の減免が受けられる。休学手続きから 30 日以内に「休学者に対する授業料等減免願」と大学が定めた必要書類を提出する。減免額は通年休学の場合、年間授業料及び維持費全額免除・施設設備費の半額免除となっており、半期休学の場合は、年間授業料の半額免除、維持費全学免除・施設設備費の 4 分の 1 免除となっている。

【大学独自の奨学金（基金設置含む)】

学生及び保護者の奨学金に対する需要は年々高まっており、本学でも返還義務のない給付型奨学金の充実に取り組んできた。奨学金の種別は、その目的に応じて学業奨励、修学経済支援、海外活動支援、進路支援に大別できる。上述した留学生に対する奨学金も含め、平成 29 年度は延べ 919 名が受給しており、給付総額は、2 億 6574 万円であった。

一方、返還義務のある日本学生支援機構の奨学金については、学生生活課が取扱い窓口となり、ガイダンス、相談、応募、申請、返還に関わる業務を行っている。平成 29 年度は、第一種奨学金については、1,059 名、第二種奨学金については 1,918 名が貸与を受けている。

●点検・評価及び改善点

長期的には標準修業年限卒業率は上昇傾向にあり、直近の 3 年は 80%を超えている。同年限内の退学率は、入学年度による変動はあるものの、全体としては減少傾向にあり、直近の 2 年は 7%を下回った。また、5 月 1 日付在学者数に対する年間退学率も、この 2 年は、平成 28 年度 1.98%、平成 29 年度 2.05%とかつてない水準まで下がっている。学科別にみると、中国文学科、哲学科、神道文化学科の卒業率がやや低い傾向にあり、この 3 学科は退学率が相対的に高いことから、最終的な卒業率も低くなることが懸念される。また、標準修業年限内で退学した学生の 1 年次の GPA と修得単位数は、全ての学科で、卒業者の値を大きく下回ることから、初年次に問題は顕在化していることがうかがえる。神道文化学科では、平成 26 年度から新入生にアイスブレイクを兼ねたガイダンスを行うなどの対策をとってきた。初年次教育が重要であることは、従来から全学的に認識されており、各学科において専門教育への導入を含む初年次教育が展開されているが、そのあり方や効果についての検証が必要である。

障がい学生の支援については、平成 23 年度に「障がいがある学生の学修支援に関する内規」を制定して制度化し、平成 28 年 4 月の障害者差別解消法の施行以降、よりきめ細かい支援を実現するため、特別な支援を必要とする学生の特定、希望する支援の聴き取り、支援

内容の決定、授業担当教員等への告知と依頼を行う体制を確立した。ただし、運用において、一定の基準を設けることが難しく、現実的には障がいの種類、程度及び学生本人の希望を勘案して、個別対応をとっている状況である。一方で、精神的疾患による休学経験者の多くが、卒業に至らずに退学している実態があり、効果的な支援のあり方を模索しているところである。

●長所

学生カルテ等を活用することにより、学生支援に関わる教職員が、学生の実態を把握し、かつ共有できていること。

基準 6　学生支援

●点検・評価項目

学生の生活支援は適切に行われているか。

●國學院大學自己点検・評価チェックリスト（観点）

（ア）学生の心身の健康及び安全を守り、安定した学生生活を送れるようにするための体制・施策について説明してください。

（イ）ハラスメント防止のための取り組みについて説明してください。

●現状の説明（全学）

【学生の住環境への配慮】

親元を離れて入学する女子学生のため、平成 28 年に横浜市青葉区荏田町に、一般学生寮「常磐木」を開設した。この学生寮は、短期交換留学生の住居としても活用しており、日本人学生と外国人留学生の交流の場としても機能している。次いで平成 29 年には川崎市宮前区宮前に男子寮「まほろば」を開設し、平成 30 年度から地方出身学生の利用に供することとしている。（資料 6-1）

【心身の健康、保健衛生等に係る相談（カウンセリング等の相談体制）】

学生の身体面に関する支援は、保健室が中心となって行っている。保健室には、専任保健師 3 名、非常勤保健師 4 名、非常勤の校医 2 名、管理栄養士 1 名の 10 名を配置している。学部学生の受診率が 90％を維持している定期健康診断のほか、神職課程履修者対象に早朝から深夜にかけて行われる実習に備えた「神社実習前特殊健康診断」、強化部会に在籍する部員を対象に夏期合宿中の事故防止を目的とした「強化部会特殊健康診断」などの対象者を限定した健康診断も実施している。

学生の精神面に関する支援は、学生相談室が中心となって行っている。学生相談室には、専任カウンセラー2名（大学カウンセラー、臨床心理士など専門資格を有する者）、非常勤カウンセラー2名、精神科医1名、弁護士1名、心理相談に関する専門的な訓練を受けた嘱託職員2名を配置し、面接室を渋谷キャンパスに3室、たまプラーザキャンパスに2室の計5室設置している。相談室の利用者は増加傾向にあり、近年は保護者からの相談も多い。平成29年度の実人数は、両キャンパス合計で学生286名、保護者は67名であった。個別面接以外の支援では、年 2 回開催の「コミュニケーション・スキル講座」におけるグル

ープ活動、教職員に対する研修活動、学生相談に関する調査・研究業務（報告書の発行、大学広報紙「國學院大學学報」への寄稿）などを行っている。

【学生の人権保障（ハラスメント相談窓口)】

平成23年度に「國學院大學ハラスメント防止・対策規程」を制定し、平成24年度から施行した。ハラスメントへの対応は、概要を『学生生活ハンドブック』に、詳細を「國學院大學ハラスメント防止ガイドライン」に示し、規程やガイドラインについては、大学のウェブサイトでの公開も行っている。ハラスメント相談委員会はハラスメント被害者の相談を受け、ハラスメント防止・対策委員会に申立書を提出する。防止・対策委員会では申立て内容を精査し、ハラスメント調査委員会又はハラスメント調停委員会を設置し、事案の対応にあたり、学長に結果を報告する。学長は報告に基づき、大学としての対応や申立人の環境改善、被申立人への措置を行う。

ハラスメント相談委員会は、ハラスメントの相談だけでなく、問題解決のための手順の説明、ハラスメント防止教育や研修を実施している。

●点検・評価及び改善点

学生相談室については、年間 2,000 件以上の相談があった。その 85%は心理に関わるものである。学部学生、大学院生の来談者の実数は 286 名であり、その必要性は高いといえよう。一方、健康の支援である 150 円朝食は引き続き学生の高い支持を得ており、平成 29 年度前期は、1 日平均 123 食の利用があった。

ハラスメントについては、学生がハラスメントに関する正しい知識をもつことが、ハラスメント事案の抑止や早期発見につながる。ハラスメント防止対策委員会は、このような認識に基づいて、平成 30 年度新入生向けのハラスメント防止講演会を企画し、4 月に開催している。たまプラーザキャンパスでは全ての新入生が聴講したが、渋谷キャンパスでは、他の行事との兼ね合いにより、聴講者が少なかったため、次年度は開催日程や時期を検討することとしている。

●長所

学生リアル調査の結果を分析し、様々な支援や施策に反映させている点は評価できる。

基準６　学生支援

●点検・評価項目

学生の進路支援は適切に行われているか。

●國學院大學自己点検・評価チェックリスト（観点）

（ア）キャリア支援に関する組織体制を説明してください。

（イ）正課においてどのような進路指導が行われていますか。

（ウ）課外においてどのような進路指導が行われていますか。

（エ）進路指導が成果を上げているかどうかをどのように検証していますか。

●現状の説明（全学）

【正課におけるキャリア支援】

正課においては、全学共通教育プログラム科目にキャリア形成支援科目を設定し、「ライフデザイン」を開講している。この科目は経済学部では必修、文学部、神道文化学部、人間開発学部では選択科目である。また、法学部法律学科法律専攻及び政治専攻においては、「ライフデザイン」に代わる「キャリアデザイン」を1年次義務履修とし、専門教育科目に位置づけている。これらの科目の授業内容は、後述する就職部と教務部及び学部の協議をふまえて決定している。いずれも低学年のうちに卒業後の進路を考えさせ、大学生活における目標設定を行えるようにするとともに、将来の職業生活における大学教育のレリバンスを高めることを企図する科目である。このほか、「インターンシップ」（実際に社会の各分野で働いている現役社会人を講師に招き、社会で働くことを理解させる科目）、「インターンシップⅡ」（現場実習の科目）などを通して、自身のキャリアを考える進路支援が行われている。

【進路支援の体制】

進路支援の基本方針を定め、統括する全学的組織として就職部があり、事務組織としては、キャリア・サポート課、たまプラーザ事務課、教育開発推進機構事務課教職センター担当、神道研修事務課の４つを置いている。これらの４部署は、学生の所属学部や希望進路に合わせた支援を行うために組織されており、専門的かつ効果的な支援を行う。

主に渋谷キャンパスの企業・公務員を志望する学生の支援を担うキャリア・サポート課は、専任職員6名と嘱託職員1名、派遣職員1名、就職アドバイザー6名からなる。就職アドバイザーは、企業の人事採用経験者やキャリアカウンセラーなどで構成し、学生の個別面談や講習会講師等を担当している。 キャリア・サポート課では、学生が希望の企業を見つけ、確実に就職できるよう業界セミナーや学内企業説明会、公務員採用説明会、OB・OGアドバイス会、模擬面接トレーニングを実施するほか、就職活動に必要な知識・スキルを身に付けるための各種ガイダンス・講座（公務員試験対策を含む）等の企画（資料6-2）を行う。これらの企画は、学生のアンケートや参加者数などを検証し、毎年度見直しを図っている。また、優良企業に内定した約30名の４年生を内定者アドバイザーとして採用し、後輩学生の自己分析及び企業研究のサポート、エントリーシートの添削等を行う制度を運用している。

たまプラーザキャンパスの就職支援を担うたまプラーザ事務課（就職担当）では、専任職員2名と嘱託職員1名、就職相談員2名が、主に人間開発学部生を対象とした就職指導・

支援を行っている。同学部は教員養成に重きを置く学部であり、支援の中心は実践的教育力と教員就業力の向上に向けられている。

教職センターは、教職志望者並びに教員への支援強化のため、平成24年度に発足し、渋谷キャンパスにおける教職課程の履修及び教員採用試験対策を中心に支援を行う。キャリア・サポート課とたまプラーザ事務課就職担当者、教職センターでは、定期的に連絡会を持ち、両キャンパスにおけるキャリア支援に対し情報共有を図っている。

また、神職資格を取得し奉職を志望する学生の進路支援は、神道研修事務課が担当している。神職資格取得に必須である神社実習のうち、課員が直接指導する基礎実習（大学）及び指定実習Ⅰ（明治神宮）、次年度卒業見込み者対象とした「奉職説明会」、春期休暇中に行う「個人面接」を通じて進路指導をしている。

【進路支援の成果】

進路支援の成果の成果検証は、就職決定率と学生満足度の両面からなされるべきと考えるが、評価指標の一つである就職率は、平成27年度94.7%、28年度94.2%、29年度96.5%と順調に推移しており、効果的なキャリア支援、就活支援体制における一定の成果と考えられる。一方、満足度の向上には、就職する企業の質を上げる必要があり、平成28年度から200社を超える優良企業を選んで企業情報を掲載した『就活応援國學院大學企業大研究』を発行し、掲載企業を業界セミナーや学内企業説明会に誘致するなど、学生が難関とされる企業に積極的に挑戦できる環境づくりに努めている。

●点検・評価及び改善点

上記「進路支援の成果」に記したとおり、高い就職率を保っていることは、評価できる。大多数を占める一般企業就職者については、上述のとおり優良企業へ挑戦する環境を整備しており、今後の成果が期待される。公務員についても学生がより高い目標をもち、かつその目標達成を支援し、最終的には国家公務員総合職をめざす支援プログラムを検討しており、平成 30 年度から導入する予定である。

●長所

特になし

●根拠資料

6‐1　学生寮案内　資料

6‐2　ガイダンス等の企画・実施スケジュール

第７章

教育研究等環境

基準７　教育研究等環境

●点検・評価項目

教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

●國學院大學自己点検・評価チェックリスト（観点）

（ア）校地・校舎・施設設備の整備に関する方針をどのように定めていますか。

※「校地・校舎・施設設備の整備」の具体的内容については、（２）のチェックリスト項目を参照してください。

（イ）図書館運営に関する方針をどのように定めていますか。

※「図書館運営」の具体的内容については、（３）のチェックリスト項目を参照してください。

（ウ）教員の研究活動支援に関する方針をどのように定めていますか。

※「教員の研究活動支援」の具体的内容については、（４）のチェックリスト項目を参照してください。

●現状の説明（全学）

【校地・校舎・施設設備の整備に関する方針】

渋谷キャンパス再開発構想（平成 21 年 9 月完了）のコンセプト「開かれた都市型大学の創造」を継承し、教育研究環境の改善と充実のため、効果的、効率的な施設設備等の整備を進めている。キャンパスの整備・充実についての計画策定にあたっては、渋谷キャンパス再開発計画後の検証に基づく過不足の解消、教育・研究計画との整合性、課外活動との関連などに配慮している。また、エコキャンパス作りも整備方針の一つに掲げ、渋谷キャンパス体育館跡地に建設した 130 周年記念 5 号館への自家発電装置等の設置と、たまプラーザキャンパス内への自然エネルギー装置の設置とを、学校法人國學院大學の中期計画「21 世紀計画（第 3 次)」の具体的施策に挙げている。

渋谷キャンパス専門学校敷地再開発計画については、平成 28 年度理事会及び施設設備基盤整備を中心に機能配置等を検討し、実施設計に反映したのち、工事着手に至った。平成 31 年度からの供用開始予定である。たまプラーザキャンパスでは、平成 24 年 5 月に「たまプラーザキャンパス土地建物等有効利用検討プロジェクト」を組織し、キャンパスの再整備計画を検討している。ネットワークや各種システムは、モバイル型端末の利用を想定した整備など時代に合わせた対応をしている。しかし、教育研究等環境の整備方針は、現状定められていない。

【図書館運営に関する方針】

「國學院大學図書館規程」の第 1 条において、第一項に目的、第三項にその目的達成に資する手段について、明示しているが、社会環境を踏まえた運営方針は現状定められていない。

【教員の研究活動支援に関する方針】

「國學院大學研究教育開発推進に関する指針」として、「研究教育開発推進に関する宣言」と「教職員の倫理と行動の綱領」を明示し、大学ウェブサイトで公開している。この教育研究の基本方針と教職員の行動規範を支えることが教員の研究活動支援に関する方針となっている。

専任教職員の個人研究の推進、本学の学術振興、学術研究の発展に資することを目的に、各種学内研究費制度（資料 7-1）を整備し、学外の競争的資金の獲得を推進している。

●点検・評価及び改善点

「21 世紀計画（第 3 次）」に掲げる自然エネルギー装置の設置の有無についての記載がなく、自己点検・評価実施委員会の点検業務の不備が否めなく、点検の実質化に向けた改善が望まれる。

また、方針について不明確なため、大学全体で校地・校舎・施設設備の整備に関する方針を早急に整備する必要がある。併せて図書館についても、現状の社会環境に即し、図書館の大学における役割等を整理したうえで、運営方針の再整備が望まれる。

●長所

特になし。

基準 7　教育研究等環境

●点検・評価項目

十分な校地・校舎及び施設・設備を整備しているか。

●國學院大學自己点検・評価チェックリスト（観点）

（ア）法令上必要な施設・設備の整備状況を説明してください。

（イ）安全・衛生に関して、どのような配慮がなされていますか。

●現状の説明（全学）

【管理・運営】

本学は大学設置基準に則り、設置する分野、収容定員を踏まえた、校地、校舎面積基準を満たし整備されている（資料 7-2）。また平成 29 年には、学生に「本」というメディアにもっと触れて欲しいというコンセプトで「紙の本」による本の重さ、インクのにおい、ページをめくる感触が呼び起こす確かな記憶が人生の糧となると信じ、「みちのきち」を AMC 1 階に配置し、「人文・社会科学系の「標」となる」を目標に掲げる本学の特色ある設備の整備も進めている。

「國學院大學保健室規程」に基づき、保健委員会を設置し、年 1 回以上の食堂巡視を行い、厨房等の衛生管理を徹底させ、食の安全を確保している（資料 7-3）。

また、「衛生管理規程」に基づき、産業医を含めた衛生委員会を設置し、年 2 回程度の職場巡視等を通じて、教職員の職場のみならず、教室やホール等、学生の利用する場所も含め十全の安全が維持されるよう努めている（資料 7-4）。

施設管理担当部署である財務部管財課並びにたまプラーザ事務課において、日常の安全管理巡視体制を敷き、不具合箇所への速やかな改善対応を実施している。

東日本大震災後は、防災体制について見直しを図り、渋谷キャンパスでは、3 号館地下 1 階倉庫と学術メディアセンター地下 2 階空調機械室との 2 箇所に、7,000 人が 3 日間生活可能な備蓄品を分散して保管している(資料 7-5)。また、体育館敷地再開発によって建設された 130 周年記念 5 号館には、自家発電装置と防災倉庫とを併設し、自家発電装置は、有事

の際の避難場所として機能させるために、停電時に、130 周年記念 5 号館と隣接する 120 周年記念 1 号館との 2 棟分の照明、空調、トイレを 3 日間作動可能な仕様としている。

なお、130 周年記念 5 号館内に防災倉庫を設置することで、中央、南側、北側の 3 敷地それぞれに備蓄品を保管できるようになる。たまプラーザキャンパスでは、講義棟 2 階倉庫とグラウンド倉庫との 2 箇所に、1,000 人分 3 日間の備蓄品を保管している（資料 7-6）。

学生と教職員が参加する防災訓練として、学内で実施する総合防災訓練のほか、渋谷区が主催する「渋谷駅周辺帰宅困難者対策訓練」への参加と、帰宅困難者受け入れ先としての対応訓練を実施している。職員には別途、AED や消火栓など学内の機器使用について学ぶ機会を設けている。更に、「自衛消防業務講習」修了生など、防災関連有資格者による告示班長会議を月 1 回開催し、今後の防災対策を検討している。

●点検・評価及び改善点

前述のとおり、法令上の施設・設備における整備はもとより、「21 世紀計画（第 4 次）」に掲げる将来像、「人文・社会科学系の「標」となる」の実現に向け、平成 29 年には、学生に「本」というメディアにもっと触れて欲しいというコンセプトで「紙の本」による本の重さ、インクのにおい、ページをめくる感触が呼び起こす確かな記憶が人生の糧となると信じ、「みちのきち」を AMC 1 階に配置する等、本学の特色ある設備の整備も進めている。

●長所

前述のとおり、「21 世紀計画（第 4 次）」を羅針盤として本学の特色ある設備の整備も進めている。

基準 7　教育研究等環境

●点検・評価項目

図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

●國學院大學自己点検・評価チェックリスト（観点）

（ア）図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況について説明してください。

（イ）図書館の利用環境（司書資格を有する職員の配置、開館時間・閲覧室・情報検索設備等）について説明してください。

（ウ）国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備状況について説明してください。

●現状の説明（全学）

図書館は、館長、副館長、事務組織である図書館事務課から構成され、①資料・情報収集、保存及び管理に関すること、②資料・情報の公開に関すること、③利用者サービスに関すること、④図書館その他の情報サービス機関との連携に関することについて業務を遂行している。

また、図書館の管理・運営方針、予算編成や業務計画及び執行等に関する審議機関として図書館委員会が設置され、各学部から選出される教員に加え、研究開発推進機構の教員、学術メディアセンター事務部長、図書館事務課長及び館長が指名する若干名の事務職員に

よって構成されている。

ア．整備状況

図書　　：　1,573,063 冊

学術雑誌　：　10,382 タイトル

電子情報　：　48 データベース（図書 904 タイトル、雑誌 10,623 タイトル）
本学学術機関リポジトリ「K-rain」搭載件数：699 件

イ．図書館の利用環境

【渋谷】

職員数　　：　専任 7 人（内司書資格保有者 6 人）、臨時 4 人、委託 23 人

開館日数　：　311 日

開館時間　：　9 時～22 時

施設内面積：　閲覧スペース 1,774 ㎡、視聴覚スペース 158 ㎡、情報端末スペース 127 ㎡、
書庫スペース 2,483 ㎡、事務スペース 383 ㎡

総座席数　：　690 席

棚板　　：　40,605m

利用者端末：　21 台

【たまプラーザ】

職員数　　：　専任 4 人（内司書資格保有者 4 人）、臨時 3 人

開館日数　：　269 日

開館時間　：　9 時～19 時 30 分

施設内面積：　閲覧スペース 1,335 ㎡、視聴覚スペース 63 ㎡、書庫スペース 805 ㎡、
事務スペース 63 ㎡

総座席数　：　312 席

棚板　　：　7,740m

利用者端末：　5 台

ウ．学術情報相互提供システムの整備状況

国立情報学研究所の総合目録・所在情報システム「NACSIS-CAT」と本学図書館システム「K-aiser」は連携しており、図書データ入力の相互提供、並びに ILL システムとしての文献複写・現物貸借サービスと直結している。

本学図書館横断システム「K-search」により、国立国会図書館、国立情報学研究所、本学加盟のコンソーシアム大学図書館、CiNii との横断検索を可能としている。

学術機関リポジトリについては国立情報学研究所システム「JAIRO」とハーベスティングされており、ここを経由して世界の機関リポジトリとの相互提供は構築されている。

●点検・評価及び改善点

現況が本学の状況を鑑み適切な状態なのか、自己点検・評価実施委員会等で図書館が適切かどうか検証されていないのではないかと言わざるを得ない。自己点検評価実施委員会の

点検業務の不備が否めなく、点検の実質化に向けた改善が望まれる。

加えて、人員配置上の問題（人材不足）や、海外の研究者に対して國學院の資料を取り寄せるのが難しい環境も窺え、組織の見直し等の改善が望まれる。

●長所

特になし。

基準７　教育研究等環境

●点検・評価項目

教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

●國學院大學自己点検・評価チェックリスト（観点）

（ア）現在の校地・校舎等の整備状況は本学の教育を行う上で十分ですか。
　　カリキュラム、学生数、教育方法等をふまえて説明してください。

（イ）スチューデント・アシスタントによる教育支援体制を説明してください。

（ウ）ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント等による教育研究支援体制を説明してください。

（エ）教員の研究費（学内資金）制度の運用状況を説明してください。

（オ）学外の競争的資金（科研費を含む）の獲得状況を説明してください。

（カ）教員の研究室の整備状況を説明してください。

（キ）教員の研究専念時間を確保するための学部等独自の取り組み・工夫があれば説明してください。

●現状の説明（全学）

本務校である本学での教育研究に専念する時間を確保することを目的として、平成 19 年度に「専任教員の兼務について（申し合わせ）」を定めた。以来、年度当初の全学教授会で告知し、他大学への出講コマ数を制限している。学長主導の下、教学マネジメントと教学の一体改革として開講コマ数の適正化に取り組んだ。

また、本学の教育研究活動を支援するために、個人研究を対象としたものから、組織としての教育活動を対象としたものまで、広く助成制度を整備している（資料 7-1）。

國學院大學大学院ティーチング・アシスタントについて、若手研究者の教育効果の向上を図るため平成 13 年度よりティーチング・アシスタント制度を実施し、教務補助員として採用している。博士課程前期学生は学部授業、博士課程後期学生は前期課程及び学部授業へ従事し、採用年度は単年度であるが、前期は 2 年、後期は 3 年まで継続することができ、学生の教育歴としての実績構築の助成を行っている。平成 21 年度より予算規模を拡充し、毎年 40 名強の学生を採用している。直近 3 年間の実績は、平成 27 年 41 名、平成 28 年 44 名、平成 29 年 41 名を採用している。

【教育研究に対する助成制度】

ア．教員個人研究費

専任の教授・准教授・講師・助教は年額 30 万円、特別専任・助手は 15 万円を上限

として支給する（学芸員はその職歴で金額が変更）。毎月申請締め切りを設定し、立替払いによる精算方法をとり、申請は一人一回となっている。

イ．派遣研究員制度（国内・国外）

専任教職員の学術・教育の研究及び調査を助成するために、研究員として国内及び国外に一定期間派遣する派遣研究員制度を設けている。派遣研究費の給付を行うとともに、学部においては当該期間における授業担当及び学内諸役務を原則免除し、研究専念の環境を確保している。

派遣研究員規則及び同細則については、教育開発推進機構を追加する改正を行い、改正内容並びに改正された規程を平成 27 年 4 月 1 日から施行することが、平成 27 年 1 月 27 日の常務理事会において了承された（資料 7-7）。

ウ．国際交流費補助

専任教職員が海外における国際的な学会、研究集会その他これに準ずる会合に出席する場合、50 万円を上限に旅費及び宿泊費を補助している。

エ．國學院大學出版助成（甲・乙・丙）

本学の学術振興を図る目的で、専任教職員が学術研究の成果を公開するために刊行する学術論文や学術専門図書等の出版に際して、それが学会に裨益することが顕著であると認められたものに対して助成をしている。

助成の対象により、（甲）（乙）（丙）に分類し、（甲）は学位（博士）論文と学位請求論文、（乙）は学術専門図書、（丙）は学術研究成果に基づく教育図書を対象としている。

申請内容について、國學院大學特別研究助成に関する委員会が審議し、学長が交付決定を行う。

オ．特色ある教育研究

専任教員によるグループ又は個人が計画する特色ある教育研究事業について助成をし、予算は学部ごとには設定せず、全学で 540 万円と設定している。

学部教授会で教務部員が情宣、各学部の申請を受け、教務部委員会で採択案件と交付額の調整を行っている。採択課題には、研究成果報告書の提出が義務付けられており、成果はテキスト等になって翌年度の授業に還元される。報告書（成果物）は研究開発推進機構事務課経由で教務部に提出される（資料 7-8）。従来本研究は教務部が所管していたが、平成 29 年度から、教育開発推進機構・教育開発センターが所管する「学部 FD 推進事業」の中に規定として盛り込むことで調整され、規程の改正が行われた。

カ．学部共同研究費

学部並びに法科大学院における共同研究に対して支給し、予算は、文学部が 160 万円、法学部、経済学部、人間開発学部が 80 万円、神道文化学部、法科大学院が 50 万円となっている。

申請・審査過程並びに成果公表の方法については、機関によるが、採択にあたっては

各機関の教授会に諮り、配分額とともに承認されている（資料 7-9）。しかし、本研究費は慣例で運用されており、規程（内規）に反映されていない。

キ．國學院大學特別推進研究助成金

専任教員で、当該年度文部科学省科学研究費助成事業に申請をし、不採択となった者の個人研究又は共同研究を対象に、平成 16 年度から本助成金制度を施行している。単年度の助成であるものの、1 研究課題の最高限度額が 500 万円であることにより比較的大規模な研究が可能である。採択された課題は、助成を受けた翌年度の 7 月末日までに研究成果報告書を提出することと、翌年度の文部科学省科学研究費助成事業に申請することを条件としている（資料 7-10）。

ク．学部研究調査出張旅費補助

審査内規として「研究調査出張旅費暫定規程」（昭和 57 年 4 月 1 日施行）が定められているが、各学部によって取り扱いが異なる。

ケ．学会開催費補助

専任教員が代表等を務める学会が、本学で開催する際に、経費の一部を補助する。同一学会に対する補助は年 1 回を限度とし、助成額は規模に応じて 5 万円又は 10 万円となっている（資料 7-11）。しかし、補助費は慣例で運用されており、規程（内規）に反映されていない。

コ．研究室紀要印刷製本費補助

外国語研究室・外国語文化学科紀要『Walpurgis』、『教育学研究室紀要』、『博物館学紀要』の印刷製本に関する費用を補助している。

サ．学会機関誌刊行補助

本学に設置されている学会のうち以下 6 学会（国語研究会・国史学会・中国学会・国文学会・若木書法会・考古学会）の機関誌の刊行費用を補助している（資料 7-12）。

しかし、補助費は慣例で運用されており、規程（内規）に反映されていない。

シ．國學院大學大学院特定課題研究助成金

大学院の各研究科委員会構成員が行う共同研究を対象とし、平成 21 年度から実施している。1 件の上限を 100 万円とし、助成は単年度であるが、同一課題は最大 3 年まで連続申請が可能である。本学博士課程後期在学生をリサーチ・アシスタントとして任用することができ、平成 27 年度は 2 課題 3 名、平成 28 年度は 1 課題 2 名、2 課題 2 名を採用している。採択の研究課題と研究代表者は、『大学院案内』に掲載している。

ス．学部 FD 推進事業

組織的な職能開発に関する事業に対して、平成 24 年度から実施している。各学部 1 件であり、一事業 100 万円を上限としている。対象事業は、学生に直接働きかけるも

のではなく、教員自身の資質・ 教育力向上（ブラッシュアップスキル）や授業改善を通じて学生に還元しうるもので、「教員」が主語となる事業に限定している（資料 7-13）。

セ．学部学修支援推進事業

学生への専門教育に係る個別的、具体的な学修支援・指導となる事業に対し、全学的な学修効果の向上を図ることを目的として、平成 27 年度から実施している。（資料 7-14）

【学外研究費申請への支援】

ア．科学研究費助成事業

平成 21～25 年度において、研究代表者並びに研究分担者の事務取扱件数は増加傾向にある（資料 7-15）。また、新規採択に向け、年 2 回説明会を実施し、前述「國學院大學特別推進研究助成金制度」などの支援制度の利用を促している。採択後の適正な運用を図るため、「科学研究費補助金に関する取扱い規程」など各種学内規程を整備している。

平成 26 年度には「科学研究費助成事業取扱手引き」を作成し、新規採択者に配付することで、その遵守と理解を図っている（資料 7-16）。更に、採択者が別途研究費や授業以外の教務を補助する学務補助員の申請を可能とした採択者に対する研究支援制度も整備している（資料 7-17）。

●点検・評価及び改善点

一部の学部が、アクティブ・ラーニングを行うために必要な施設が不足しているとコメントしている。一方満足している学部もあることから責任の所在を明確にしたうえで、全学視点での調整等が望まれる。

また、本学の経営資源に鑑み、現況が適切なのか評価の必要がある。従って同系同規模大学との比較などの資料を基に今後、評価が望まれる。

●長所

特になし。

基準 7　教育研究等環境

●点検・評価項目

研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

●國學院大學自己点検・評価チェックリスト（観点）

（ア）研究倫理に関する学内審査体制について、規程に沿って説明してください。

●現状の説明（全学）

本学は「國學院大學公的研究費の運営及び管理並びに研究活動における不正の防止及び対応に関する規程」第 7 条に、研究倫理教育責任者の責務として研究倫理教育を実施することを定めている。この規定に基づき、平成 28 年 9 月 21 日に開催された第 3 回全学教授

会にて文部科学省研究倫理 e-ラーニングコース（eL CoRE）の受講を全教員に通知した。また、特に科学研究費助成事業（科研費）に係わる研究者（代表者・分担者問わず）については、締切日を設け、受講を義務付けた。更に、公的資金の執行支援に係わる学内各部署（研究開発推進機構事務課・経理課・人事課・管財課・図書館事務課)、及び、上述の規程第 11 条に基づく不正防止計画推進本部会議構成員についても受講を義務付けた。

●点検・評価及び改善点

平成 27 年 3 月 6 日付日本学術会議「科学研究における健全性の向上について」iii・iv ページ「研究倫理教育の参照基準」に、「各研究機関においては、（中略）…定期的に（少なくとも 5 年ごと）学修機会の提供が求められる。」とあり、一般的に研究倫理教育は 5 年に 1 度ごとに行うこととされている。幸いにして本学では直近の 10 年間、不正事例は起こっていないが、他大学において研究不正の事例が日常的に報告される昨今において、5 年の頻度でよいのか本学として検証する必要がある。

本学においては、規定が整備されているものの周知については徹底されているとは言えず、全学的な取組みが今後望まれる。

一方、論文（査読付き）がどれくらいあるのか総体としての管理がなされておらず、この不活発な状況が本学で 10 年間、不正事例が行っていない背景の一つとしても考えられ、法務機能を含めた研究促進のための支援体制の強化が望まれる。

●長所

特になし。

●根拠資料

7‐1　各種学内研修費制度
7‐2　統計資料
7‐3　食堂巡回記録
7‐4　職場巡視記録
7‐5　渋谷キャンパス備蓄品
7‐6　たまプラーザキャンパス備蓄品
7‐7　派遣研究員規則及び細則
7‐8　研究成果報告書
7‐9　学部共同研究費
7‐10　特別推進研究助成金採択事業の科学研究費助成事業への申請資料
7‐11　学会開催費補助案件資料
7‐12　機関誌の刊行費用の補助案件
7‐13　学部 FD 推進事業
7‐14　学部学修支援推進事業（平成 29 年）
7‐15　科学研究費助成事業　事務取扱件数資料
7‐16　科学研究費助成事業　取扱い手引き（最新版）
7‐17　研修支援制度案件資料

第８章

社会連携・社会貢献

基準 8　社会連携・社会貢献

●点検・評価項目

社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

●國學院大學自己点検・評価チェックリスト（観点）

（ア）地域社会との連携について、どのような方針を定めていますか。

（イ）国際交流について、どのような方針を定めていますか。

●現状の説明（全学）

社会貢献･地域連携に関する基本方針は、「本学は、建学の精神に基づき、学術の拠点として教育・研究成果を広く社会へと還元します。また、地域住民、行政、企業、NPO 等との協働によって、地域コミュニティの活性化、地域文化の継承･発展に貢献します。」（資料 8-1）と定められ、平成 29 年度の全学教授会において共有されている。

また、平成 22 年度に定めた「國學院大學の国際交流に関する基本方針」では、「地域社会への貢献と国際社会での共生調和」を目指し、情報・学術・人材育成における海外大学等との交流を促進することをうたっている。更に、平成 24 年度には「協定校ネットワーク構築の基本方針」を定め、海外協定ネットワークの拡充を図ることとした。これに伴って策定した「國學院大學国際交流協定締結のガイドライン」では、協定締結の学内手続き等を明文化し、国際交流情報の統合と手続きを円滑に行うための指針を示している。

●点検・評価及び改善点

大学が掲げる社会貢献･地域連携に関する方針が設定されているものの、全学教授会で周知されるにとどまっており各機関において　共有が不足していると窺える。今後どのように学内で共有していくのか、その具体的方法の検討が望まれる。

また、外部との接点が多い機関である図書館や生涯学習においては、方針が不明確のため、上位の社会貢献・地域連携に関する基本方針を踏まえ、整備が望まれる。

一方、国際交流については「協定ネットワーク構築の基本方針」「國學院大學交流協定締結のガイドライン」等、方針に準ずるものが整備されているものの、国際交流に係る方針が複数存在し、そのレベル感もまちまちであることから再整備が求められる。

●長所

特になし。

基準 8　社会連携・社会貢献

●点検・評価項目

教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

●國學院大學自己点検・評価チェックリスト（観点）

（ア）教育研究成果の社会への還元という観点から、公開講座等の実施状況について説明してください。

（イ）地域社会と連携した教育事業の事例を挙げ、説明してください。

（ウ）学外機関と連携した研究事業の事例を挙げ、説明してください。

（エ）国際交流を通じた社会貢献の事例を挙げ、説明してください。

●現状の説明（全学）

【生涯学習の機会】

公開講座の中でもメインとなる、オープンカレッジの延べ受講者数は、平成 27 年度～29 年度まで、1,779 名、1,966 名、1,977 名と増加。公開古典講座、伝統文化に学ぶ講座、たまプラーザキャンパス教養講座は、年度によってばらつきがあるものの、堅調に推移している。

【学生参加型の地域連携】

ア．東北再生「私大ネット 36」について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した、東日本大震災で被災した地域の一つである宮城県南三陸町に対して、復興支援のために私立大学が連携して実施してきた取り組みである。本学は、平成 27 年度まで幹事校として引率教員の出張やシンポジウムの会場校として活動してきたが、28 年度からは一般の加盟校となり、以後は参加を希望する学生に対して、必要な手続き・説明を行っている。

イ．岩手県紫波郡紫波町における「里山つくりプロジェクト」について

平成 16 年より実施された間伐体験を中心とした里山作りに関するスタディツアーである。平成 27 年度には教育開発推進機構が所管し運営に関与してきたが、平成 28 年度からは学生主体の活動に変更し、活動母体を課外活動サークル「森木会」に移し、現在に至っている。

ウ．S-SAP 協定（シブヤ・ソーシャル・アクション・パートナー協定）について

平成 28 年度、29 年度、地域連携協定・S-SAP 協定（資料 8-2）に基づき、渋谷区長に対し、本学学生の施策提言コンペを実施。地域連携による学生の社会参画意識向上と、PBL による教育効果を図った。優秀な提言に対して、区長賞・学長賞を授与した。（資料 8-3）

エ．新潟コメ作りワークショップについて（資料 8-4）

平成 28 年度より本学特別招聘教授となられた彬子女王殿下が総裁を務められる心游舎との共催ワークショップである。新潟県新潟市の田畑にて、米作りを中心に農業体験を行うが、主な取り組みとしては、田植え、草取り、稲刈りの 3 点である。この他、参加学生と受け入れ農家との交流も行われている。

オ．渋谷区バリアフリー基本構想「まちあるきボランティア」について(資料 8-5)

平成 29 年度より、渋谷区の計画するバリアフリー基本構想に関連して、渋谷区内の各施設を点検する取り組みを渋谷区との共催で実施している。

カ．フレンドシップファミリーについて

本学が受入れる交換留学生（K-STEP 留学生）と、たまプラーザキャンパス近隣に居住する住民との交流を目的としたフレンドシップファミリーを継続して実施している。毎年 11 月に開催する初顔合わせ会（クッキングイベント）の他、平成 29 年 5 月には、中間交流会として、交換留学生とフレンドシップファミリーがエコ Bee プロジェクトの採蜜体験に参加し、交流を行った。(資料 8-6)

【外部機関との連携】

地域社会と連携した教育事業として、具体的に平成 28 年 4 月日光市と本学との間で、「日光市と國學院大學との相互連携及び協力に関する基本協定書」(資料 8-7)を締結し、経済学部授業「フィールドワーク（地域社会)」調査研究などが進んでいる。また、平成 29 年度 6 月には学校法人國學院大學とサッポロホールディングス株式会社との包括的連携に関する基本協定書」(資料 8-8)、同年 7 月には学校法人國學院大學と渋谷区との「S-SAP 協定（シブヤ・ソーシャル・アクション・パートナー協定)」(資料 8-2)をそれぞれ締結した。

また、国際交流を通じた社会連携としても平成 29 年 7 月に実施された「エジプト日本教育パートナーシップ（EJEP)」プログラム説明会に参加し、日本式教育の海外展開に向けた事業について平成 29 年度内に提案の予定である。(資料 8-9)

●点検・評価及び改善点

社会連携・社会貢献に関する事業において、実施された活動に対して評価を行う仕組みがなく、PDCA が回っていないと想定され、アンケート等の効果測定が必要ではないか。例えば、教育開発推進機構にて進められてきた東北再生「私大ネット 36」において幹事校として活動してきた事業をなぜ一般の加盟校に活動の幅を狭めたのかその主旨が不明瞭である。

全体を通して方針が不明確なことが活動に影響していると推察され、方針の再整備を含めた、全学的なガバナンス強化が望まれる。

●長所

経済学部において、地域社会をフィールドとした教育事業①ヤフーファイナンス、株式会社日本取引所グループ（JPX）協力、ビジネスコンテスト（平成 27 年）②株式会社ぐるなびの課題への取組み（平成 28 年）③渋谷区観光協会協力、ビジネスコンテスト（平成 28 年）④ポッカサッポロ＆ビバレッジ株式会社の課題への取組み(平成 2 9 年)⑤日光市の課題への調査研究取り組み（平成 29 年）⑥GAP ジャパンの課題への取組み（平成 29 年）⑦神奈川県との産学連携、チャレンジプログラムへの参加（平成 28 年）の 7 件が実行されるなど、特徴ある教育事業が展開されている。

●根拠資料

8‐1　社会貢献・地域連携に関する基本方針

8‐2　S-SAP 協定（シブヤ・ソーシャル・アクション・パートナー協定）

8‐3　政策提言コンペ資料

8‐4　新潟コメ作りワークショップ資料

8‐5　渋谷区バリアフリー基本構想「まちあるきボランティア」資料

8‐6　中間交流会資料

8‐7　日光市と國學院大學との相互連携及び協力に関する基本協定書

8‐8　学校法人國學院大學とサッポロホールディングス株式会社との包括的連携に関する基本協定

8‐9　エジプト日本教育パートナーシップ（EJEP)資料

第９章

管理運営

基準 9　管理運営

●点検・評価項目

大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

●國學院大學自己点検・評価チェックリスト（観点）

（ア）大学の管理運営の方針をどのように定めていますか。

（イ）21 世紀計画に関する組織体制と責任の所在について説明してください。

（ウ）大学の意思決定プロセスを説明してください。

（エ）法人理事会の権限と大学との役割分担について説明してください。

（オ）教授会の権限について説明してください。

●現状の説明（全学）

学校法人國學院大學では、建学の精神を具現化し、それを将来にわたって強固なものとするため、「21 世紀計画」を策定し、学長のもとに各種事業を遂行している。「21 世紀計画（第 3 次）」は平成 24 年 11 月に公開し、その計画の進捗状況を検証した上で再構成した「21 世紀計画（第 3 次修訂版）」を平成 26 年 10 月に公開した。また平成 28 年度は「21 世紀計画（第 3 次修訂版）」の課題点（基盤ごとに戦略を策定し、施策の調整がされていない等）を整理し、平成 29 年 4 月に「21 世紀計画（第 4 次）」を公開した。

この「21 世紀計画（第 4 次）」では、初めて大学のみならず、学校法人國學院大學の傘下校全ての計画策定を行った。特に、大学における当該計画では、5 年後の目標として「人文・社会科学系の「標」となる」、教育目標として「主体性を持ち、自立した「大人」の育成」を掲げ、目標実現のために 8 つの戦略を構築している（資料 1-12）。

なお、「21 世紀計画（第 4 次）」遂行の組織体制としては、法人内に 21 世紀研究教育計画委員会が設けられており、理事長、学長をはじめとして、理事長が指名する理事若干名、大学事務局長等から構成され、理事長が委員長となっている。また、本計画の具体的な戦略遂行に係る検討及び円滑に推進することを任務とする小委員会を戦略上の視点ごとに 5 つ配置している。（資料 9-1）。各小委員会には、担当理事を配し、責任の明確化を図っているものの理事の公開には至っていない。

単年度計画については、毎年、大学執行部の方針を聴く会が職員に対して行われ、学長による教学方針並びに 5 部（教務部・学生部・就職部・入学部・国際交流推進部）の課題と方針を公表している（資料 9-2）。更に、事務局長が毎年度「事務局基本方針」を示している（資料 9-3）。この方針は目標管理制度を通して、各事務部や各課の目標、ひいては職員個人の目標に反映する仕組みとなっている。

●点検・評価及び改善点

大学運営のあり方（方針）は不明なので、今後明文化し、その他の大学に係る方針を含め一元管理が望まれる。また運営面では、「21 世紀計画（第 4 次）」の実行に際し、誰が責任者となり行うのか、抜けのない体制の構築と、具体的にどのようにチェックし是正していくのかを含めた仕組みづくりが急がれる。

更に大学機関としての意思決定に際し、理事会・常務理事会・大学執行部・学部長会・全学教授会・学部教授会のどのレベルで審議するのか、明確な方針が求められる。

一方、教授会の権限については「國學院大學教授会運営規程」第 7 条 2 項に審議事項として明確化されている。

●長所

「21 世紀計画（第 4 次)」は、法人全体の中期計画として 5 年後の目標・達成のための戦略・KPI・取組みを明確化するなど、管理運営に関する強い意思が窺える。

更に、事務職員に対しては、行動指針を載せたクレドを配布し、目標を常に意識する行動を促すなど、強力に計画を遂行している。

基準 9　管理運営

●点検・評価項目

明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

●國學院大學自己点検・評価チェックリスト（観点）

（ア）学長、学部長及び教学担当理事の権限と責任について説明してください。
（イ）学長の選任方法を説明してください。
（ウ）学部長の選任方法を説明してください。
（エ）大学院委員長、研究科委員長、研究科幹事の選任方法を説明してください。
（オ）法科大学院長の選任方法を説明してください。

●現状の説明（全学）

【学校法人】

理事会での決定事項である学校法人の基本的な経営方針等を審議するのが常務理事会である。常務理事会には、在職中は理事となる学長ほか教学担当理事である本学教授 3 名が出席し、週 1 回開催している（資料 9-4)。平成 26 年度は、常務理事会出席者の 9 名中 4 名が大学の教員であり、大学と法人との協議・調整が可能な体制を整えている（資料 9-5)。

【大学全体】

学長は、「人格高潔で学識ある者の中から」選出され、本学を統率し、代表すると「國學院大學学則」に明記している。選出については、別途「学長選出に関する規程」並びに「学長選出に関する規程施行細則」で明示している。任期は 4 年で、再任を妨げない。また、学長を補佐するため、副学長を置くことができ、教授の中から全学教授会の議を経て、学長が委嘱する。現在は 3 名の副学長を置いている。

学部の運営と並行し、大学の運営に関わっている恒常的な委員会や臨時的なプロジェクトが多数存在しており（資料 9- 6)、学長任期との整合性とガバナンスの強化及び諸委員会を運営する上での継続性の観点から諸委員の任期を 1 年から 2 年にでき得る限りの改正を行った。

また、大学の運営において、「学則」に規定された会議は、教授会と学部長会である。教授会は、学長が招集する全学教授会と、学部長が招集する学部教授会があり、「教授会運営規程」で権限等について定めている。学部長会は、学長が招集し、学長、副学長、5 学部（文学部・経済学部・法学部・神道文化学部・人間開発学部）の各学部長、大学院委員長、法科

大学院長、2 機構（研究開発推進機構・教育開発推進機構）の各機構長、教学担当理事、前述 5 部の部長、図書館長、事務局長で組織される。「学部長会規程」に基づき、毎月第 1 木曜日に定例で行われ、教学に関する基本方針に関する事項等規程に定められた事項を審議し、構成員はその審議決定事項に対して、責任を負うこととなっている。

平成 27 年 4 月 1 日より「大学執行部会議規程」を設け、教育・研究に関する事項及び運営に関する事項について企画、立案及び調整する大学執行部会議の位置付け明確化した。更に平成 28 年度より教務・学生・就職・入学・国際交流の各事務部長を執行部会議への出席を認め、事務局職員への大学運営方針に関して共通理解の浸透を図った。

事務局においては、部長会議、部課長会議ほか、課長補佐と主任をもって構成される主務者会議、職員全員会議が設けられており、部長会議、部課長会議は定例で開催されている。加えて「21 世紀計画（第 4 次)」の推進にあたって教員に対しては全学教授会で、職員に対しては全員研修の機会を設けて、学長から説明がなされ、実現にむけての意識の共有をはかった。本計画の具体的な戦略遂行に係る検討及び円滑に推進することを任務とする小委員会を戦略上の視点ごとに 5 つ配置している。各小委員会には、担当理事を配し、責任の明確化を図っている（資料 9-7)。平成 29 年度から事務職員に対して行動指針を載せたクレドを配布し、目標を常に意識する行動を促している。

【学部全体】

学部長は「学長を補佐し、その学部を主管する」と学則に規定され、学部所属の教授の中から学部教授会の議を経て学長が委嘱する。各学部に副学部長を置くことができ、その役務は当該学部の教育に関し学部長を補佐することと定めている。

学部長の選出方法は、当該学部の学部長選出に関する規程に定めている。任期は 2 年で、再任を妨げないとなっているが、文学部においては「引き続いて 4 年を越えないものとする」、法学部においては「2 回を超えて学部長に選出されることはできない」として 3 選を禁止している。当選には、有効投票数の 3 分の 2 以上の得票が必要となる。該当者がいない場合は、上位 2 名による再投票で、文学部・経済学部・神道文化学部・人間開発学部は多数得票者が当選となり、法学部は、投票総数の過半数を得たものとし、再投票でも当選が確定しないときは、再度投票を行い、多数得票者を当選とする。

副学部長の選出方法について、文学部・法学部・神道文化学部では、選出・任期等は学部長に準じ、人間開発学部では、学部長が指名し、学部教授会の議を経て決定し、任期等は学部長に準じると、各学部長選出に関する規程に明記している。経済学部は、副学部長に関する規程はないが、現在、全学部ともに副学部長を置いている。

【研究科大学院】

各研究科委員長は、研究科委員会を構成する教授の中から、研究科委員会構成員による選挙で選出され、学長が委嘱する。任期は 2 年とし、再任は妨げない。選出方法は「國學院大學大学院研究科委員長選出規程」に明記されている。

当該研究科委員長を補佐する役務として各研究科ともに 1 名の幹事を置いている。幹事は研究科委員会を構成する教授の中から、当該研究科委員会の議を経て学長が委嘱する。任期は 2 年とし、再任は妨げない。研究科間の連絡調整のため、各研究科幹事 1 名と教学事

務部長と大学院事務課長で幹事会を構成している。

大学院を主管する大学院委員長は、次期研究科委員長の中から選出され、前述の大学院委員会の議を経て、学長が委嘱する。大学院の運営は、研究科委員会と大学院委員会とによってなされる。研究科委員会は、各研究科の委員長が招集し、当該研究科の授業を担当する教授と准教授で組織される。大学院委員会は、大学院委員長が招集し、大学院委員長、各研究科委員長、幹事及び各研究科の教授 1 名で組織される。

【法科大学院】

法科大学院長は、「國學院大學法科大学院長選出に関する規程」に基づく選挙により選出される。院長を補佐する副院長の選出は、院長の選出方法に準じるが、法科大学院教授会の議を経て、院長の指名により選出することもできる（資料 9-8)。

法科大学院の運営は、法科大学院長が招集する法科大学院教授会によってなされる。法科大学院教授会には、法学部との連携の重要性から法学部長又は副学部長がオブザーバーとして出席しているほか、学長及び副学長が出席し、意見を述べることができることとなっていた。(資料 9-9)。

なお、法科大学院は、平成 29 年度末をもって廃止となった。

●点検・評価及び改善点

本学の副学長は、学則に「学長を補佐するため、本学に副学長を置くことができる」と定められているが、学長のガバナンス体制を強固なものにするためには、副学長を必置するように、学則を改正するべきである。また、経済学部副学部長については、実態に即し、その選出について、規程等で明文化すべきである。

「21 世紀計画」を強力に遂行するための権限と責任の明確化という視点において、21 世紀研究教育計画委員会は理事長が委員長を務めているが、その他の担当理事については公開しておらず、役割の明確化を含め、丁寧な説明を要する。

●長所

特になし

基準 9　管理運営

●点検・評価項目

大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

●國學院大學自己点検・評価チェックリスト（観点）

（ア）事務局の組織構成・人員配置について説明してください。

（イ）職員の採用・昇格をどのように行っていますか。

（ウ）SD をどのように行っていますか。

●現状の説明（全学）

「学則」第 18 条に基づき、事務局を置き、事務局内に 9 部 20 課を設置している。事務局の分掌は、「事務局分掌規程」に明示し、分掌に基づき適当な人員を配置している。

ただし、同規程については、業務区分の変更に際して見直しが行われていないこともあり、改善が必要である。人事異動は、「人事異動規程」に基づき行われている。しかし、原則として定めた年限を超えて異動が行われていないケースも散見される。 自己申告については「自己申告規程」に基づき毎年一回実施されている。また、同規程に自己申告の目的が明示されていない。 採用については、「職員採用規程」に基づき行われている。 昇格について、その基準等を定めた規程は存在しない。昇格に関して、必要な能力等、昇格基準については、明確になっていない（明示されていない）。事務局職員の研修は、「事務局職員研修規程」に基づき行われている。

平成 28 年度に実施した「事務局職員実態調査」の結果、研修及び目標管理・人事考課制度に対する不満が多かったため（資料 9-10）、研修については、平成 29 年度に一部見直しを実施した(資料 9-11)。目標管理・人事考課制度については、指摘内容のすべてについて、直ちに明文化することは不可能であるが、それに対応するために、事務局に「目標管理・人事考課制度見直し検討プロジェクト」を設置し、現在も毎週検討を重ねている。その結果として、平成 29 年度は目標管理の課題評価において部内調整の仕組みを導入、階層別能力の明確化（資料 9-12）、目標管理制度の見直し（資料 9-13）を図り平成 30 年度より実施される予定である。

なお、平成 29 年度から目標管理制度における事務局職員の評価については、部内調整の仕組みを導入し、その是正を図った。（資料 9-14）

●点検・評価及び改善点

職員の昇格については、年功序列を基盤としながらも、その基準に対する評価にバラつきが現況窺えていたが、平成 29 年度は目標管理の課題評価において部内調整の仕組みを導入、階層別能力の明確化、目標管理制度の見直しを図り平成 30 年度より実施される予定となっている。

一方、階層別研修・部署別研修・目的別研修・グローバル化対応研修の他、外部研修を含め SD の機会が提供されているが、平成 29 年度に示された階層別能力の明確化に伴い各種研修との整合性や客観的評価にどのように反映させるのか明確な方針が望まれる。

また、「21 世紀計画（第 4 次）」でうたう戦略推進を考えると現状の組織や人員配置についてそのままでいいのか検討の余地が窺える。それに対する対応策についての検討も望まれる。

●長所

特になし

基準 9　管理運営（財務）

●点検・評価項目

教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

●國學院大學自己点検・評価チェックリスト（観点）

（ア）中・長期的な財政計画を説明してください。

（イ）本学の財政の健全性について説明してください。

●現状の説明（全学）

直近 5 ヵ年の各種財務比率から分かるように、本学の財政状況は堅調に推移している（大学基礎データ(資料 9-15)（資料 9-16)。また、収支面から見ると、帰属収支差額比率は、会計基準変更に伴う退職給与引当金の一括繰入を行った平成 23 年度を除き、概ね 19%以上を推移している。人件費比率をはじめとする各比率項目の数値も全国平均との比較において同水準もしくは良好な数値である（資料 9-17)。

ストック面における財政状況を見ると、有利子負債を平成 8 年の約 91 億円から 9 億円に圧縮し（平成 26 年 3 月末)、有形固定資産を増加させて、教育研究環境の充実を図っている。また、各種特定資産による金融資産を堅調に増加させ、財務基盤の強化を図っている（資料 9-18)。貸借対照表関係比率による各種比率も、安定的に推移している（資料 9-19)。

更に平成 18 年度から、日本格付研究所（JCR）と格付投資情報センター（R&I）の 2 社から、長期優先債務格付けを取得している。日本格付け研究所（JCR）については、平成 30 年 3 月の格付け結果で、「AA（安定的)」を取得した（資料 9-16)。格付け投資情報センター（R&I）については、平成 27 年度から格付の更新を取りやめている。

渋谷キャンパスでは、平成 13～21 年度の第 1 期、平成 24 年度から開始した第 2 期の再開発事業を行っている。本事業については、一部、日本私立学校振興・共済事業団からの借入を行ったが、人件費の抑制等によって財源を確保し、基本的には自己資金で対応している。この人件費の抑制については、平成 10 年度に発足した「人件費問題等に関する特別委員会」と理事会との間で協議された財政再建策に拠っている。再建策では、人件費比率を 54%以下に引き下げることを目標として、本俸の引き下げ、退職金の改訂、賞与の抑制等を掲げた。現在は人件費比率を 50%未満とすることを理事会の基本的な方針として、財政の中長期計画を策定している。

一方、学校法人國學院大學の中期計画である「21 世紀計画（第 4 次)」の各取り組みが円滑に遂行できるよう財務基盤を確立し、予算編成時に「21 世紀計画（第 4 次)」との連携を紐づけるよう徹底も図った。具体的には、従前から作成している 4～5 年間を単位とする財務シミュレーションを発展させ、平成 26 年度から今後 10 年の財務シミュレーションを策定している。これにより、平成 30 年度までの 5 ヶ年で、第 3 号基本金を 50 億円増加させ、自己資金構成比率を更に高めて財務体質の強化を図るとともに、教育研究の質の向上並びに環境整備の充実を積極的に行っていく。全国平均から比して低調である教育研究経費率と補助金比率の改善を図るべく、職員を中心とした各種プロジェクト（資料 9-20）が機能し始めている。

●点検・評価及び改善点

各財務比率は堅調に推移し、財務基盤は安定していると窺える。

また、財務シミュレーションによる財政計画の策定を行い、第 3 号基本金を増加、自己資金構成比率を高め財務体質の強化を図っている。併せて教育研究の質の向上と環境整備の充実を行う計画が定められており、「21 世紀計画（第 4 次)」との親和性が高い点について評価できる。

一方、教育研究経費比率と補助金比率は依然として平均と比して低調である。

●長所

前述記載のとおり、各財務比率は堅調に推移し、財務基盤は安定していると窺える。

また、財務シミュレーションによる財政計画の策定を行い、第 3 号基本金を増加、自己資金構成比率を高め財務体質の強化を図っている。併せて教育研究の質の向上と環境整備の充実を行う計画が定められており、「21 世紀計画（第 4 次)」との親和性が高い点について評価できる。

更に消費収支計算書関係比率に代表される帰属収支差額比率、人件費率をはじめ、貸借対象関係各種比率も客観的に評価し管理されていることが窺える。

基準 9　管理運営（財務）

●点検・評価項目

予算編成及び予算執行は適切に行っているか。

●國學院大學自己点検・評価チェックリスト（観点）

（ア）予算編成及び予算執行の手続きを説明してください。

●現状の説明（全学）

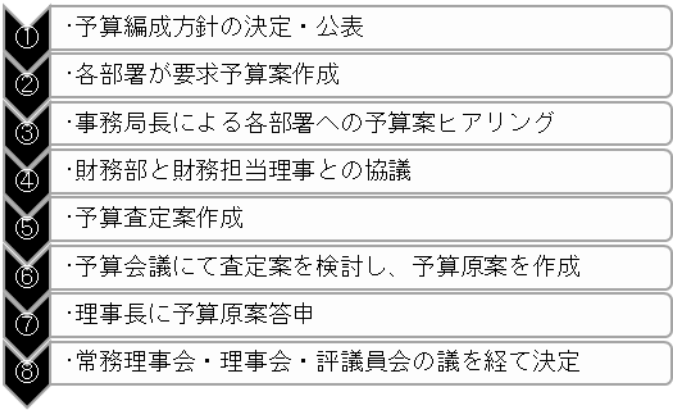

予算会議を設置し、単年度予算及び「21 世紀計画」に基づく事業の予算の編成・執行に関する検討・調整を行っている。予算会議は学長・副学長･財務担当理事･大学事務局長･財務部長・財務部次長・各学部長によって構成されており、議長は学長が務める。

予算編成の主な流れは左図のとおりである（資料 9-21)。上図③の事務局長による予算案ヒアリングの前に、財務部では各部署の要求経緯や執行実績を把握するための「予算編成検討ワークシート」を作成している。

ヒアリングには、財務部長、財務部次長、経理課長、経理課員が同席している。④では、事務局長が査定した結果をふまえ、財務部と財務担当理事との間で、法人全体の収支バランスを考慮した大学の予算規模を協議している。⑤では、事務局長及び財務担当理事が査定した結果を、理事長に報告・了承を得た上で財務部が予算査定案としてまとめている。

平成 26 年度当初予算までは、各部署が要求予算案を作成した後、予算取り纏め部署とな

っている人事課・管財課・広報課において、各部署の予算申請の適切性を査定し、③の予算案ヒアリングを行っていた。平成 26 年度補正予算からは、予算案ヒアリングの結果、実施が決定した事業について予算取り纏め部署が査定を行い、予算査定案に反映している。なお、予算取り纏め部署による査定は、アルバイト等の謝金（人事課)、物品調達（管財課)、広告費（広報課）の経費について、実施している。

なお予算は、「起案決裁区分に関する内規」と「『起案決裁区分に関する内規』の支出関係細則」に従い、各決裁区分によって起案の決裁を受けた後、所管部署（予算取り纏め部署）によって執行されるが、起案すべき事案に関する統一ルールについては、曖昧で明確になっていないのが現状である。

一方、学校法人國學院大學では、私立学校法に基づく監事の監査、私立学校振興助成法に基づく監査法人の監査並びに「学校法人國學院大學内部監査規程」に基づく内部監査を実施している。具体的に「学校法人國學院大學寄附行為」では監事を 2 名又は 3 名置くと規定し、法人の業務及び財産の状況を監査することとしている。なお、平成 29 年度は 3 名が監事の職に就いている。法人の決算については、会計年度終了後 2 ヶ月以内に監事の監査を受けることが規定されており、監事は監事会の場で理事長から決算の説明を受ける。

監事会には、理事長、常務理事、監事、内部監査室長、財務部と総務部が出席する。監事会においては、決算書の正当性を確認するだけではなく、監事と理事との間で幅広い意見交換が行われる。

内部監査を担当する内部監査室は、毎年度の監査計画書及び報告書を監事との間で相互閲覧し、随時意見交換を行っている。また、内部監査室の監査状況について、不定期ではあるが監査法人に説明を行っている。

監査法人の監査は、あらかじめ策定した監査計画に基づいた期中監査と決算監査からなる。監査は年間延べ 100 日程度実施している（資料 9-22)。往査日数は、法人内の財務規模が最大である大学が一番多いが、系列の中学校、高等学校にも往査を実施している。

監事監査と監査法人監査は法的に連動しないが、慣例的な仕組みとして次のような取り組みを行っている。監査法人の監査計画については、監事が監査法人から説明を受け、年間の計画・監査内容についての打ち合わせを行っている。また、前述の監事会に際して、監査法人監査の進行状況と問題点の有無について、監査法人から監事に対する事前説明が行われている。

●点検・評価及び改善点

予算編成時に事務局長・財務部次長・経理課長他にて次年度計画のヒアリング後、関連部署にて査定を行い、予算案を作成している。また、学長を議長とした予算会議にて予算の編成・執行に関する検討・調整が行われガバナンスが効いているが、その執行段階において起案すべき事案に関する統一ルールが曖昧で明確になっていなく、非効率な学内手続きとなっている。

また、社会が大きく変化する中、「21 世紀計画（第 4 次)」の戦略や行動計画の修正に予算も柔軟に対応できる様、責任部局への権限移譲の検討も望まれる。

更に、内部監査は行っているものの、特に事業の最終目的に対する予算執行の効果測定についての分析は不十分と思われる。

●長所

特になし

●根拠資料

9‐1　大学執行部（教務部・学生部・就職部・入学部・国際交流推進部）の課題と方針（平成 29 年度版）

9‐2　事務局基本方針（平成 29 年度版）

9‐3　常務理事会日程

9‐4　理事構成表

9‐5　委員会・プロジェクト諸委員一覧

9‐6　21 世紀研究教育計画委員会小委員会構成

9‐7　法科大学院副委員長選出に係る資料

9‐8　法科大学院運営規程

9‐9　事務局職員実態調査

9‐10　目標管理制度資料

9‐11　職位別役割

9‐12　目標管理制度資料（評価シート）

9‐13　事務局員評価資料

9‐14　資金収支関係資料

9‐15　事業活動収支関係資料

9‐16　事業活動収支関係比率資料

9‐17　各種特定資産資料

9‐18　貸借対照表関係比率資料

9‐19　JCR 格付資料

9‐20　各種プロジェクト

9‐21　予算編成の流れ（図）

9‐22　監査日程表

基準 9　管理運営

●点検・評価項目

大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

●國學院大學自己点検・評価チェックリスト（観点）

（ア）大学の管理運営の方針をどのように定めていますか。

（イ）21 世紀計画に関する組織体制と責任の所在について説明してください。

（ウ）大学の意思決定プロセスを説明してください。

（エ）法人理事会の権限と大学との役割分担について説明してください。

（オ）教授会の権限について説明してください。

●現状の説明（全学）

学校法人國學院大學では、建学の精神を具現化し、それを将来にわたって強固なものとするため、「21 世紀計画」を策定し、学長のもとに各種事業を遂行している。「21 世紀計画（第 3 次）」は平成 24 年 11 月に公開し、その計画の進捗状況を検証した上で再構成した「21 世紀計画（第 3 次修訂版）」を平成 26 年 10 月に公開した。また平成 28 年度は「21 世紀計画（第 3 次修訂版）」の課題点（基盤ごとに戦略を策定し、施策の調整がされていない等）を整理し、平成 29 年 4 月に「21 世紀計画（第 4 次）」を公開した。

この「21 世紀計画（第 4 次）」では、初めて大学のみならず、学校法人國學院大學の傘下校全ての計画策定を行った。特に、大学における当該計画では、5 年後の目標として「人文・社会科学系の「標」となる」、教育目標として「主体性を持ち、自立した「大人」の育成」を掲げ、目標実現のために 8 つの戦略を構築している（資料 1-12）。

なお、「21 世紀計画（第 4 次）」遂行の組織体制としては、法人内に 21 世紀研究教育計画委員会が設けられており、理事長、学長をはじめとして、理事長が指名する理事若干名、大学事務局長等から構成され、理事長が委員長となっている。また、本計画の具体的な戦略遂行に係る検討及び円滑に推進することを任務とする小委員会を戦略上の視点ごとに 5 つ配置している。（資料 9-1）。各小委員会には、担当理事を配し、責任の明確化を図っているものの理事の公開には至っていない。

単年度計画については、毎年、大学執行部の方針を聴く会が職員に対して行われ、学長による教学方針並びに 5 部（教務部・学生部・就職部・入学部・国際交流推進部）の課題と方針を公表している（資料 9-2）。更に、事務局長が毎年度「事務局基本方針」を示している（資料 9-3）。この方針は目標管理制度を通して、各事務部や各課の目標、ひいては職員個人の目標に反映する仕組みとなっている。

●点検・評価及び改善点

大学運営のあり方（方針）は不明なので、今後明文化し、その他の大学に係る方針を含め一元管理が望まれる。また運営面では、「21 世紀計画（第 4 次）」の実行に際し、誰が責任者となり行うのか、抜けのない体制の構築と、具体的にどのようにチェックし是正していくのかを含めた仕組みづくりが急がれる。

更に大学機関としての意思決定に際し、理事会・常務理事会・大学執行部・学部長会・全学教授会・学部教授会のどのレベルで審議するのか、明確な方針が求められる。

一方、教授会の権限については「國學院大學教授会運営規程」第 7 条 2 項に審議事項として明確化されている。

●長所

「21 世紀計画（第 4 次)」は、法人全体の中期計画として 5 年後の目標・達成のための戦略・KPI・取組みを明確化するなど、管理運営に関する強い意思が窺える。

更に、事務職員に対しては、行動指針を載せたクレドを配布し、目標を常に意識する行動を促すなど、強力に計画を遂行している。

基準 9　管理運営

●点検・評価項目

明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

●國學院大學自己点検・評価チェックリスト（観点）

（ア）学長、学部長及び教学担当理事の権限と責任について説明してください。
（イ）学長の選任方法を説明してください。
（ウ）学部長の選任方法を説明してください。
（エ）大学院委員長、研究科委員長、研究科幹事の選任方法を説明してください。
（オ）法科大学院長の選任方法を説明してください。

●現状の説明（全学）

【学校法人】

理事会での決定事項である学校法人の基本的な経営方針等を審議するのが常務理事会である。常務理事会には、在職中は理事となる学長ほか教学担当理事である本学教授 3 名が出席し、週 1 回開催している（資料 9-4)。平成 26 年度は、常務理事会出席者の 9 名中 4 名が大学の教員であり、大学と法人との協議・調整が可能な体制を整えている（資料 9-5)。

【大学全体】

学長は、「人格高潔で学識ある者の中から」選出され、本学を統率し、代表すると「國學院大學学則」に明記している。選出については、別途「学長選出に関する規程」並びに「学長選出に関する規程施行細則」で明示している。任期は 4 年で、再任を妨げない。また、学長を補佐するため、副学長を置くことができ、教授の中から全学教授会の議を経て、学長が委嘱する。現在は 3 名の副学長を置いている。

学部の運営と並行し、大学の運営に関わっている恒常的な委員会や臨時的なプロジェクトが多数存在しており（資料 9- 6)、学長任期との整合性とガバナンスの強化及び諸委員会を運営する上での継続性の観点から諸委員の任期を 1 年から 2 年にでき得る限りの改正を行った。

また、大学の運営において、「学則」に規定された会議は、教授会と学部長会である。教授会は、学長が招集する全学教授会と、学部長が招集する学部教授会があり、「教授会運営規程」で権限等について定めている。学部長会は、学長が招集し、学長、副学長、5 学部（文学部・経済学部・法学部・神道文化学部・人間開発学部）の各学部長、大学院委員長、法科

大学院長、2 機構（研究開発推進機構・教育開発推進機構）の各機構長、教学担当理事、前述 5 部の部長、図書館長、事務局長で組織される。「学部長会規程」に基づき、毎月第 1 木曜日に定例で行われ、教学に関する基本方針に関する事項等規程に定められた事項を審議し、構成員はその審議決定事項に対して、責任を負うこととなっている。

平成 27 年 4 月 1 日より「大学執行部会議規程」を設け、教育・研究に関する事項及び運営に関する事項について企画、立案及び調整する大学執行部会議の位置付け明確化した。更に平成 28 年度より教務・学生・就職・入学・国際交流の各事務部長を執行部会議への出席を認め、事務局職員への大学運営方針に関して共通理解の浸透を図った。

事務局においては、部長会議、部課長会議ほか、課長補佐と主任をもって構成される主務者会議、職員全員会議が設けられており、部長会議、部課長会議は定例で開催されている。加えて「21 世紀計画（第 4 次)」の推進にあたって教員に対しては全学教授会で、職員に対しては全員研修の機会を設けて、学長から説明がなされ、実現にむけての意識の共有をはかった。本計画の具体的な戦略遂行に係る検討及び円滑に推進することを任務とする小委員会を戦略上の視点ごとに 5 つ配置している。各小委員会には、担当理事を配し、責任の明確化を図っている（資料 9-7)。平成 29 年度から事務職員に対して行動指針を載せたクレドを配布し、目標を常に意識する行動を促している。

【学部全体】

学部長は「学長を補佐し、その学部を主管する」と学則に規定され、学部所属の教授の中から学部教授会の議を経て学長が委嘱する。各学部に副学部長を置くことができ、その役務は当該学部の教育に関し学部長を補佐することと定めている。

学部長の選出方法は、当該学部の学部長選出に関する規程に定めている。任期は 2 年で、再任を妨げないとなっているが、文学部においては「引き続いて 4 年を越えないものとする」、法学部においては「2 回を超えて学部長に選出されることはできない」として 3 選を禁止している。当選には、有効投票数の 3 分の 2 以上の得票が必要となる。該当者がいない場合は、上位 2 名による再投票で、文学部・経済学部・神道文化学部・人間開発学部は多数得票者が当選となり、法学部は、投票総数の過半数を得たものとし、再投票でも当選が確定しないときは、再度投票を行い、多数得票者を当選とする。

副学部長の選出方法について、文学部・法学部・神道文化学部では、選出・任期等は学部長に準じ、人間開発学部では、学部長が指名し、学部教授会の議を経て決定し、任期等は学部長に準じると、各学部長選出に関する規程に明記している。経済学部は、副学部長に関する規程はないが、現在、全学部ともに副学部長を置いている。

【研究科大学院】

各研究科委員長は、研究科委員会を構成する教授の中から、研究科委員会構成員による選挙で選出され、学長が委嘱する。任期は 2 年とし、再任は妨げない。選出方法は「國學院大學大学院研究科委員長選出規程」に明記されている。

当該研究科委員長を補佐する役務として各研究科ともに 1 名の幹事を置いている。幹事は研究科委員会を構成する教授の中から、当該研究科委員会の議を経て学長が委嘱する。任期は 2 年とし、再任は妨げない。研究科間の連絡調整のため、各研究科幹事 1 名と教学事

務部長と大学院事務課長で幹事会を構成している。

大学院を主管する大学院委員長は、次期研究科委員長の中から選出され、前述の大学院委員会の議を経て、学長が委嘱する。大学院の運営は、研究科委員会と大学院委員会とによってなされる。研究科委員会は、各研究科の委員長が招集し、当該研究科の授業を担当する教授と准教授で組織される。大学院委員会は、大学院委員長が招集し、大学院委員長、各研究科委員長、幹事及び各研究科の教授 1 名で組織される。

【法科大学院】

法科大学院長は、「國學院大學法科大学院長選出に関する規程」に基づく選挙により選出される。院長を補佐する副院長の選出は、院長の選出方法に準じるが、法科大学院教授会の議を経て、院長の指名により選出することもできる（資料 9-8)。

法科大学院の運営は、法科大学院長が招集する法科大学院教授会によってなされる。法科大学院教授会には、法学部との連携の重要性から法学部長又は副学部長がオブザーバーとして出席しているほか、学長及び副学長が出席し、意見を述べることができることとなっていた。(資料 9-9)。

なお、法科大学院は、平成 29 年度末をもって廃止となった。

●点検・評価及び改善点

本学の副学長は、学則に「学長を補佐するため、本学に副学長を置くことができる」と定められているが、学長のガバナンス体制を強固なものにするためには、副学長を必置するように、学則を改正するべきである。また、経済学部副学部長については、実態に即し、その選出について、規程等で明文化すべきである。

「21 世紀計画」を強力に遂行するための権限と責任の明確化という視点において、21 世紀研究教育計画委員会は理事長が委員長を務めているが、その他の担当理事については公開しておらず、役割の明確化を含め、丁寧な説明を要する。

●長所

特になし

基準 9　管理運営

●点検・評価項目

大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

●國學院大學自己点検・評価チェックリスト（観点）

（ア）事務局の組織構成・人員配置について説明してください。

（イ）職員の採用・昇格をどのように行っていますか。

（ウ）SD をどのように行っていますか。

●現状の説明（全学）

「学則」第 18 条に基づき、事務局を置き、事務局内に 9 部 20 課を設置している。事務局の分掌は、「事務局分掌規程」に明示し、分掌に基づき適当な人員を配置している。

ただし、同規程については、業務区分の変更に際して見直しが行われていないこともあり、改善が必要である。人事異動は、「人事異動規程」に基づき行われている。しかし、原則として定めた年限を超えて異動が行われていないケースも散見される。 自己申告については「自己申告規程」に基づき毎年一回実施されている。また、同規程に自己申告の目的が明示されていない。 採用については、「職員採用規程」に基づき行われている。 昇格について、その基準等を定めた規程は存在しない。昇格に関して、必要な能力等、昇格基準については、明確になっていない（明示されていない）。事務局職員の研修は、「事務局職員研修規程」に基づき行われている。

平成 28 年度に実施した「事務局職員実態調査」の結果、研修及び目標管理・人事考課制度に対する不満が多かったため（資料 9-10）、研修については、平成 29 年度に一部見直しを実施した(資料 9-11)。目標管理・人事考課制度については、指摘内容のすべてについて、直ちに明文化することは不可能であるが、それに対応するために、事務局に「目標管理・人事考課制度見直し検討プロジェクト」を設置し、現在も毎週検討を重ねている。その結果として、平成 29 年度は目標管理の課題評価において部内調整の仕組みを導入、階層別能力の明確化（資料 9-12）、目標管理制度の見直し（資料 9-13）を図り平成 30 年度より実施される予定である。

なお、平成 29 年度から目標管理制度における事務局職員の評価については、部内調整の仕組みを導入し、その是正を図った。（資料 9-14）

●点検・評価及び改善点

職員の昇格については、年功序列を基盤としながらも、その基準に対する評価にバラつきが現況窺えていたが、平成 29 年度は目標管理の課題評価において部内調整の仕組みを導入、階層別能力の明確化、目標管理制度の見直しを図り平成 30 年度より実施される予定となっている。

一方、階層別研修・部署別研修・目的別研修・グローバル化対応研修の他、外部研修を含め SD の機会が提供されているが、平成 29 年度に示された階層別能力の明確化に伴い各種研修との整合性や客観的評価にどのように反映させるのか明確な方針が望まれる。

また、「21 世紀計画（第 4 次）」でうたう戦略推進を考えると現状の組織や人員配置についてそのままでいいのか検討の余地が窺える。それに対する対応策についての検討も望まれる。

●長所

特になし

基準 9　管理運営（財務）

●点検・評価項目

教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

●國學院大學自己点検・評価チェックリスト（観点）

（ア）中・長期的な財政計画を説明してください。

（イ）本学の財政の健全性について説明してください。

●現状の説明（全学）

直近 5 ヵ年の各種財務比率から分かるように、本学の財政状況は堅調に推移している（大学基礎データ(資料 9-15)（資料 9-16)。また、収支面から見ると、帰属収支差額比率は、会計基準変更に伴う退職給与引当金の一括繰入を行った平成 23 年度を除き、概ね 19%以上を推移している。人件費比率をはじめとする各比率項目の数値も全国平均との比較において同水準もしくは良好な数値である（資料 9-17)。

ストック面における財政状況を見ると、有利子負債を平成 8 年の約 91 億円から 9 億円に圧縮し（平成 26 年 3 月末)、有形固定資産を増加させて、教育研究環境の充実を図っている。また、各種特定資産による金融資産を堅調に増加させ、財務基盤の強化を図っている（資料 9-18)。貸借対照表関係比率による各種比率も、安定的に推移している（資料 9-19)。

更に平成 18 年度から、日本格付研究所（JCR）と格付投資情報センター（R&I）の 2 社から、長期優先債務格付けを取得している。日本格付け研究所（JCR）については、平成 30 年 3 月の格付け結果で、「AA（安定的)」を取得した（資料 9-16)。格付け投資情報センター（R&I）については、平成 27 年度から格付の更新を取りやめている。

渋谷キャンパスでは、平成 13～21 年度の第 1 期、平成 24 年度から開始した第 2 期の再開発事業を行っている。本事業については、一部、日本私立学校振興・共済事業団からの借入を行ったが、人件費の抑制等によって財源を確保し、基本的には自己資金で対応している。この人件費の抑制については、平成 10 年度に発足した「人件費問題等に関する特別委員会」と理事会との間で協議された財政再建策に拠っている。再建策では、人件費比率を 54%以下に引き下げることを目標として、本俸の引き下げ、退職金の改訂、賞与の抑制等を掲げた。現在は人件費比率を 50%未満とすることを理事会の基本的な方針として、財政の中長期計画を策定している。

一方、学校法人國學院大學の中期計画である「21 世紀計画（第 4 次)」の各取り組みが円滑に遂行できるよう財務基盤を確立し、予算編成時に「21 世紀計画（第 4 次)」との連携を紐づけるよう徹底も図った。具体的には、従前から作成している 4～5 年間を単位とする財務シミュレーションを発展させ、平成 26 年度から今後 10 年の財務シミュレーションを策定している。これにより、平成 30 年度までの 5 ヶ年で、第 3 号基本金を 50 億円増加させ、自己資金構成比率を更に高めて財務体質の強化を図るとともに、教育研究の質の向上並びに環境整備の充実を積極的に行っていく。全国平均から比して低調である教育研究経費率と補助金比率の改善を図るべく、職員を中心とした各種プロジェクト（資料 9-20）が機能し始めている。

●点検・評価及び改善点

各財務比率は堅調に推移し、財務基盤は安定していると窺える。

また、財務シミュレーションによる財政計画の策定を行い、第 3 号基本金を増加、自己資金構成比率を高め財務体質の強化を図っている。併せて教育研究の質の向上と環境整備の充実を行う計画が定められており、「21 世紀計画（第 4 次)」との親和性が高い点について評価できる。

一方、教育研究経費比率と補助金比率は依然として平均と比して低調である。

●長所

前述記載のとおり、各財務比率は堅調に推移し、財務基盤は安定していると窺える。

また、財務シミュレーションによる財政計画の策定を行い、第 3 号基本金を増加、自己資金構成比率を高め財務体質の強化を図っている。併せて教育研究の質の向上と環境整備の充実を行う計画が定められており、「21 世紀計画（第 4 次)」との親和性が高い点について評価できる。

更に消費収支計算書関係比率に代表される帰属収支差額比率、人件費率をはじめ、貸借対象関係各種比率も客観的に評価し管理されていることが窺える。

基準 9　管理運営（財務）

●点検・評価項目

予算編成及び予算執行は適切に行っているか。

●國學院大學自己点検・評価チェックリスト（観点）

（ア）予算編成及び予算執行の手続きを説明してください。

●現状の説明（全学）

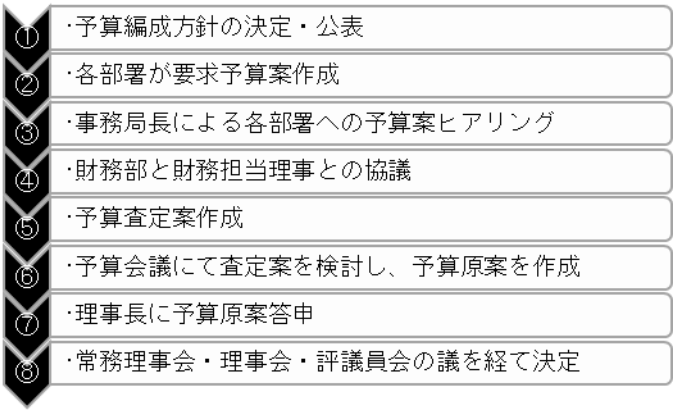

予算会議を設置し、単年度予算及び「21 世紀計画」に基づく事業の予算の編成・執行に関する検討・調整を行っている。予算会議は学長・副学長･財務担当理事･大学事務局長･財務部長・財務部次長・各学部長によって構成されており、議長は学長が務める。

予算編成の主な流れは左図のとおりである（資料 9-21)。上図③の事務局長による予算案ヒアリングの前に、財務部では各部署の要求経緯や執行実績を把握するための「予算編成検討ワークシート」を作成している。

ヒアリングには、財務部長、財務部次長、経理課長、経理課員が同席している。④では、事務局長が査定した結果をふまえ、財務部と財務担当理事との間で、法人全体の収支バランスを考慮した大学の予算規模を協議している。⑤では、事務局長及び財務担当理事が査定した結果を、理事長に報告・了承を得た上で財務部が予算査定案としてまとめている。

平成 26 年度当初予算までは、各部署が要求予算案を作成した後、予算取り纏め部署とな

っている人事課・管財課・広報課において、各部署の予算申請の適切性を査定し、③の予算案ヒアリングを行っていた。平成 26 年度補正予算からは、予算案ヒアリングの結果、実施が決定した事業について予算取り纏め部署が査定を行い、予算査定案に反映している。なお、予算取り纏め部署による査定は、アルバイト等の謝金（人事課)、物品調達（管財課)、広告費（広報課）の経費について、実施している。

なお予算は、「起案決裁区分に関する内規」と「『起案決裁区分に関する内規』の支出関係細則」に従い、各決裁区分によって起案の決裁を受けた後、所管部署（予算取り纏め部署）によって執行されるが、起案すべき事案に関する統一ルールについては、曖昧で明確になっていないのが現状である。

一方、学校法人國學院大學では、私立学校法に基づく監事の監査、私立学校振興助成法に基づく監査法人の監査並びに「学校法人國學院大學内部監査規程」に基づく内部監査を実施している。具体的に「学校法人國學院大學寄附行為」では監事を 2 名又は 3 名置くと規定し、法人の業務及び財産の状況を監査することとしている。なお、平成 29 年度は 3 名が監事の職に就いている。法人の決算については、会計年度終了後 2 ヶ月以内に監事の監査を受けることが規定されており、監事は監事会の場で理事長から決算の説明を受ける。

監事会には、理事長、常務理事、監事、内部監査室長、財務部と総務部が出席する。監事会においては、決算書の正当性を確認するだけではなく、監事と理事との間で幅広い意見交換が行われる。

内部監査を担当する内部監査室は、毎年度の監査計画書及び報告書を監事との間で相互閲覧し、随時意見交換を行っている。また、内部監査室の監査状況について、不定期ではあるが監査法人に説明を行っている。

監査法人の監査は、あらかじめ策定した監査計画に基づいた期中監査と決算監査からなる。監査は年間延べ 100 日程度実施している（資料 9-22)。往査日数は、法人内の財務規模が最大である大学が一番多いが、系列の中学校、高等学校にも往査を実施している。

監事監査と監査法人監査は法的に連動しないが、慣例的な仕組みとして次のような取り組みを行っている。監査法人の監査計画については、監事が監査法人から説明を受け、年間の計画・監査内容についての打ち合わせを行っている。また、前述の監事会に際して、監査法人監査の進行状況と問題点の有無について、監査法人から監事に対する事前説明が行われている。

●点検・評価及び改善点

予算編成時に事務局長・財務部次長・経理課長他にて次年度計画のヒアリング後、関連部署にて査定を行い、予算案を作成している。また、学長を議長とした予算会議にて予算の編成・執行に関する検討・調整が行われガバナンスが効いているが、その執行段階において起案すべき事案に関する統一ルールが曖昧で明確になっていなく、非効率な学内手続きとなっている。

また、社会が大きく変化する中、「21 世紀計画（第 4 次)」の戦略や行動計画の修正に予算も柔軟に対応できる様、責任部局への権限移譲の検討も望まれる。

更に、内部監査は行っているものの、特に事業の最終目的に対する予算執行の効果測定についての分析は不十分と思われる。

●長所

特になし

●根拠資料

9‐1　大学執行部（教務部・学生部・就職部・入学部・国際交流推進部）の課題と方針（平成 29 年度版）

9‐2　事務局基本方針（平成 29 年度版）

9‐3　常務理事会日程

9‐4　理事構成表

9‐5　委員会・プロジェクト諸委員一覧

9‐6　21 世紀研究教育計画委員会小委員会構成

9‐7　法科大学院副委員長選出に係る資料

9‐8　法科大学院運営規程

9‐9　事務局職員実態調査

9‐10　目標管理制度資料

9‐11　職位別役割

9‐12　目標管理制度資料（評価シート）

9‐13　事務局員評価資料

9‐14　資金収支関係資料

9‐15　事業活動収支関係資料

9‐16　事業活動収支関係比率資料

9‐17　各種特定資産資料

9‐18　貸借対照表関係比率資料

9‐19　JCR 格付資料

9‐20　各種プロジェクト

9‐21　予算編成の流れ（図）

9‐22　監査日程表

第１０章

内部質保証

基準 10　内部質保証

●点検・評価項目

大学の諸活動について点検･評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

●國學院大學自己点検・評価チェックリスト（観点）

（ア）自己点検・評価とその結果の公表をどのように行っていますか。

●現状の説明（全学）

本学は、「國學院大學自己点検・評価規程」に則り、自己点検・評価を毎年実施し、その成果物として 3 年に一度、報告書を作成している。報告書は、平成 10 年度から作成しており、平成 13 年度版から大学ウェブサイトにおいて PDF で公開している。現時点で最新版として公開しているのは平成 26 年度版である（資料 10-1)。自己点検・評価は大学基準協会の点検・評価項目をもとに行っており、大学ウェブサイト上の「大学の取組み」ページにおいて、閲覧できるようになっている。

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づく教育研究活動の状況の公開については、大学大学ウェブサイト上の「情報公開」ページにおいて行っている。情報自体は従前から大学ウェブサイトの各所で公開していたが、平成 29 年にリニューアルした本ページは、それらの情報への目次としての機能を担っている。数値は文部科学省の学校基本調査に則り、その他の各種調査の数値との確認作業を経た後に公開している。

●点検・評価及び改善点

自己点検・評価については、自己点検・評価委員会及び各自己点検・評価実施委員会が中心となり実施され、3 年ごとに報告書の発行及び大学ウェブサイトでも公表されている。

一方、実施運用については、その目的の共有が希薄で、報告書の作成というイベントとしての取組みに窺える。

●長所

特になし

基準 10　内部質保証

●点検・評価項目

内部質保証に関するシステムを整備しているか。

●國學院大學自己点検・評価チェックリスト（観点）

（ア）自己点検・評価に関する組織体制を説明してください。

（イ）自己点検・評価のプロセスを説明してください。

●現状の説明（全学）

本学の自己点検・評価体制は、自己点検・評価委員会（以下「本委員会」という。）と 20 の自己点検・評価実施委員会（以下「各実施委員会」という。）からなっている（資料 10-2)。本委員会は、各学部・大学院・法科大学院・研究開発推進機構から選出された 8 名の委

員と、事務局から選出された委員 3 名、事務局職員の幹事から構成されている。各実施委員会は、学部を基礎にするものと、学生部や就職部などの各種委員会を基礎にするものとがある。各学部、委員会等の活動に関する点検・評価は、各実施委員会で行い、それらの集約及び全学的な事項に関する点検・評価は、本委員会が行う。実施委員会の委員の構成や人数、任期などは内規で規定し、運営している。

今回の自己点検・評価においては、「内部質保証」を、事前に学生及び社会に対して約束した内容を実際に遂行できているか検証することと解釈した。平成 29 年度の自己点検・評価委員会では 3 つのポリシーが学生に対する「約束」であることを改めて認識することから始め、本学において「方針」や「計画」と銘打っているものが適切であるのか、日々の取り組みは方針や計画に沿ったものになっているのかを確認することを目指した。一方、自己点検・評価実施委員会の実質化を踏まえた体制が整えられているかの視点でみた場合、評価に偏りがうかがえ、全学教授会の議を経て根本的な体制等の再構築を行い来年度より新しい仕組みで自己点検・評価を行うこととしている（資料 10-3）。

●点検・評価及び改善点

何のための自己点検・評価なのか、批判的に反省し、その目的を効率かつ効果的に達成するための仕組みの改善やそれに伴う規定の変更について柔軟に検討されており、主体性を持ち自立的な体制と評価できる。

●長所

前述のとおり、主体性を持ち自立的な体制と評価できる。

基準 10　内部質保証

●点検・評価項目

内部質保証システムを適切に機能させているか。

●國學院大學自己点検・評価チェックリスト（観点）

（ア）本学の PDCA サイクルを回すために、現状の自己点検・評価システムは
　　どのように機能しているかを説明してください。
（イ）教員の教育研究活動のデータベース化の取り組みを具体的に説明してください。
（ウ）学外者の意見を聴取する取り組みがあれば具体的に説明してください。
（エ）大学基準協会からの指摘事項への対応状況を説明してください。
　　※法科大学院は「大学基準協会」を「日弁連法務研究財団」に読み替えてください。
（オ）文部科学省等からの指摘事項への対応状況を説明してください。

●現状の説明（全学）

【自己点検・評価の体制】

前述のとおり、「國學院大學自己点検・評価規程」に基づき、3 年に一度自己点検・評価報告書を作成している。平成 22 年度以前の自己点検・評価報告書では、大学基準協会の点検・評価項目をもとに、各実施委員会が現状を点検・評価した結果をまとめる形を取っていた。今回の自己点検・評価では、各実施委員会は「現状の説明」を行うことに専念し、本委

員会が客観的に全学を俯瞰して点検・評価を行う分業形式を試行した。現状をありのまま把握し、実績が不十分な箇所は不十分であると認める客観的な評価をすることにより、実効性のある自己点検・評価を目指した。提出された「現状の説明」については、状況に応じヒアリングを実施して記述内容を確認など、大学全体の視点で自己点検・評価を心がけた。

「現状の説明」の記述にあたっては、一問一答形式で回答できるよう、大学基準協会の点検・評価項目を基にして「國學院大學自己点検・評価チェックリスト」を作成した（資料 10-4)。現状のチェックリストには、学校法人國學院大學の中期計画「21 世紀計画（第 3 次)」に掲げられた諸施策も掲載しているが、平成 29 年度より「21 世紀計画（第 4 次)」が始動しているため、見直しを進めたい。なお、本委員会と各実施委員会の関係が「評価する側」「評価される側」とならないよう、チェックリストは本委員会による原案を各実施委員会からの意見を反映させながら修正し、作成したものを採用している。

最終的な報告書作成にあたっては、大学基準協会の平成 30 年度以降の第 3 期認証評価基準を念頭に体系を整える作業を行った。

なお、上記チェックリストにも反映している「21 世紀計画（第 3 次)」の各取り組みについては、実施主体と思われる諸機関・部署で意識していない、部署間で取り組み内容の理解に差異がある、などの問題が確認されていたが、その状況に鑑み、現状の「21 世紀計画（第 4 次)」から実施主体で認識するよう、あらゆる場面で「21 世紀計画（第 4 次)」を意識する仕組みをはじめている。（資料 10-5）

【教育研究活動のデータベース化】

現在、本学における教員の教育研究活動のデータベースは、研究業績を蓄積する「K-ReaD」と教育活動に関する情報を蓄積する「K-TeaD」の 2 つから構成されている。

「K-ReaD（國學院大學研究者データベース Kokugakuin University Researcher's achievements Database)」は、平成 18 年度から公開しているシステムであり、3 年に一度の自己点検・評価報告書作成時には、「K-ReaD」のデータを基に別冊『教育・研究活動報告書』を作成している。新任教員に対しては、新任教員研修会において「K-ReaD」の説明及び入力の依頼を行っている。

平成 30 年度には「K-ReaD」をリニューアルし、本学のウェブサイトでの教員業績の公開、researchmap への自動配信、e-Rad 等外部データベースとの連携が可能になる。リリースは平成 30 年度 9 月を予定しており（資料 10-6)、順次説明会等を開催し、利用目的、方法等を本学教職員に対し周知徹底する。

「K-TeaD（國學院大學教育業績データベース Kokugakuin Teacher’s Achievements Database)」は、教育活動に関する情報を蓄積・共有するデータベースとして平成 24 年度に導入した。教員が自身の教育活動（授業実践や FD 実績等）の情報を蓄積して継続的な省察を行い、かつその公開を通して教職員間で情報を共有することにより FD を活性化し、学生や保証人に対する説明責任を果たすことを目的としている。

「K-TeaD」は、「授業評価アンケート」と「教員自己評価アンケート」との 2 つの機能から　成る。「授業評価アンケート」は、専任・非常勤を問わず教員が自身の学生による授業評価アンケートの結果を確認し、それに対するリプライコメントを入力・公開するものである。

「教員自己評価アンケート」は、平成 19 年度から実施してきた「教育活動に関する教員評価アンケート」（任意回答）を継承するもので、専任教員が教育活動に関わる授業実践や FD 実績等の情報を随時入力して蓄積し、公開できるようにした。教員の参加率（回答率）は、平成 23 年度（システム導入前）が 59%であったが、システムを導入した 24 年度には 62%、27 年度は 42.4%、28 年度は 42.4%、29 年度では 31.1%と FD に関する教員の意識の希薄さが窺え、大きな問題と言わざるを得ない。なお、これらの結果については、最新の情報を「K-TeaD」で一般公開し、検索・閲覧できるようにしている（資料 10-7）。

学部における学生による授業評価アンケートについて、学生に対する公開の仕方や、授業評価の結果を教員及び教員集団（学部）が教育改善につなげられるような仕組みについて検討してはどうかとの助言が付された。これについては、前述した「K-TeaD」において、アンケートの結果に対する教員のリプライコメントを公開するよう、改善した。また、授業担当教員にのみ通知していたアンケート結果を、各学部の学部長・副学部長・教務部委員・教務委員へ提供する制度を整え、学部単位での FD を支援する体制をとっている。

【学外者の意見を取り入れる取り組み】

学外者の意見を聴取する取り組みとして挙げられるのは、法人として毎年度実施している日本格付研究所（JCR）による格付け更新である。各種データの収集やヒアリング等を通して、大学の運営に関し、学外者の意見を聴取する一つの機会となっている（資料 9-19）。

また、一部の学部においては、外部評価を受けているところもあるが、学部全体を俯瞰した評価とはなっていなく、内部質保証の方針に則り今後の課題としたい。

なお、平成 30 年度からは「21 世紀計画（第 4 次）」の進捗に対し、外部の意見を取り入れる仕組みを構築し、PDCA の進捗を外部からも評価いただく計画となっている。計画の進捗評価にあたっては、担当者によるチェックができるだけでなく、外部評価の際もより分かりやすく、客観的に判断できるよう、平成 30 年 7 月にリリース予定で計画進捗システムを導入する予定となっている。（資料 10-8）

【法科大学院について】

法科大学院では、平成 19 年度上期、平成 24 年度上期の 2 回にわたり、日弁連法務研究財団による認証評価を受審している。いずれの評価に対しても改善を行い、当該財団に「年次報告書」を提出している。

なお、法科大学院については、平成 29 年度末をもって廃止した。

●点検・評価及び改善点

一部の学部では第三者による外部評価を受けているが、大学全体として仕組みが構築されておらず、統一した内部質保証システムとなっていないことから、改善が望まれる。

教育研究活動データベースは、リニューアルが予定されており、研究業績や社会活動を含め一元管理されることでその利用拡大が期待される。

一方、「教員自己評価アンケート」の回答率は年々下がっており、現況の仕組みの有効性が疑わしい。「K-TeaD」の機能を含め再考が望まれる。

また、大学基準協会からの指摘にもある編入学に関する学生受け入れについては、いまだ

改善が見られない。教育の質保証の視点で編入学定員を設けるなど、入学定員管理同様の対応が望まれる。

総体としては、何のための自己点検・評価なのか、批判的に反省し、その目的を効率かつ効果的に達成するための仕組みの改善やそれに伴う規定の変更について柔軟に検討されている。

●長所

特になし

●根拠資料

10‐1　平成 26 年度版　自己点検・評価報告書
10‐2　自己点検・評価委員会体制表（平成 29 年度版）
10‐3　自己点検・評価委員会体制表（平成 30 年度版）
10‐4　國學院大學自己点検・評価チェックリスト
10‐5　学部長会資料（平成 30 年 4 月 5 日）
10‐6　新「K-ReaD」資料
10‐7　教員自己評価アンケート　資料
10‐8　計画進捗システム資料

終　章

終章

「國學院大學自己点検・評価規程」第 9 条には、自己点検・評価の結果の活用について、自己点検・評価委員会には、「実施体制、点検・評価項目などについての定期的な見直し及び改善に努めるものとする。」という課題が、構成員及び各機関に対しては、「結果を尊重し、教育研究及び管理運営等の各分野において、それぞれの活動の向上と活性化に努めるものとする。」という課題が、学長に対しては、「理事会及び全学教授会と協議の上、自己点検・評価の結果に基づく本学の構成員及び各機関が行う改善のための条件整備に努めるものとする。」という課題が、示されている。報告書を閉じるにあたって、それぞれに提起された努力課題を問い直したい。

１．理念・目的、教育目標の大学全体の達成状況

本報告書では、「國學院大學自己点検・評価規程」に則り、平成 27 年度から平成 29 年度までの取り組みについて点検・評価を行い、各基準について第 1 章から第 10 章まで、それぞれ各章の「点検・評価項目」及び「「國學院大學自己点検・評価チックリスト」を確認した上で、「現状の説明」、「点検・評価及び改善点」、「長所」を記述し、末尾には根拠資料を付した。平成 27 年度に受審した認証評価において指摘を受けた事項については、その後の改善への取り組み状況についても記載している。

本学の理念・目的は、「学則」第 1 条に「本学は神道精神に基づき人格を陶冶し、諸学の理論並びに応用を攻究教授し、有用な人材を育成することを目的とする」と定め、この理念・目的の達成のために教育研究活動を展開している。しかしながら、建学の精神、大学の理念・目的は、抽象度が高く、その達成を直接的に評価することには馴染まない面がある。一方で、教育目標は、時代背景や社会からの要請に基づき、定期的に見直しを図る必要がある。そこで本学では、期間に一定の区切りを設け、その期間内の達成度を評価し、継続的に改善・改革を行うことで、抽象度の高い建学の精神や教育理念の具現化を図ろうとしている。本学は、創立 120 周年を迎えた平成 14 年に、5 年間の中期計画として「21 世紀研究教育計画」を策定した。中期計画は 5 年ごとに見直され、取り組みを続けている。「21 世紀計画（第 3 次）」では、将来像を「『國學院』ブランドの確立と強化」と定めて、その達成に向けた取り組みを展開した。その成果を踏まえて平成 29 年度に策定した「21 世紀計画（第 4 次）」では、将来像を「人文・社会科学系の「標」となる」とし、教育目標を「主体性を持ち、自立した「大人」の育成」とした。現在は、この将来像と教育目標の達成に向けて、教職員が一体となって取り組みを行っているところである。

今回の点検・評価を行った結果、建学の精神と大学の理念・目的、及び教育目標については、その達成に向けて不断の努力を重ねており、着実に進めていると評価できる。

２．優先的に取り組むべき課題

本学において、取り組むべき課題が存在し、その中でも特に優先的に取り組まなくてはならない課題があることを認識している。

アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、及びディプロマ・ポリシーを平成 28 年度に見直し、平成 29 年度から新たな 3 つのポリシーに基づく教学マネジメントを実

施している。今後は、高等教育を取り囲む社会状況の変化をふまえて、大学、学部、及び研究科の教育研究の目的・及び人材養成上の目標・理念の目的に照らして、適切なものであるか否かを定期的に検証する体制を整備する必要があるであろう。また、体制整備とともに、一部、先行して共通教育科目で学修参照基準を設定しているが、今後、全学的な取り組みとして、学生の学修成果の測定のための評価指標をどのようにしていくのか、という課題の検討も必要と考える。

大学院の一部の研究科においては、定員充足率が 0.33 に満たないところがある。平成 27 年度の認証評価における指摘を踏まえて、募集体制や広報面での改革に取り組みを始めている。今後は、理念・目的の検証、入学定員の見直しや組織変更などという抜本的な課題解決に向けた取り組みが求められる。

３．今後の展望

本学では、中期計画である「21 世紀計画（第 4 次)」を策定し、計画に基づいて、教育研究活動が展開されている。また、内部質保証の観点では、認証評価において指摘された自己点検・評価体制の仕組みの形骸化を改善すべく、見直しを行い、平成 30 年度からは新たな点検・評価体制を始動させることが決まっている。今後は、この「内部質保証システム」を着実に実行することが重要である。今回の自己点検・評価により得られた結果を真摯に受け止め、長所は伸長し、課題については、すみやかに改善・改革の取り組みに着手しなければならない。

今後も本学は、建学の精神や大学の理念・目的の具現化のために策定した「21 世紀計画（第 4 次)」に基づく教育・研究を展開し、日本はもとより国際社会で、主体性をもって活躍できる人材の育成を希求し続けていきたい。

大学基礎データ

自己点検･評価報告書（平成２９年度版）

平成３０年７月１９日発行
編　集　　國學院大學自己点検・評価委員会
発　行　　國學院大學
〒１５０－８４４０
東京都渋谷区東四丁目１０番２８号
TEL ０３－５４６６－０１１１
連絡先　　國學院大學総合企画部企画課
TEL ０３－５４６６－０３９５